



久慈市総合計画

・ 基 本 構 想 ・ 後期基本計画



令和 3 (2021) 年

岩手県久慈市

(令和 7 年12月改訂)



ごあいさつ

東日本大震災の発生から10年が経過いたしました。

また、この間に平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号によって、2度にわたり自然災害に見舞われ、被災された方々の一日も早い生活再建や産業の再生に向け、これら自然災害からの復興を最優先に取り組みを進めているところであります。

当市では、平成28年3月に「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を基本理念とする第2次久慈市総合計画基本構想を策定し、まちづくりの基本は「ひと」とであると捉え、「人」と「人」、「地域」と「地域」のつながりや支え合いの力をさらに高めながら、誰もが笑顔で安心した暮らしを営むことができる、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを、市民一体となって進めているところであります。前期基本計画期間では「雇用・所得環境の改善」、「結婚・出産・子育て・教育環境の整備・充実」、「Kターンの促進」等により少子化、人口減少対策に取り組んできたところであります。

今般策定しました後期基本計画は、この第2次総合計画の後期5年間の施策の方向性を示すもので、基本構想で定める4つの施策の基本方針を継続して推進するとともに、新たな社会的課題である新型コロナウイルス感染症の拡大や働き方改革等への対応も考慮したところであります。

また、施策の推進に当たっては、平成27年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用し、横断的な施策の取り組みや多様なステークホルダーとの連携による課題解決を目指していくものであります。

本計画が着実に推進されるためには、市民と行政との積極的な関わりが必要であると考えていることから、市民の皆様の一層のご理解とご協力、そして市政への積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定検討委員会の委員をはじめ、市民満足度アンケート、パブリックコメントなどにより、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げ、結びとさせていただきます。

令和3年3月

久慈市長 遠 藤 譲 一

久慈市の花・鳥・木



市の花 つつじ

ツツジ科ツツジ属の植物の総称。久慈市の山野いたるところに自生している。春先から初夏にかけ、色鮮やかに花を咲かせ、市民に愛され親しまれている。



市の鳥 うぐいす

スズメ目ウグイス科に分類される鳥。小形で、背は緑褐色、腹は灰白色。久慈市の山野に生息し、早春から鳴き始め、夏遅くまで美しい鳴き声を奏でる。春告鳥の別名がある。



市の木 しらかば

カバノキ科の落葉樹。樹皮は白く、高原・山地の日当たりのよい所に生える。平庭高原の白樺林は日本一と評される。新緑の季節には、白樺の白、青空の青、木々の緑が鮮やかなコントラストを描く。

目 次

基本構想

第1章 序論

- 第1節 総合計画とは…………… 1
- 第2節 久慈市の概況…………… 3

第2章 基本構想

- 第1節 久慈市の将来像…………… 7
- 第2節 施策の大綱…………… 12
- 第3節 将来の主要指標…………… 29
- 第4節 土地利用方針…………… 32

後期基本計画

序章 SDGsの取組…………… 36

第1章 「重点戦略」

いつまでも住み続けたいと思うまちづくり…………… 44

- 第1節 くじの魅力発信プロジェクト…………… 45
- 第2節 日本一の地域づくりプロジェクト…………… 49
- 第3節 安心・安全のまちプロジェクト…………… 52
- 第4節 みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト…………… 55
- 第5節 安心できる医療福祉のまちプロジェクト…………… 58
- 第6節 出愛いと地元愛の育みプロジェクト…………… 62
- 第7節 魅力ある仕事起しプロジェクト…………… 65

第2章 「基礎戦略1」

共に支え、元氣と安らぎあふれるまちづくり…………… 70

- 第1節 情報公開の推進…………… 71
- 第2節 市民との協働の推進…………… 73



第3節	地域づくり活動の推進	75
第4節	交流・連携と移住・定住の促進	77
第5節	社会福祉の充実	81
第6節	高齢者福祉の充実	84
第7節	障がい者福祉の充実	87
第8節	地域医療の充実	90
第9節	保健活動の充実	93
第10節	自然景観の保全・創造と活用	97
第11節	環境対策の推進	99
第12節	市民生活の充実	102
第13節	エネルギー対策の推進	105
第14節	防災体制の充実	107
第15節	道路整備の促進	110
第16節	港湾整備の促進	113
第17節	街並み環境整備の促進	116
第18節	生活環境基盤整備の促進	119
第19節	情報通信環境の充実	121

第3章 「基礎戦略2」

総合力豊かな人材を育てるまちづくり 122

第1節	子育て支援の充実	123
第2節	学校教育の充実	126
第3節	生涯学習の充実	132
第4節	生涯スポーツの振興	136
第5節	男女共同参画社会の推進	139

第4章 「基礎戦略3」

資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり 142

第1節	農業の振興	143
第2節	林業の振興	148
第3節	水産業の振興	151
第4節	商工業等の振興	155
第5節	観光の振興	160

付 属 資 料

統計資料等	164
-------	-----





久慈市総合計画

【基本構想】



第1章 序 論





第1節 総合計画とは



1 計画策定の趣旨

久慈市では平成18年度に第1次総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政運営を図ってきました。

第2次総合計画は、第1次総合計画の内容を基本とし、久慈市を取り巻く環境の変化に対応できるよう市民のニーズを捉え、市民の参画のもとに策定するものであり、目指す将来の久慈市の姿を実現するため各種取り組みを推進します。

2 計画の性格と役割

(1) 久慈市の将来像を示す最上位計画

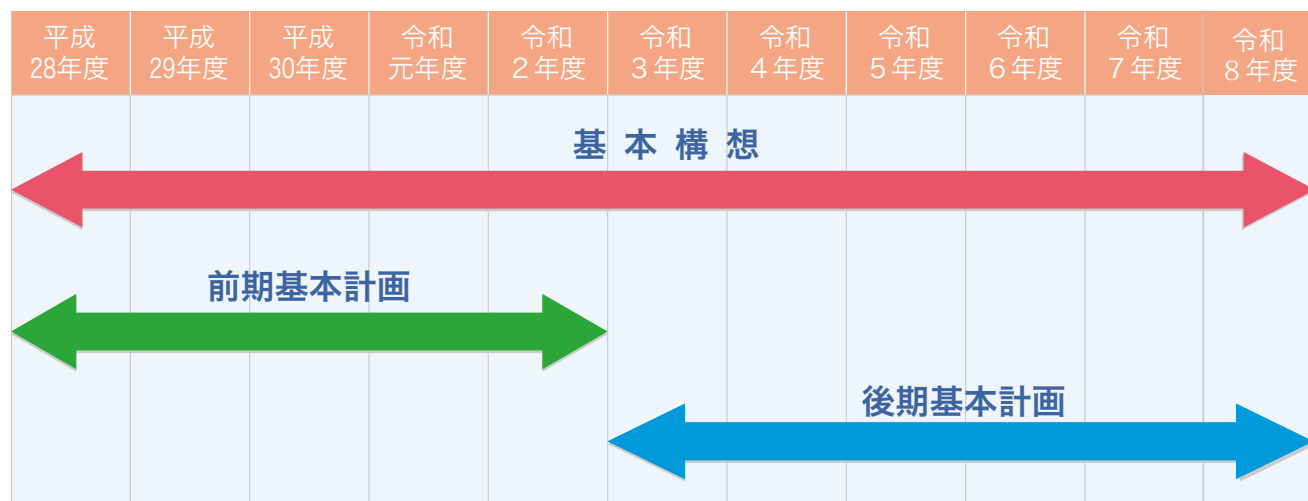
この計画は、久慈市のさらなる発展のため、長期的展望に立った総合的かつ計画的なまちづくりを推進する指針として、諸施策の決定及び予算編成等の基本となるものであり、各分野における個別計画の最上位計画として位置づけられるものです。

(2) 市民すべての活動指針を示す計画

この計画は、市民や事業者、NPO、地域団体などの市政に対する理解・協力及び積極的な参加を要請し、その活動指針となるものです。

3 計画の期間

この計画は、平成28年度（2015年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする11カ年計画とします。





4

計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、令和8年度（2026年度）を目標年度とし、今後の久慈市の基本的な姿勢(理念)とあるべき姿(将来像)を定め、その実現のための基本的施策（施策の大綱）を明らかにするものです。

(2) 基本計画

基本計画は、平成28年度から令和2年度までを前期基本計画期間、令和3年度から令和8年度までを後期基本計画期間とし、基本構想に掲げる理念と将来像及び施策の大綱に基づき、重点的に実施する施策を明示するとともに、分野別の体系を明らかにするものです。

5

計画の進行管理

計画推進のため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を市民の視点で適切に実施することなどにより、計画の適切な進行管理を行います。





第2節 久慈市の概況



1

自然的条件

久慈市は、岩手県北東部に位置しています。東側は、太平洋に面した海岸段丘が連なり、小袖海岸など三陸復興国立公園の代表的な景勝地を有しており、西側は、遠島山など標高1,000m以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたります。また、東流する久慈川・長内川等の河川が北上高地を開析し、急峻な溪谷を形成しながら太平洋に注いでいます。

総面積624km²のうち森林面積が全体の86%（537km²）を占めており、平庭高原の白樺林や久慈溪流は久慈平庭県立自然公園に指定されています。

気象は、太平洋に面していることもあり、海洋性気候と内陸性気候の両方の気象状態を併せ持ち、夏季にはヤマセ（偏東風）の影響を受けることが多く、比較的冷涼な気候です。

また、冬季は比較的温暖ですが、北西の季節風が強く、春先にはフェーン現象も見られます。

降水量は、年間平均1,000から1,500mm程度と県内でも比較的少なく、積雪量も比較的少ない地域ですが、西側山間部では多雪地区もあり、春先の大雪や晩霜による農作物への被害を受けることがあります。

2

歴史的沿革

久慈市の起源は、埋蔵文化財調査等により出土した石器や土器、遺跡等から1万年以上前の石器時代に遡るものと推定されています。

また、古くから琥珀の産地として知られ、遠く奈良の都まで運ばれて装飾品の一部や貴石として扱われていたほか、江戸時代には砂鉄、馬、海産物の主要な産地として栄えました。明治に入ると、九戸県、八戸県、江刺県、盛岡県と変遷し、明治5年に岩手県所属となりました。

明治11年に九戸郡が分割され、現在の久慈市の大半は南九戸郡に所属することとなりました。

明治22年4月には「町村制」が施行され、これに伴い小規模の村々が合併することとなり、南九戸郡に所属する久慈町（4村が合併）、長内村（2村）、大川目村（2村）、夏井村（6村）、山根村（6村）、宇部村（1村）、山形村（7村）と、北九戸郡に所属する侍浜村（3村が合併）が誕生しました。

明治29年には、南九戸郡と北九戸郡が九戸郡に統合されました。

この後、昭和の大合併の時代に入り、昭和29年には、2町5村が合併し久慈市が誕生しました。

平成18年3月6日に、旧久慈市と旧山形村が合併し、現在の久慈市が誕生しました。



3

総人口の推移

総人口は、昭和35年の45,025人をピークに減少しています。昭和35年と平成27年の比較では、55年間で20.8%の減少となっています。

【総人口の推移】

(単位：人、%)

区 分	S 35年	H 2 年	H 7 年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S35⇒H27
総人口	45,025	42,758	41,225	40,178	39,141	36,872	35,642	-9,383 (-20.8)

資料 総務省統計局 国勢調査

4

年齢別人口の推移

年齢別人口の推移は、年少（0～14歳）人口が昭和35年以降減少を続ける一方で、老年（65歳以上）人口は一貫して増加し、平成12年には初めて老年人口が年少人口を上回りました。

また、生産年齢（15～64歳）人口は、昭和60年にピークを迎え、その後は減少し続けています。

年齢別人口の構成比は、平成27年国勢調査によると、年少人口比率が12.6%、生産年齢人口比率が57.8%、老年人口比率が29.6%となっています。

【年齢3区分別人口の推移（実数値）】

(単位：人、%)

区 分	S 35年	H 2 年	H 7 年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S35 ⇒ H27
0～14歳	17,892 (39.7)	9,282 (21.7)	8,070 (19.6)	6,971 (17.4)	6,165 (15.8)	5,211 (14.1)	4,505 (12.6)	-13,387 (-74.8)
15～64歳	24,794 (55.1)	27,930 (65.3)	26,225 (63.6)	25,031 (62.4)	23,686 (60.5)	21,943 (59.5)	20,544 (57.6)	-4,250 (-17.1)
65歳以上	2,339 (5.2)	5,546 (13.0)	6,930 (16.8)	8,122 (20.2)	9,290 (23.7)	9,718 (26.4)	10,527 (29.5)	8,188 (350.1)
計	45,025	42,758	41,225	40,178	39,141	36,872	35,642	-9,383 (-20.8)

※上段：人口、下段：構成比

資料 総務省統計局 国勢調査



5 世帯数の推移

世帯数は、平成17年にピークを迎え、その後は横ばい程度となっています。

一方、1世帯当たりの平均人数をみると減少傾向にあり、昭和35年が5.2人だったのに対し、平成27年は2.5人となっており、核家族化等による世帯の少人数化が進んでいます。

【世帯数の推移】

(単位：世帯、%)

区 分	S 35年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S 35⇒H27
世帯数	8,622	13,155	13,520	14,059	14,262	14,012	14,256	5,634 (65.3)

資料 総務省統計局 国勢調査

【1世帯あたりの平均人数の推移】

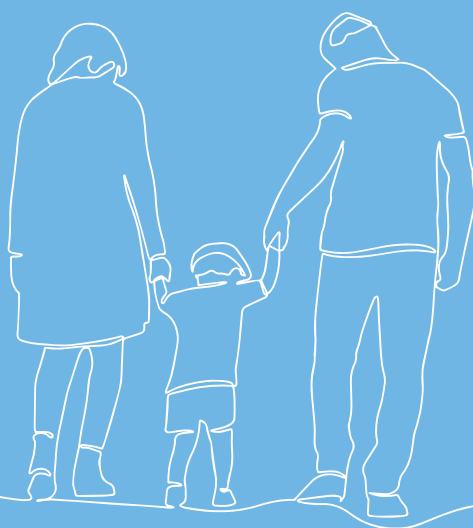
(単位：人、%)

区 分	S 35年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	H27年	増減 S 35⇒H27
平均人数	5.2	3.3	3.0	2.9	2.7	2.6	2.5	-2.7 (-51.9)

資料 総務省統計局 国勢調査



第 2 章 基本構想





第1節 久慈市の将来像



1

まちづくりの基本理念

本州一の面積を有する岩手県の北東部に私たちのまち「久慈市」は位置しています。市街地から西方には、遠島山をはじめとする北上高地の峰々を遠望することができ、東方には三陸復興国立公園の代表的な景勝地・小袖海岸を有しています。また、清流、久慈川・長内川が市内を東流し太平洋へと注ぐなど、私たちのまちは雄大な自然と美しい景観に囲まれ、その恵みの中で特性を生かした歴史や文化を育んできました。

しかし、近年、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化と人口流出が進行し、将来の久慈市の人口は24,841人（2045年度）に減少すると見込まれています。一方で、人口減少は進行するものの価値観やライフスタイルは多様化し、個性重視と自己実現の社会へと進展する中で、人と人とのふれあいや、地域間のふれあいが希薄化しつつあります。

このような状況の中、魅力的で持続可能な自治体運営を行うためには、地域の誇りと魅力を再認識しながら人口減少問題や関連する諸課題に積極的に取り組むとともに、恵まれた自然環境と先人が築いた人間性豊かな地域社会を大切にすることが重要であり、市民一人ひとりが将来を見据えながら市民協働の取組意識を持ち、共有することが必要です。

また、東日本大震災からの復興については、久慈市復興計画に基づく5つのプロジェクト（①生活を再建する、②水産業を復興する、③交流人口を拡大する、④災害に強いまちづくりを進める、⑤再生可能エネルギー等に取り組む）に取り組んできましたが、今後のまちづくりの発展のためには、これらを総合計画の中で継続的に取り組んでいく必要があります。

平成23年に地方自治法が改正され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務はなくなりました。

しかし、市では、市の基本的な理念と将来像を定める基本構想は、まちづくりに不可欠なものと捉え、基本構想とそれに基づき実施する施策を分野別に体系化した基本計画とを併せた総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

そして、計画に基づいた各分野の取り組みを実行し、さらに市民が住みなれた地域で快適な生活を享受でき、活力と笑顔あふれる豊かな久慈市を創造するため、基本構想計画期間10年間のまちづくりの目指す将来像を次のように設定しました。



まちづくりの基本は「ひと」であり、「人」と「人」、「地域」と「地域」のつながりと支え合いの力が、まちを元気にします。

元気なまちには活力があり、笑顔があふれます。

市民の暮らしを地域が見守り育み、行政が支える。誰もが住みなれた地域で安心して暮らしを営み、先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを市民一体となって進めていく考え方の基本理念を表現したものです。





1

基本方針

基本理念に掲げた市の将来像を実現するため、重要性・緊急性・市民ニーズなどを勘案し、選択と集中による経営資源の重点投入を主眼に置いて、計画期間内に戦略的な観点から優先的に取り組むことを基本とした「重点戦略」と、地域の特性と課題を踏まえ、総合的に取り組むことを基本とした「基礎戦略」に区分けし、新たなまちづくりを推進します。

【重点戦略】

いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

人口減少や少子高齢化という厳しい状況に立ち向かい、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めるための政策の戦略的な展開を図るために、以下の7つのプロジェクトからなる重点戦略を実施します。

- (1) くじの魅力発信プロジェクト
- (2) 日本一の地域づくりプロジェクト
- (3) 安心・安全のまちプロジェクト
- (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト
- (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト
- (6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト
- (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト



【基礎戦略1】

共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴・広報活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい事業の実施に努め、市民と市政の情報共有及び双方向の関係づくりに取り組みます。

平成20年には国内人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入したことから、地域の魅力発信などによる移住・定住の促進に取り組み、併せて、市民が元気と安らぎを持てる生活を送ることができるように、地域でお互いが支えあえる共助の力を育むとともに、行政・医療・介護・福祉・地域の連携システムを構築することにより、総合的なサービスを提供できるように取り組みます。

また、環境への負荷が少ない低炭素社会・循環型社会の構築を推進し、併せて、市民が安全で、快適な生活を送ることができるよう、道路網の整備をはじめとする都市基盤及び情報基盤等の整備に努めます。





【基礎戦略2】 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。また、市民の芸術文化活動へのニーズに応える取り組みを進めるとともに、市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

【基礎戦略3】 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

一次産業を基幹産業とする当地域にあつては、「安心・安全」を求める消費者ニーズの高まりを好機と捉え、農林水産物の付加価値向上と販売力強化の視点に立った生産・流通体制の構築など一次産業の振興に取り組みます。

また、地域の特性を生かせる企業の誘致、既に立地している企業へのフォローアップなど、より一層の雇用の確保を促進するとともに、起業支援や中心市街地の活性化など商工業等の振興に取り組みます。





第2節 施策の大綱



子どもたちに誇れる
笑顔日本一のまち
久慈

〈基本方針〉

【重点戦略】

いつまでも
住み続けたいと
思うまちづくり

〈主要施策〉

- (1) くじの魅力発信プロジェクト
- (2) 日本一の地域づくりプロジェクト
- (3) 安心・安全のまちプロジェクト
- (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト
- (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト
- (6) 出愛いと地元愛の育みプロジェクト^{であい}
- (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト

【基礎戦略1】

共に支え、元氣と
安らぎあふれる
まちづくり

- (1) 情報公開の推進
- (2) 市民との協働の推進
- (3) 地域づくり活動の推進
- (4) 交流・連携と移住・定住の促進
- (5) 社会福祉の充実
- (6) 高齢者福祉の充実
- (7) 障がい者福祉の充実
- (8) 地域医療の充実
- (9) 保健活動の充実
- (10) 自然景観の保全・創造と活用
- (11) 環境対策の推進
- (12) 市民生活の充実
- (13) エネルギー対策の推進
- (14) 防災体制の充実
- (15) 道路整備の促進
- (16) 港湾整備の促進
- (17) 街並み環境整備の促進
- (18) 生活環境基盤整備の促進
- (19) 情報通信環境の充実

【基礎戦略2】

総合力豊かな人材を
育てるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の充実
- (4) 生涯スポーツの振興
- (5) 男女共同参画社会の推進

【基礎戦略3】

資源を生かす魅力と
やりがいのある
産業のまちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 水産業の振興
- (4) 商工業等の振興
- (5) 観光の振興



【重点戦略】いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

(1) くじの魅力発信プロジェクト

「琥珀と恐竜の太古ロマン」や「ロケツアーリズム」などの地域資源を活かした魅力発信に努めるとともに、豊かな自然環境や、農林水産業を生かした教育旅行・体験型観光の受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、広域道の駅を地域の魅力発信拠点とし、広域4市町村の連携と効果的な情報発信に取り組みます。

(2) 日本一の地域づくりプロジェクト

住民協働や地域の支え合いの重要性は今後さらに高まることから、より多くの市民が地域づくり・まちづくりに参加するための環境づくりに取り組みます。

また、趣味やサークル活動等の小さなコミュニティが、生活の困りごとを抱える住民を支えられるような仕組みになるよう支援するとともに、町内会、地域といった大きなコミュニティの活性化に取り組むなど、住民協働の輪の拡大と連携強化による地域づくり日本一を目指します。

(3) 安心・安全のまちプロジェクト

予期せぬ災害等の被害を最小限に抑えるためには、迅速な情報の把握と自助・共助・公助の連携が重要なことから、防災・防犯情報を速やかに届けるための充実した仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助との役割認識と連携の強化及び、自主防災力の強化に取り組みます。

また、震災アーカイブ等東日本大震災の記憶を風化させず後世に伝える取組を推進します。

(4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

バスや鉄道の運行については、アクセス及び利便性など利用者の需要に配慮した交通ネットワークの整備と、それぞれの地域に合った移動手段の確保を目指し、地域・事業者・行政が協働して効果的な運行に取り組みます。

また、住民・地域みんなに愛されるマイバス・マイレールづくりを展開し、公共交通機関の利用促進を図ります。

(5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト

「自らの健康は自らが守る」を基本に市民の健康維持・向上に努め、高齢者を地域で見守る活動の充実と生きがいづくりに取り組みます。

また、感染症対策に取り組み、「新しい生活様式」の実践や医療体制の充実を図る



とともに、医師確保のため、地元出身の医師の人材育成など医師確保対策に努め、周産期医療の充実など安心できる医療環境の整備に取り組みます。

(6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト

未婚化、晩婚化を要因とする少子化への対策として、結婚に対する意識の醸成や結婚したい市民への支援に取り組むとともに、妊娠期から出産・子どもの就学期までの間ワンストップで相談できる体制を整備し、切れ目のない子育て支援に取り組みます。また、子どもたちが地域の魅力を体験し、地元愛を育むための活動に取り組みます。

(7) 魅力ある仕事起しプロジェクト

行政・企業・団体・教育機関等が連携して、職場見学やキャリア教育を推進する仕組みを構築するなど、地元企業や地域産業に対する理解と職業意識の醸成に取り組みます。

また、高等教育機関卒業者の採用支援を行うとともに、企業や研究機関等の誘致、豊かな地域資源を生かした6次産業化や新事業の創出、特色ある企業の技術の情報発信等、意欲のある起業家や事業者に対する支援体制を構築し、魅力ある雇用の場の創出に向けて取り組みます。





【基礎戦略1】共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

(1) 情報公開の推進

① 情報の有効活用

行政が保有している情報で、市民にお知らせする必要があるものについては積極的に説明し、情報提供に努めます。

また、住民基本台帳ネットワークシステム等の有効活用・運用拡充に努め、市民の利便性の向上を図ります。

② 広聴広報の充実（市民参加の市政）

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすいよう、引き続き事業内容の改善に努め、併せて、市民からの情報提供・発信や「広報リポーター制度」、中高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市広報紙・ホームページなどに広報広聴事業の内容を掲載し、市民と市政の情報共有及び双方向の関係を構築します。

(2) 市民との協働の推進

① 新たな行政運営の検討

財政環境が厳しい中、「新たな視点、異なる手法」に立ち、これまでとは違った行政手法を検討していく必要があります。国が掲げる構造改革特区や地域再生推進のための基本指針に則った検討、また、民間活力の積極的な導入等、独自の新しい行政手法を積極的に取り入れていきます。

② 施設の有効利用

社会の多様化、人口の減少、年齢構成の変化等に伴い、行政サービスへの需要は質的にも量的にも変化してきています。

市有施設については、建設当初の目的から使用実態や期待する機能が変わってきているものもあり、市民にとって真に必要な施設となるよう、既存施設の管理形態や統廃合を含めた活用方針を明確にし、その適切な管理を行います。

③ NPO、ボランティアとの協働の推進

行政と市民活動をつなぐNPOやボランティア団体の活動は、大きな社会的役割を担っています。今後ますますその活動に期待が高まる中、引き続きNPOやボランティア団体の育成、支援を行うとともに、市民活動意識の醸成を図り、協働を積極的に推進します。



(3) 地域づくり活動の推進

① 地域コミュニティの拠点づくり

市民センターを地域づくり活動の拠点として、地域住民が目指す地域づくり活動を実践するための適切なサポートを行い、住民と行政との協働によるコミュニティ体制の強化を推進します。

② 住民自治の推進

限られた財源のなかで、多様化・高度化する市民ニーズに応じていくため、市民団体の育成及び市民団体が主体的に行う地域づくり活動に対して、積極的に支援を行います。

(4) 交流・連携と移住・定住の促進

① 広域圏内の交流・連携の推進

久慈広域圏においては、少子高齢化の進展、財政難、住民の生活圏の拡大に対応するため、情報の共有化を図りながら、なお一層の交流・連携の強化に努めるとともに、新たな政策連携の創出に努めます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の促進

SDGsをはじめとする共通課題に対応するため、国内の他自治体や民間企業など多様なステークホルダーとの連携に積極的に取り組みます。

また、久慈市国際交流協議会との連携により、市民レベルでの国際姉妹都市等との交流機会の充実を図ります。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

少子高齢化、人口流出による人口減少に対応するため、地域の魅力発信や移住者支援策の拡充により、戻ってきたいと思うまち、ずっと住み続けたいと思うまちとして、K（U・J・I）ターン移住者の確保に努めます。

(5) 社会福祉の充実

① 福祉コミュニティの充実

日ごろからの見守り活動や地域活動を通じた福祉コミュニティの充実を推進し、住み慣れた地域でお互いが支えあえる共助の力を育てるとともに、ボランティア活動や福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターを育成し、積極的にボランティア活動に参加する人を増やします。

また、市民からの多様な相談に対応するため、制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体等とのネットワークを形成します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

低所得者、生活困窮者、母子・父子世帯等への相談及び支援体制の推進を図るため、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。



③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国保財政の安定化に向けて、収納率向上の取組み等による歳入の確保、広報、パンフレット等による国保制度の普及・啓発を図り、医療費の適正化を進めるとともに、併せて疾病予防に重点を置く健康づくりのための保健事業を推進します。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談のさらなる充実を図り、将来の安定した生活基盤の確立に努めます。

(6) 高齢者福祉の充実

① 地域包括ケアシステムの推進

医療・介護の連携を図り、医師や介護従事者が参画する会議を開催し、情報共有する体制を充実させ、医療と介護を一体的に提供できる体制を深化・推進します。併せて、行政・医療・介護・地域が個別の支援体制を話し合い、地域の課題を発見する場とするとともに、顔の見える関係づくりを構築し個別の事例に対応します。

また、高齢者の多様なニーズに対応するため、既存の助け合いを生かしながら、地域住民やNPO、民間企業がサービス提供者となり、配食や買い物支援等に対応できる体制を促進します。

② 介護サービスの充実

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に必要な介護サービス施設の整備と関係機関との連携に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域において継続的に介護予防に取り組める体制づくりを行うほか、認知症施策など地域支援事業の推進に努めます。

③ 生きがいづくりへの支援

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域活動、学習やスポーツを通じた交流の機会の充実、世代間交流やサロンへの参加を通じた、地域との交流を促進します。

また、高齢者自らが、健康づくりや食育活動などの、地域の介護予防を推進する担い手として活躍し、生きがいを持って生活できるよう支援します。

(7) 障がい者福祉の充実

① 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送れるよう、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。

② 社会参加への支援

関係機関との連携により、地域生活や就労への支援に努めるほか、スポーツ・文化活動等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がい者が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、



教育、雇用等関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(8) 地域医療の充実

① 医療機関の充実

市民が地域で安心して適切な医療サービスを受けられ、心身ともに健康で長生きできるまちを目指すとともに、安心安全に子供を産み育てることができる医療体制の充実に努めます。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実に取り組むとともに、中核病院である県立久慈病院の診療科目の充実や医師確保を図るため、岩手県等に対する要望活動を実施し、併せて、市独自の奨学資金貸付事業等の実施により医師・看護師の確保に努めます。

② 医療機関の連携

県立病院と市内医療機関、施設、薬局等との連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備を促進します。

(9) 保健活動の充実

① 次世代からの健康づくりの推進

子どもを望む夫婦に対する治療費の助成及び安心して出産や育児ができるための支援体制の充実を図ります。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疾病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。

② 成人の健康づくりの推進

各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及を図ります。

また、妊産婦、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージごとの特性を踏まえて、適性かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを進めます。

⑤ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食育に関する正しい知識、情報の普及啓



発に努めます。

また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

(10) 自然景観の保全・創造と活用

平庭高原の白樺や陸中海岸など、大自然の素晴らしい景観をこのままの状態で次世代に引き継ぐため保全活動に努めます。

また、三陸ジオパークを通じた自然学習・体験や他地域との連携に努めます。

(11) 環境対策の推進

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、騒音、悪臭、水質汚濁等の監視、調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺等の保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

資源循環型社会の構築を推進するため、市民、事業者及び行政が役割分担してごみの減量化、再使用及び再利用に取組み、資源化率の向上に努めます。

③ 衛生施設等の整備改善

ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やリサイクル、ごみ分別を推進します。

(12) 市民生活の充実

① きめ細やかな行政サービス

行政サービスの向上のため、きめ細かな相談サービスの提供に取り組み、親切で真心のある対応に努めます。

② 消費者教育・消費者保護対策の充実

広報紙やホームページのほか出前講座や各種講習会の開催により消費者教育の充実に努めます。

また、消費者事故や消費者トラブルから市民を守るため、情報をできる限り早期に把握し、注意喚起に努めます。

また、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指します。

③ 交通安全・防犯対策の推進

交通事故の未然防止のため、各年齢層に応じた交通安全教育・啓発事業に取り組みます。

また、安全で住みよい地域社会のため、市民と行政が一体となってその実現に努めます。



(13) エネルギー対策の推進

① 再生可能エネルギーの導入促進

当市に賦存するエネルギーポテンシャルの有効活用を図るため、発電事業者や研究機関等との連携により、新たなエネルギー開発に向けた実証調査を進めるとともに、他地域との連携によるエネルギーの供給スキームについても検討を進めます。

また、国や送電事業者に対し、送電網の強化を要請し、当市のエネルギーポテンシャルが生かされるよう働きかけます。

② 省エネルギーの促進

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、市民が主体となる地球温暖化防止活動の支援に努めます。

また、事業活動の省エネルギー化を促進するため、省エネ診断・省エネ設備導入支援等の情報提供に努めます。

(14) 防災体制の充実

① 浸水対策の推進

近年増加する浸水災害に対応するため、雨水排水ポンプ場等の整備に努めます。

② 災害に強い地域づくりの推進

自然災害による被害の発生を未然に防ぐため、湾口防波堤の整備促進をはじめ治山、治水、砂防、海岸保全に取り組み各種防災事業を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

③ 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成等、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国、県、関係機関等との連携による情報通信ネットワークや防災行政無線及び防災情報メルマガ配信サービス等による市民への情報伝達体制の強化を図ります。

④ 消防体制の充実

定数割れが続いている消防団員について、消防団協力事業所との連携や、機能別消防団制度の導入に取り組み、多様な人材が活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

(15) 道路整備の促進

① 広域幹線道路網の整備・活用

国道281号の抜本的改良など広域幹線道路網の整備促進に努めます。

また、三陸沿岸道路の開通効果を最大限に活用するため、広域道の駅の整備と効果的な活用に努めます。



② 幹線道路の整備

当市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進等、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ 生活道路の整備

市道についても幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。

④ 都市計画道路の整備

健全・快適な市街地の形成促進と交通環境改善のため、都市計画道路の整備を推進します。

⑤ 道路・橋梁等の計画的な維持・補修

既存の道路、橋梁等の老朽化も進行しており、適切な改良整備、老朽化対策、維持管理に努めるとともに、地域の特徴を生かした、市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

(16) 港湾整備の促進

① 港湾機能の強化

海洋に開かれた都市としての可能性を最大限に有効活用するため、港湾管理者等の港湾関係者との連携を図りながら、ハード面における港湾機能の強化に努めます。

② 湾口防波堤の整備促進

湾口防波堤は、市街地の津波浸水範囲を大幅に減少させ、市民の生命と財産を守るうえで最も重要な防災基盤であることから、あらゆる機会を捉え国・県等に対する要望活動を行い、一日も早い完成に向けた整備促進に努めます。

また、湾口防波堤工事の進捗による静穏域の活用について、具体的な検討を進めます。

③ 港湾の利用促進

貨物取扱量の増加に向け、既存企業への支援を強化するとともに、新規利用企業の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスを進めます。

また、大型客船の誘致を積極的に行い、港湾の賑わいづくりに努めます。

(17) 街並み環境整備の促進

① 集約型の地域づくり

自然環境や都市景観に配慮し、地域毎にコンパクトで都市機能が充実した地域づくりを推進します。

② 空家対策の推進

空家所有者による適正な維持管理を促し、利用可能な空家の活用などに努めます。

③ 住環境の向上

公営住宅の計画的な整備と、人・環境にやさしい住宅・居住環境の形成に努めます。



④ 公園・緑地の維持管理と活用促進

市民の身近な遊び場や、憩い、交流、スポーツ・レクリエーションの場として、また災害時の避難場所・防災拠点などとして公園・緑地の適正な維持管理を行い、その利用促進に努めます。

(18) 生活環境基盤整備の促進

① 安定した給水体制の確保

老朽施設の計画的な更新を図ります。

また、水道事業の経営効率化を図るとともに、定期的な水道料金の見直しについて検討していきます。

② 汚水処理施設の整備

地域の事情等にも配慮しながら整備を進め、市民が快適で衛生的な生活を営むことができるように努めます。

(19) 情報通信環境の充実

地形の影響などにより携帯電話、テレビおよびラジオ放送の電波受信が困難な地域があります。市民が快適な生活を営むことができるよう、既存の情報通信基盤の活用などにより受信環境の改善に取り組みます。





【基礎戦略2】総合力豊かな人材を育てるまちづくり

(1) 子育て支援の充実

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

また、県と連携し、医療費助成にかかる所得制限の撤廃等について検討を行うなど、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は人格形成上、最も重要な時期であり、健全で優しい環境の中での的確な保育や教育を行うことが大切です。子どもたちが恵まれた環境の中で豊かな経験を積み、将来に向けて、たくましく生きぬく力を身に付けられるような環境の充実に努めます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所等の施設整備や健全な運営への支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センター等を拠点として、子育て情報の提供や、親や子どもの交流機会の充実などに努めます。

(2) 学校教育の充実

① 生きる力の育成

「知・徳・体」調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。

② 国際理解教育の充実

グローバル化社会に適応した知識や能力の伸長を図り、国際社会において主体的に行動できるグローバル人材の育成に努めます。

③ 特別支援教育の充実

就学支援を充実させ、多様な教育的ニーズに対応するとともに、「共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育の推進に努めます。

④ 情報教育の充実

I C T機器を活用した授業の推進を目指し、教員のI C T活用指導力向上とI C T機器の充実など環境整備に努めます。

また、S N S等による犯罪やいじめ等の問題に巻き込まれないよう情報モラル教育の充実に努めます。



⑤ 学習環境の充実

遠距離通学児童・生徒のためにスクールバス等の通学支援を維持するとともに、経済的に就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行うなど学習環境の充実に努めます。

⑥ 学校施設の充実

児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安全・安心な学校生活を確保します。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育の推進に努めます。

(3) 生涯学習の充実

① 生涯学習の充実

親子が元気になる家庭教育支援を目指し、地域ぐるみで子育てができる環境づくりを目指します。

また、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会の提供に努めます。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動へのニーズに応えるため、多様なジャンルの事業提供と情報発信に努めます。

また、芸術文化の拠点施設として効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

市民の学習意欲に応じた資料収集と相談機能の充実による「役に立つ図書館」を推進し、市民情報交流の場を提供するとともに、非来館サービスの充実により地域の過疎化対策に努めます。

また、郷土資料の収集に努めるとともに、子どもたちの読書環境の充実に努めます。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財等の調査を実施し、保存と情報の発信に努めます。

また、郷土芸能の保存と継承を図るとともに、新たな担い手の育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

① 生涯スポーツの充実

市民がいつまでも健康を維持するために、気軽にスポーツに親しめる環境の充実に努め、その機会の提供と情報発信に取り組みます。

② 体育施設の有効活用

各体育施設の計画的な改修整備を行い、利用促進に努めます。また、久慈市総合運動公園基本計画を推進するための財源確保に努めます。



③ 柔道のまちづくりの推進

三船久蔵十段の偉業を顕彰するとともに、関係団体と連携しながら各種大会や教室を開催し、更なる「柔道のまちづくり」を推進します。

(5) 男女共同参画社会の推進

① 市民の意識の醸成

男女共同参画社会の推進には、市民意識の醸成が不可欠です。そのために、セミナーの開催、広報紙などを通じた啓発活動や、学校での教育の充実に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

政策や方針決定等へ女性の意見を反映させ、住み良い男女共同参画社会を形成するため、審議会委員等への女性の積極的な登用を図ります。

③ 女性リーダーの養成

女性の積極的な社会参画を促すため、各種団体の活動支援を行い、セミナーや研修等を通じて広い視野を持ったリーダーの育成に努めます。

また、事業所への働きかけを行い、仕事と生活が両立できる職場づくりに努めます。





【基礎戦略3】 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

(1) 農業の振興

① 担い手農家の育成・確保

国の制度改革を踏まえ、足腰の強い農業を推進するため、認定農業者を育成支援するとともに、中核農家を中心とした集落営農組織等への誘導を図り、集落ぐるみ農業を推進します。

② 基幹作目等の振興

農業の基幹作目として新たな園芸作物の普及に努めます。また、持続可能な農業の実践を目指し、GAPなどの取り組みを推進します。

③ 畜産業の産地化の推進

畜産農家の省コスト化、省力化、大規模化、品質向上等により効率的で生産性の高い経営体の育成に努めます。

また、山形村短角牛のブランド力向上に努めます。

④ 地産地消の推進

安全で新鮮な地元農産物に対する消費者の需要が高いことから、関係機関との連携を図りながら、学校給食等食材への活用、産直施設への農産物の出品などその体制整備に努めます。

⑤ 都市との交流の推進

豊かな自然景観や農林水産業を活かしたプログラムの充実と受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、生産者と消費者間で情報の共有できる環境づくりを構築し、当市の魅力発信に努めます。

⑥ 農業環境整備の促進

ほ場、農道、用排水路の整備を推進し、優良農地の確保と計画的な土地利用に努めます。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い適切な保全管理に努めます。

(2) 林業の振興

① 林業基盤の整備

森林経営管理制度による適切な森林管理を促し、持続可能な森林資源の有効活用を図るとともに、林業の担い手育成の支援に努めます。

また、木質バイオマスエネルギーの活用に向け関係団体等との連携や環境整備に努めます。



② 日本一の炭の里づくりの推進

G I 保護制度に基づく高付加価値化を支援するとともに、生産基盤の強化と経営安定を図り、日本一の炭の里づくり推進協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、販路拡大とPRに努めます。

③ 特用林産物生産の振興

担い手確保と作業負担の軽減、収量の増加に向けた取り組みを継続し、安定経営に向けた支援に努めます。

(3) 水産業の振興

① つくり育てる漁業の推進

水産物の安定的、持続的な供給を維持するため、種苗放流や磯焼け対策の実施など、つくり育てる漁業の推進に努めます。

また、久慈湾の湾口防波堤の建設に伴い創出される静穏域において、引き続き養殖試験検や湾内の環境調査を実施します。

② 漁港漁村の整備

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境及び漁港・漁場の水域環境の改善を図るために、漁港施設と漁業集落環境の整備に努めます。

③ 内水面漁業の振興

自然環境に配慮した川づくりや、淡水魚増殖事業の継続により、内水面漁業資源の保護、振興に努めます。

④ 担い手育成対策

漁業就労環境や生活環境の整備を図るなど、魅力ある漁業環境づくりを目指し、漁業の担い手確保に努めます。

⑤ 水産物の水揚げ強化と販売力の向上

外来船誘致により水揚げの強化を図るとともに、水産加工品の流通体系を構築し、消費者のニーズに合った商品の開発を行い選ばれる産地を目指し取り組みを進めます。

(4) 商工業等の振興

① 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用創出のため、計画性と意欲のある起業家に対しては、「久慈・ふるさと創造基金」及び「起業・立地奨励補助金」を活用して資金面で積極的に支援し、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

② 中心市街地の活性化

YOMUNOSU及び駅前広場を活用し、久慈駅前周辺の機能及び景観向上に努めます。

また、YOMUNOSUとやませ土風館との連携により、中心市街地全体の回遊性向上を図ることで、商店街への波及効果を促進します。



更には、商工会議所等と連携し、個店の魅力向上や空き店舗対策等のソフト事業に取り組むとともに、賑わいの源となる中心市街地定住人口の増加に取り組みます。

③ 商工業の振興

市内の商工業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、未だ厳しい経営を強いられている事業者も存在するため、今後も、国・県と協力しながら、各種支援策を積極的に活用すると共に、引き続き商工会議所とも連携し、経営・融資相談などの拡充に努めます。

④ 雇用機会の創出

地域の特性を生かした企業誘致活動・人材育成事業を推進するとともに、既立地企業へのフォローアップや若年者・非自発的離職者を雇用する事業者への支援を通じて、雇用の場の確保を図ります。

また、若年者の地元就職・定着を推進するとともに、雇用のミスマッチの解消及び高齢者等の就業の機会の促進を通じて、労働力の確保を図ります。

⑤ 働きやすい職場環境づくりの推進

働きやすい職場環境づくりを支援し、企業の魅力向上に努めます。

⑥ 内発型産業の創出

地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大等に対して、県や大学、関係機関等と連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めます。

(5) 観光の振興

① 総合産業としての観光の推進

観光産業は、地域内にある全ての産業を集約した総合産業であるとの認識に立ち、農林水産業、商工業等さまざまな業種との連携を図り、産業全体の振興に努めます。

また、各種体験・交流型の観光を推進することにより滞留性・周遊性を高めるよう努めます。

② お祭り・イベントの充実

久慈秋まつりをはじめ、地域に根ざし親しまれてきた様々な祭事などが受け継がれており、市民の一体感を醸成する行催事のより一層の充実に努めます。

③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進

復興道路の整備に伴い、観光客の行動範囲が広がり観光ルートの選択肢が増えるため、より一層観光地間の競争が厳しくなることから、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸復興国立公園、あまちゃんのメインロケ地等、市の魅力を生かした広域観光ルートの形成など周辺地域と連携し、観光客の誘客力の強化に取り組めます。

④ 情報発信の強化

観光客の利便性を図るため、電子媒体を用いた情報発信のほか、外国語表示や絵文字等を活用した観光サイン等の充実・強化に努めます。



第3節 将来の主要指標



1 人口指標

総人口は、平成27年の国勢調査で35,642人となっていますが、今後、出生率の低下や若年層の流出などにより減少するものと見込まれ、久慈市人口ビジョンにおける将来展望では、令和7年に32,215人になるものと予測されています。

また、世帯数は、令和7年度に14,130世帯になると見込まれており、1世帯当たりの人員は、核家族化が引き続き進行することや出生率が低い水準で推移することが予想されることから、2.3人に減少するものと予測されています。

(参考) 人口と世帯の将来推計

(参考) 人口と世帯の将来推計			前期基本計画 (最終年度)	後期基本計画 (最終年度)		
区 分			H27年 (実績値)	R 2 年 (予測値)	R 7 年 (予測値)	増加率 H27⇒R 7
総 人 口			35,642人	33,928人	32,215人	−9.6%
3 区 分 別 人 口	年少人口 (14歳以下)	人 口	4,505人	4,005人	3,629人	−32.6%
		構成比	12.6%	11.8%	11.3%	
	生産年齢人口 (15歳〜64歳)	人 口	20,544人	18,776人	17,191人	−19.4%
		構成比	57.6%	55.3%	53.3%	
	老年人口 (65歳以上)	人 口	10,527人	11,147人	11,395人	8.2%
		構成比	29.5%	32.9%	35.4%	
世 帯 数			14,256世帯	14,283世帯	14,130世帯	−126世帯
1 世帯あたりの人数			2.5人	2.4人	2.3人	

※1 H27年(実績値)は国勢調査結果を使用

※2 R 2年、R 7年予測値は、久慈市人口ビジョン(令和2年3月)を使用

人口は、当市の行財政運営に大きな影響を及ぼす重要な指標であり、交通・情報基盤の整備と他地域との連携交流を強化し、地域経済の活性化に繋がる交流人口の拡大を推進するほか、多様な就業機会の確保、子育て支援を図る各種施策を充実するなど、各分野での移住・定住人口の増加対策と人口減少速度の抑制に努め、久慈市人口ビジョンにおいて、令和7年度(2025年度)は32,215人、令和27年度(2045年度)は24,841人の確保を目標として掲げます。



2

産業経済指標

就業人口は、総人口の減少に伴い、下降するものと予測され、また、第3次産業の割合の増加が一層進むものと見込まれます。

市内総生産は、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに増加傾向となっており、当面は1,290億円前後で推移するものと見込まれます。

市民一人当たりの分配所得は、平成17年以降増加傾向にあり、平成27年には県平均を上回っています。(久慈市2,689千円、岩手県2,667千円)

このことから、引き続きこれまで取り組んできた第一次産業の振興に努め、企業誘致等産業振興施策の一層の充実を図るとともに、さらなる市民所得の向上に繋がる、内発型産業の振興、総合産業としての観光振興及び道路・港湾等産業基盤の整備促進などに努めます。また、社会経済情勢等を注視し、ニーズを的確に把握し、適切な施策の実施に努めます。

(1) 就業人口

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
久慈市	第1次産業	3,874	2,718	2,121	2,154	1,596	1,607
	第2次産業	6,987	6,455	6,429	5,188	4,524	4,852
	第3次産業	9,292	10,103	10,387	10,552	10,135	10,626
	合 計	20,158	19,305	18,941	17,962	16,282	17,134

資料 総務省統計局 国勢調査

(2) 市内総生産

(単位：百万円)

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
久慈市	第1次産業	4,242	4,560	5,013	5,867	5,937	5,922
	第2次産業	32,087	29,963	36,872	37,564	39,364	39,561
	第3次産業	79,828	80,580	81,850	82,718	82,263	82,715
	合 計	116,811	115,893	124,972	127,118	128,151	128,956
岩 手 県		4,184,104	4,351,363	4,457,284	4,562,746	4,554,930	4,651,238

資料 岩手県市町村民経済計算年報

※ 過去の推計結果は、推計に利用している係数の遡及改訂にあわせて改定しています。



第2章 基本構想

第3節 将来の主要指標



(3) 市民一人当たりの分配所得

(単位：千円)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
久慈市	1,903	2,180	2,247	1,925	2,147	2,689
県平均	2,210	2,602	2,635	2,336	2,275	2,667

資料 岩手県市町村民経済計算年報

※ 過去の推計結果は、推計に利用している係数の遡及改訂にあわせて改定しています。





第4節 土地利用方針



久慈市は、岩手県北東部に位置し、総面積は624km²を有しています。

東側は、太平洋に面した海岸段丘が連なり、三陸復興国立公園に指定されています。また、西側は遠島山など標高1,000m以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたり、東流する久慈川・長内川等の河川が急峻な溪谷を形成しながら太平洋に注いでいるなど、自然に包まれたまちです。

土地は、自然環境の保全や公害防止、治山、治水等の効用を有する、市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や生産活動の共通の基盤です。

このため、土地の利用に当たっては、市域の自然的、社会的、経済的及び文化的状況に配慮して、健康で文化的な生活の確保と市域の均衡のとれた発展を基本に、公共福祉の実現と自然環境の保全との調和を図り、総合的かつ計画的に行います。

1 農 用 地

農用地については、食糧供給基盤として、また、豊かな緑の環境を保全するためにも、優良農地の確保に努めながら、農業生産基盤の整備と農業経営の高度化等により効率的な利用を進めます。

また、都市的活動に伴う土地利用の転換にあたっては、農地の持つ公益的機能にも配慮し、無秩序な転換の抑制に努める一方、市街地区域内における農用地は、周辺環境との調和のもとに計画的かつ合理的な土地利用を進めます。

2 森 林

森林については、林業生産基盤のほか、自然環境の保全、保健・休養、あるいは保水による災害防止等の公益的機能を有するとともに、緑地として良好な生活環境に寄与していることから、その保全に努めます。

なお、住宅・レクリエーション利用等に伴う土地利用の転換にあたっては、自然環境との調和に配慮します。

3 河川・水路

河川・水路については、災害防止の観点から、改修に必要な用地の確保を図ります。

なお、河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全や市民の生活環境に配慮するとともに、周辺環境と調和した快適な水辺空間の創出に努めます。



4 道 路

一般道路については、円滑な交通の確保を図るだけでなく、生活・生産活動を支える基盤であり、都市の骨格を構成し、交流の場ともなる都市空間を提供するなど多様な機能を果たしています。

このため、道路の安全性、快適性等の向上及び市民の生活環境の保全に配慮しながら、計画的な整備を進めるとともに、必要な用地の確保を図ります。

また、農林道については、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を図るため、自然条件をはじめ周辺環境の保全に十分配慮するとともに、一般道路を補完する機能をも考慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

5 宅 地

住宅地については、市街地拡大の抑制を図りながら、都市計画区域内や地域の拠点への居住の誘導を緩やかに進めるとともに、計画的な住宅供給の誘導、調整に努め、土地の有効利用を進めます。

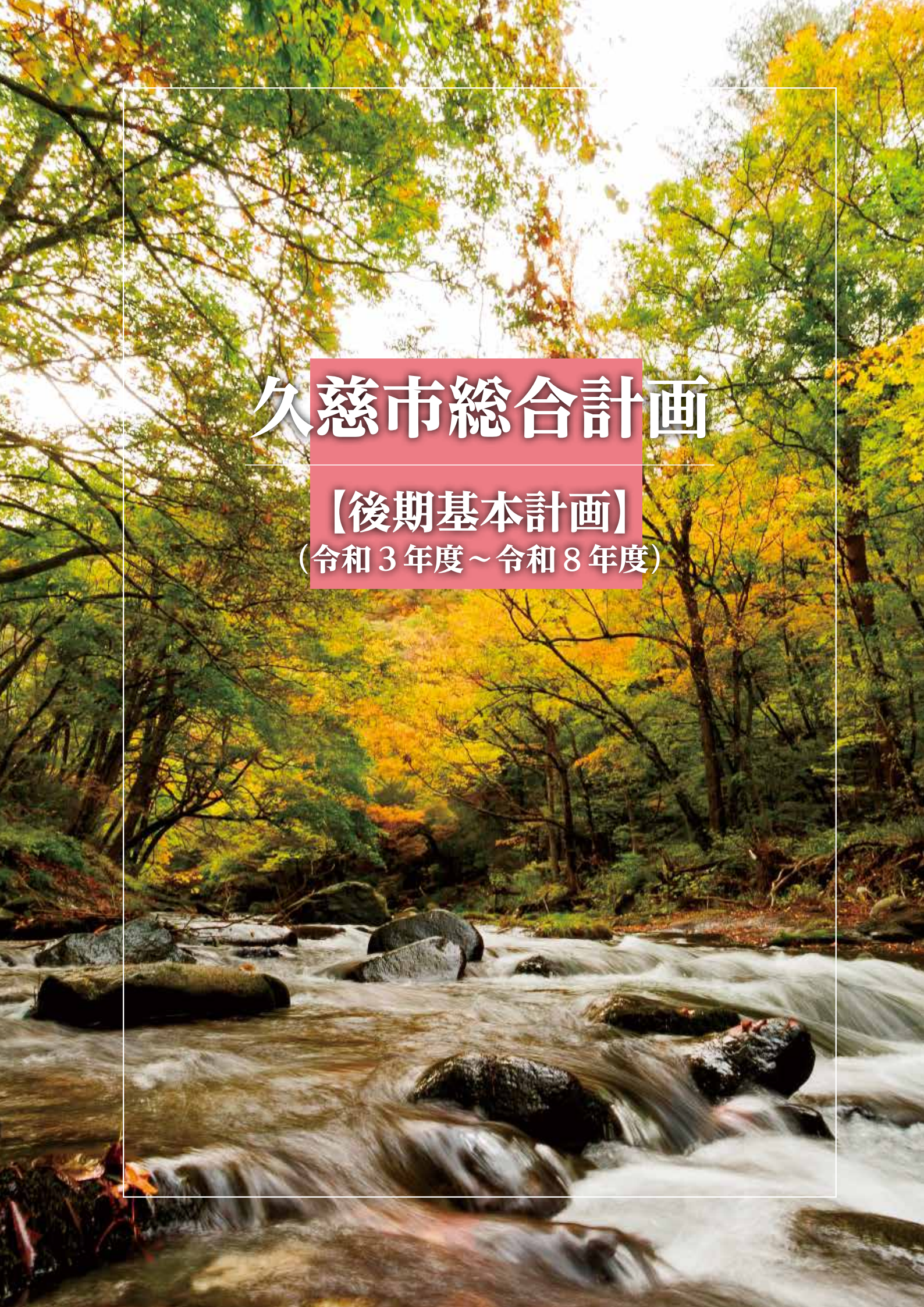
工場用地については、地域経済の活性化や雇用の場の確保など、都市全体に活力を与える企業立地の受け皿となることから、周辺環境の保全に十分配慮し、必要な用地の確保を図ります。

6 その他の用地

公共施設用地については、市民生活の向上や市民ニーズの多様化に対応するため、必要な用地の確保を図ります。

海岸及び沿岸域については、優れた自然環境を提供しているほか、漁港・港湾等の土地利用に加え、レクリエーションの場としても利用されるなど貴重な資源であることから、その活用に当たっては、自然環境の保全に配慮します。





久慈市総合計画

【後期基本計画】
(令和3年度～令和8年度)



序 章 SDGsの取組





序章 SDGsの取組



1 横断的な施策の取り組みについて

社会が持続的に発展していくためには、「経済」「社会」「環境」のあらゆる面をつなぐ統合的な取り組みが求められています。

市が実施する施策についても、地域づくり、防災、福祉、教育、雇用など相互に関連性がある分野については、これらの同時解決を目指す統合的な取り組みを進めることで、より効果的な施策の推進に努めます。

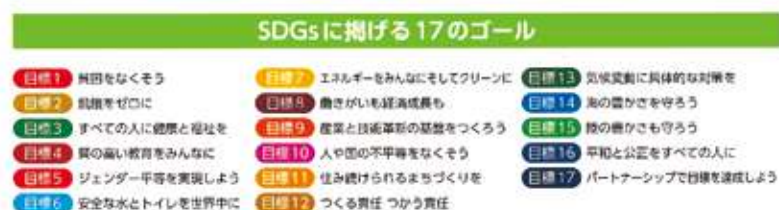
2 SDGs（持続可能な開発目標）と各施策の関連性

(1) SDGsとは

発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

この考え方は市のまちづくりの基本理念である「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」にも通じるもので、計画の推進・取組の展開を通じて子供たちに誇れるまちづくりを市民一体となって進めていくものです。





(2) SDGsと総合計画に掲げる各施策の関連性

久慈市総合計画に掲げる各施策とSDGsの17のゴールとの関連性について、39ページから42ページに整理しました。

3 SDGsを活用した施策の推進

地域、分野・領域、利害やそれぞれの役割が異なっても、SDGsという「共有できる目標」のもと、それぞれの異なる視点や視座で課題や強みを持ち寄ることで統合的な問題可決を目指し施策を推進する体制の構築を目指します。

また、多様なステークホルダーと連携し、市や地域の共通課題の解決を目指します。



SDGs と久慈市総合計画後期基本計画の各施策の関連性



第1章 序論
第2章 基本構想
序章 SDGsの取組
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

戦略名		プロジェクト名	施策の方向	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
				貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
重点戦略	1いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり	1くじの魅力発信プロジェクト	① 恐竜によるまちづくりの推進					○				○	○		○			○	○		○	
			② おもてなしと魅力発信の体制強化									○					○	○			○	
			③ 広域圏内の魅力発信拠点の整備と連携の推進										○	○								○
			④ 体験型観光の受入れ推進					○					○	○				○	○			○
		2日本一の地域づくりプロジェクト	① コミュニティカルテづくりの推進				○	○						○	○							○
			② 地域づくり人材の育成				○	○							○	○						○
			③ コミュニティサポート体制の強化				○	○							○	○						○
		3安心・安全のまちプロジェクト	① 防災・防犯情報の共有体制の強化				○			○					○	○					○	○
			② 自助・共助による防災力の充実				○			○						○						○
		4みんなに愛されるマイバ・マイルプロジェクト	① 交通網の効果的・効率的な構造転換の推進				○									○		○				○
			② 愛着あふれる公共交通の推進				○									○		○				○
		5安心して暮らせる医療福祉のまちプロジェクト	① 心と体の健康維持に向けた支援				○															○
			② 高齢者を見守り・支え合う環境の構築				○		○							○						○
			③ 地域のニーズに対応した医療環境の整備				○	○								○						○
			④ 感染症対策の推進				○															○
		6出愛いと地元愛の育みプロジェクト	① 結婚に向けた総合的支援の実施				○			○						○						○
			② 親子が過ごしやすい生活空間・環境の充実				○	○	○							○						○
			③ 地域の魅力体験・体感型教育の推進				○	○					○	○		○	○					○
		7魅力ある仕事起しプロジェクト	① 職業意識の醸成に向けたキャリア教育の推進	○	○			○	○				○	○								○
			② 高等教育機関卒業生の採用支援体制の構築					○					○	○	○							○
			③ 起業者などに対する支援体制の構築	○	○				○				○	○								○
			④ 地域資源・企業の魅力発信の強化	○	○								○	○								○
基礎戦略1	1情報公開の推進	① 情報の有効活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		② 広聴広報の充実（市民参加の市政）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2市民との協働の推進	① 新たな行政運営の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		② 施設の有効利用													○							
		③ NPO、ボランティアとの協働の推進	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	3地域づくり活動の推進	① 地域コミュニティの拠点づくり				○	○							○	○						○	
		② 住民自治の推進				○	○							○	○						○	
	4交流・連携・移住・定住の促進	① 広域圏内の交流・連携の推進													○					○	○	
		② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の推進					○							○	○					○	○	
		③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進										○			○						○	



戦略名	プロジェクト名	施策の方向	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と福祉	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をよこす	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
基礎戦略1	5 社会福祉の充実	① 福祉コミュニティの充実			○	○							○					○	○
		② 生活困窮者等への支援体制の充実	○	○	○	○		○				○							
		③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発	○	○	○							○							
	6 高齢者福祉の充実	① 地域包括ケアシステムの推進			○	○						○	○						○
		② 介護サービスの充実			○							○	○						○
		③ 生きがいづくりへの支援			○	○						○							○
	7 障がい者福祉の充実	① 障がい福祉サービスの充実	○	○	○							○	○						○
		② 社会参加への支援	○	○	○	○				○		○	○						○
		③ 支援体制の充実	○	○	○	○				○		○	○						○
	8 地域医療の充実	① 医療機関の充実			○	○						○	○						○
		② 医療機関の連携			○							○	○						○
	9 保健活動の充実	① 次世代からの健康づくりの推進			○														○
		② 成人の健康づくりの推進			○														○
		③ こころの健康づくりの推進			○														○
		④ 歯と口腔の健康づくりの推進			○														○
		⑤ 食育の推進		○	○	○													○
	10 自然環境の保全・創造と活用	自然資源の理解と活用				○							○			○	○	○	○
	11 環境対策の推進	① 自然環境の保全と創造				○		○					○	○	○	○	○		○
		② 資源循環型社会の推進				○		○	○				○	○	○	○	○		○
		③ 衛生施設等の整備改善			○	○		○					○	○	○	○	○		○
	12 市民生活の充実	① きめ細やかな生活相談の推進				○	○					○						○	○
		② 消費者教育・消費者保護対策の充実				○	○					○						○	○
		③ 交通安全・防犯対策の推進			○	○							○					○	○
	13 エネルギー対策の推進	① 再生可能エネルギーの導入促進				○			○	○	○		○			○	○	○	○
		② 省エネルギーの促進				○			○					○	○	○	○		○
	14 防災体制の充実	① 浸水対策の推進			○			○					○						○
		② 災害に強い地域づくりの推進										○	○						○
		③ 防災意識の啓発				○	○						○						○
		④ 消防体制の充実					○						○						○
	15 道路整備の促進	① 広域幹線道路網の整備・活用	○	○	○					○	○		○						
		② 幹線道路の整備	○	○	○					○	○		○						
		③ 生活道路の整備			○					○	○		○						

共に支え、元氣と安らぎあふれるまちづくり

基礎戦略1

第1章

論

第2章

基本構想

序章

SDGsの取組

第1章

重点戦略

第2章

基礎戦略1

第3章

基礎戦略2

第4章

基礎戦略3

付属資料



第1章 序論
第2章 基本構想
序章 SDGsの取組
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

戦略名		プロジェクト名	施策の方向																		
基礎戦略1	15 道路整備の促進	④ 都市計画道路の整備			○						○	○		○							
		⑤ 道路・橋梁等の計画的な維持・補修	○	○	○							○	○		○						○
	16 港湾整備の促進	① 港湾機能の強化	○	○								○	○		○						○
		② 湾口防波堤の整備促進										○	○		○						○
		③ 港湾の利用促進	○	○							○	○	○		○		○	○			○
	17 街並み環境整備の促進	① 集約型の地域づくり	○												○						○
		② 空き家対策の推進	○												○						○
		③ 住環境の向上	○		○				○	○			○		○		○				○
		④ 公園・緑地の整備及び維持管理													○						○
	18 生活環境基盤整備の促進	① 安定した給水体制の確保			○				○						○						
② 污水处理施設の整備				○				○						○			○				
19 情報通信環境の充実	情報通信環境の充実					○	○					○	○	○							
基礎戦略2	1 子育て支援の充実	① 子育て環境の充実	○	○	○	○	○							○	○					○	○
		② 幼児期の教育・保育環境の充実	○	○	○	○	○							○	○					○	○
		③ 保育施設等の整備	○	○	○	○	○	○						○	○					○	○
		④ 子育て支援施設の充実	○	○	○	○	○	○						○	○					○	○
	2 学校教育の充実	① 生きる力の育成			○	○	○							○			○			○	○
		(1) 学び考える力				○												○			
		(2) 豊かな心の育成			○	○	○							○			○			○	○
		(3) 健やかな体の育成			○	○															
		② 国際理解教育の充実				○	○							○						○	○
		③ 特別支援教育の充実				○								○						○	
		④ 情報教育の充実				○										○					
	3 生涯学習の充実	⑤ 学習環境の充実	○	○		○								○							
		⑥ 学校施設の充実				○			○	○					○						
		⑦ 学校給食の充実		○		○										○					
		① 生涯学習機会の充実				○															○
	4 生涯スポーツの振興	② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実				○								○						○	○
		③ 図書館機能の充実				○									○						○
		④ 地域の歴史と文化の継承と発信				○															○
		① 生涯スポーツの充実			○	○															○
	② 体育施設の有効活用			○	○										○					○	



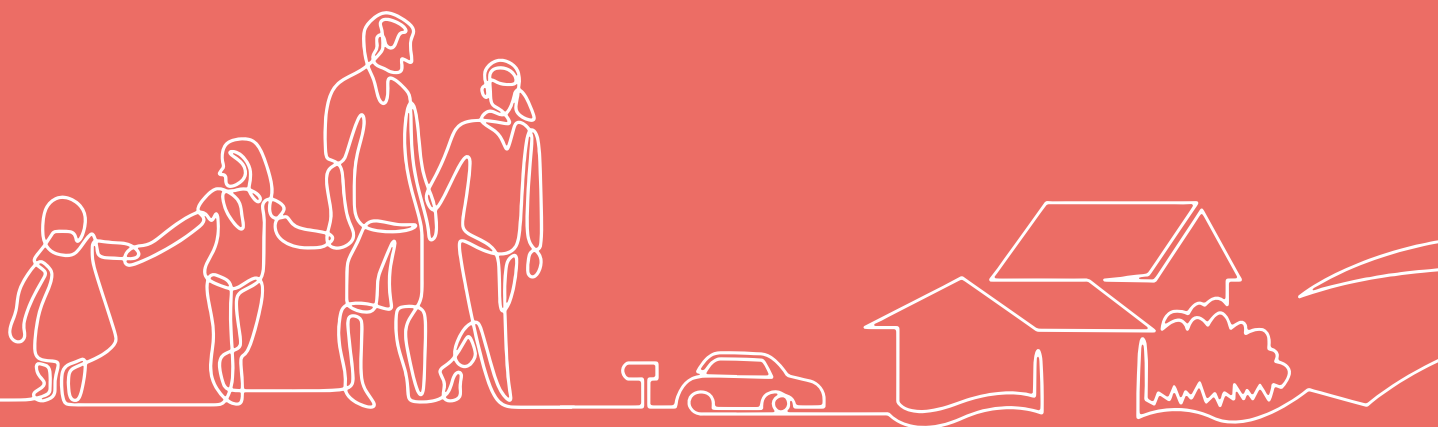
戦略名	プロジェクト名	施策の方向	1貧困をなくそう	2飢餓をゼロに	3健康と福祉	4質の高い教育をみんなに	5ジェンダー平等を實現しよう	6安全な水とトイレを世界中に	7エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8働きがいも経済成長も	9産業と技術革新の基盤をつくろう	10人や国の不平等をなくそう	11住み続けられるまちづくりを	12つくる責任つかう責任	13気候変動に具体的な対策を	14海の豊かさを守ろう	15陸の豊かさも守ろう	16平和と公正をすべての人に	17パートナーシップで目標を達成しよう
基礎戦略3	5 男女共同参画社会の推進	③ 柔道のまちづくりの推進			○	○													○
		① 市民の意識の醸成				○	○					○							○
		② 審議会委員等への積極的な登用					○					○							○
		③ 女性リーダーの養成				○	○					○							○
	1 農業の振興	① 担い手農家の育成・確保	○	○		○					○								○
		② 基幹作物等の振興	○	○						○	○								○
		③ 畜産業の産地化の推進	○	○						○	○								○
		④ 地産地消の推進		○						○									○
		⑤ 都市との交流の推進		○						○				○					○
		⑥ 農業環境整備の促進	○	○						○	○		○				○	○	○
	2 林業の振興	① 林業基盤の整備	○	○					○	○	○		○			○	○	○	○
		② 日本一の炭の里づくりの推進	○	○					○	○	○						○		○
		③ 特用林産物生産の振興	○	○						○	○								○
	3 水産業の振興	① つくり育てる漁業の推進	○	○						○	○						○		○
		② 漁港漁村の整備	○	○						○	○		○				○		○
		③ 内水面漁業の振興	○	○						○	○						○	○	○
		④ 担い手育成対策	○	○		○				○	○						○	○	○
		⑤ 水産物の水揚げ強化と販売力の向上	○	○						○	○						○	○	○
	4 商工業等の振興	① 起業家に対する支援					○			○	○	○							○
		② 中心市街地の活性化								○	○		○						○
		③ 商工業の振興	○	○						○	○			○					○
		④ 雇用機会の創出	○	○		○	○			○	○	○							○
		⑤ 内発型産業の創出	○	○		○				○	○			○					○
	5 観光の振興	① 総合産業としての観光の推進	○	○		○				○			○	○			○	○	○
		② お祭り・イベントの充実								○							○	○	○
		③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進								○	○		○				○	○	○
		④ 情報発信の強化								○							○	○	○

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 重点戦略

いつまでも住み続けたいと
思うまちづくり





第1節 くじの魅力発信プロジェクト

1

現状と課題

市の知名度は、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」の放送により全国的に広まり、国内外の観光客数は大幅に増加しました。しかし、その後のあまちゃんブームの落ち着きや相次ぐ台風被害により観光客数は減少傾向となっています。特に大雨災害による風評被害が加わった平成28年度以降は減少傾向が強くなっています。

一方、市には海と山に囲まれた自然環境ならではの豊富な食資源のほか、様々な地域資源があることから、関係機関と連携し情報を効果的に発信する必要があります。

当市の自然環境を活かした教育旅行や一般個人・団体の受入数については、おおむね5千人程度で推移しておりますが、学校数・団体数については増加傾向となっております。今後は、教育旅行のほか、一般団体、ヘルスツーリズム、企業向けワーケーション等体験型観光の多様化が進むものと想定されます。このことから、当市の資源を生かした多様な体験プログラムの開発に取り組んでいく必要があります。

体験インストラクターや民泊家庭については、高齢化や人材の固定化により、人材確保が課題となっていることから、新規確保や育成を進め、体験プログラムの新規開発と併せ、受入体制整備に取り組んでいく必要があります。

「あまちゃん」ロケ受け入れのノウハウを活かしたロケツーリズム（※）については、久慈のファンを継続的に獲得していくため、広域町村の関係団体等で構成する「北三陸あまちゃん観光推進協議会」との連携により、積極的に映画等のロケ受け入れに取り組むことで、地場製品の効果的なPRと、撮影コンテンツと関連した体験型観光の活性化を図り、観光を軸とした地場産業の拡大、雇用の維持、移住促進に取り組む必要があります。

更に、広域町村との連携については、新たに整備を進めている広域道の駅が久慈広域の情報発信の中心施設となるよう、関係町村、関係団体と連携し、広域的なメリットを生かした効果的・効率的な取組を進めていく必要があります。

また、市からは約5,000年前の縄文時代の遺跡から多くの琥珀原石が出土しています。古墳時代の古墳から出土する琥珀製の勾玉などの多くが久慈地方産であることが解明されており、古くからの琥珀の産地となっています。

平成24年3月からは、琥珀を産出する同じ地層において本格的な恐竜化石の発掘調査が行われ、以来、多数の脊椎動物化石が発掘されています。また、平成30年6月にはティラノサウルス類の歯化石が発見され、全国的にも恐竜化石の産地として注目されています。

今後、琥珀や化石により古代の太古ロマンを感じられるまちとしての魅力を情報発信していくため、市民の認知度向上や土産品開発等産業への活用を進めていく必要があります。

※ロケツーリズム…映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し人々の“おもてなし”に触れ、その地域のファンになること



2

施策の方向（目指す姿）

① 琥珀と恐竜の太古ロマンのまちづくり推進

当市は琥珀と同じ時代の地層から恐竜化石を産出する世界でも貴重な地域であり、白亜紀後期の太古ロマンを感じられる地域として、大学等の関係機関と連携し魅力発信に努めます。

また、化石発掘調査の支援を行い、新たな化石発見を促進するとともに、市民の認知度向上を図るため、市内小中学生等が学び学習や発掘体験をとおして魅力を再発見し、地元への誇りや、地元愛を育むよう取り組みます。

さらには、市内外の関連事業者と連携し、琥珀・恐竜を活用した新商品・サービスの開発等による市内の経済活動への波及に取り組みます。

② おもてなしと魅力発信の体制強化

従来の観光資源の活用とあわせ、新たな観光資源の発掘・開発に取り組むとともに、観光関連団体との連携の強化、観光客のニーズや情報の共有化を図り、魅力向上に取り組みます。

また、市民の意識の醸成を図りながら、市民全体がおもてなしの心で観光客を迎え入れる体制を整え、国内外からの誘客のためのPR活動に取り組みます。

さらに、観光客の求める情報については観光案内所や情報センターの設置など適切に対応できる体制を整備し、パンフレットや、インターネット等を活用し市の観光資源や食材・土産品などの情報、そして、知名度の高い「あまちゃん」をはじめとするドラマ、映画等のロケ地として、メディアへの露出を増やすとともに市の魅力発信の強化に取り組みます。

③ 広域圏内の魅力発信拠点の整備と連携の推進

整備を進めている広域道の駅を通じて、広域4市町村内の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。

④ 体験型観光の受入れ推進

市の魅力をより一層感じてもらうため、体験インストラクターの人材育成、民泊受け入れ先の拡大、関係団体の支援を強化するとともに、更なる体験プログラムなどの充実に取り組みます。

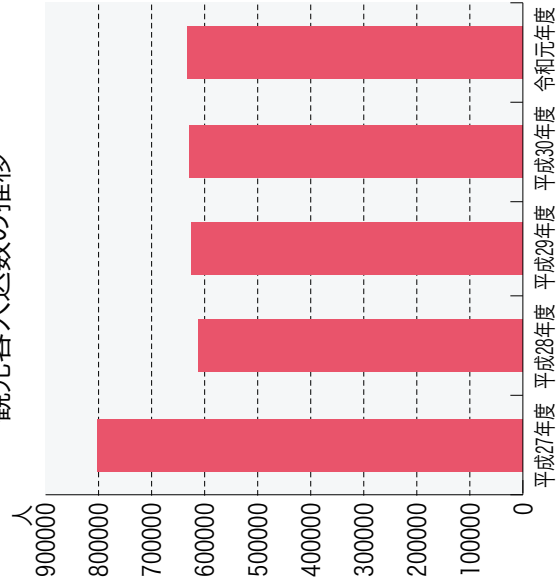


3

施策展開における役割

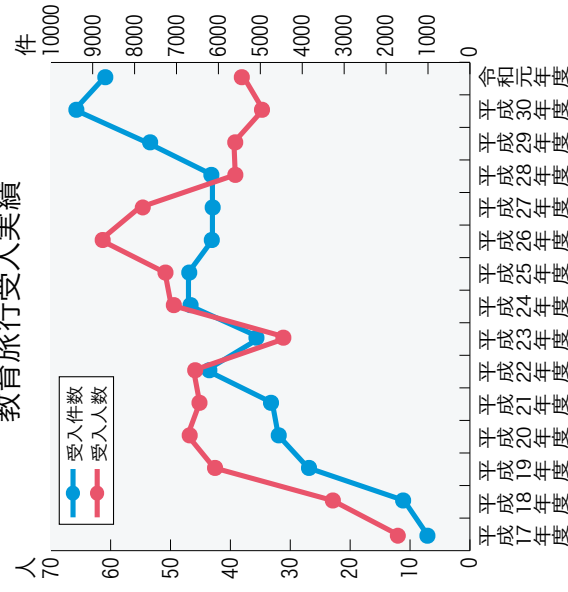
市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、おもてなしの心で観光客を迎え入れることが期待されます。 ・観光関連団体などは、情報・ニーズの共有化により観光資源の魅力向上に取り組むことが期待されます。 ・市民は、市の行うイベントへの参加等を通じて、恐竜の里の魅力を再認識するとともに、内外へ魅力を発信することが期待されます。 ・体験インストラクター、観光ガイド、民泊の受け入れ先は、それぞれの活動により市の魅力を伝えることが期待されます。 ・事業者は、恐竜を活用した新商品・サービスの開発等により市の魅力向上に取り組むことが期待されます。
市の役割	・恐竜化石を活用し、市民等が地元の魅力を再認識できるよう啓発事業を実施するとともに、関連自治体・大学等と連携し魅力発信に取り組みます。また、事業者の行う新商品・サービスの開発等を支援します。 ・あまちゃんのメーロンケ地として、知名度を最大限に活用した誘客と情報発信に取り組みます。また、ロケ誘致、撮影をきっかけとした新たな魅力の発信に取り組めます。 ・広域道の駅の整備・運営を通じて、広域4市町村の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。 ・民泊受入先の拡充のための家屋等の改修費の補助や、体験インストラクター等の人材育成に努め、観光関連団体などと連携し市の魅力発信に取り組めます。 ・多様な体験プログラムを提供していくため、多様な形式による情報発信を行います。

観光客入込数の推移



資料：岩手県「岩手県観光統計概要」

教育旅行受入実績



資料：久慈市観光交流課調べ

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
太古ロマンのまちづくり推進事業	市	古代のタイムカプセルである琥珀と化石による太古ロマンを感じることでできるまちのPRを行う。また、化石発掘促進支援、発掘体験等の魅力発信や新商品・サービス開発支援を行う。
広域道の駅整備事業	広域4市町村	官民連携手法を用いた広域道の駅の整備及び運営を行う。
外国人観光客誘客事業	市	外国人観光客受け入れに向けた誘客活動等を行う。
紹介宣伝事業	市	観光情報の紹介宣伝活動により、当市への観光客の誘客につなげる取り組みを行う。
ロケツーリズム推進事業	市	ロケツーリズムの推進により当市の魅力を効果的に発信する。
北三陸「あまちゃん」観光推進協議会事業	北三陸「あまちゃん」観光推進協議会	メディアへのPR、誘客のための宣伝、観光客の受入態勢に関する事業を行う。
教育旅行等受入推進事業	市、久慈市ふるさと体験学習協会	教育旅行等の受入及び民泊家庭改修の補助を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
化石発掘体験者数（人）	10,924	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000
久慈市の観光客数（人）	618,810	630,000	642,000	654,000	667,000	680,000	1,390,000
教育旅行等受入件数（件）	61	63	65	67	69	70	65
体験プログラム数	33	34	34	35	35	36	36



第2節 日本一の地域づくりプロジェクト

1

現状と課題

市全体の人口減少は進行しており、久慈・長内・小久慈地区以外の地区（以下「周辺地区」）では特に人口減少・少子高齢化の進行が顕著で、この状況が更に進行すれば、従来通りの地域コミュニティ活動を維持できなくなることが危惧されます。

特に人口減少・少子高齢化が顕著な周辺地区では、町内会や自治会、地域協議会等の設立当時とは地域の状況が異なり、共助領域である地域コミュニティ活動に地域住民が期待する役割も変化していますが、その維持・存続が危ぶまれる現状にあります。また、今後、各地区の地域づくり活動を維持・発展させるためには、地域の現状や将来予測を踏まえた地域コミュニティの在り方を再検討する必要がある、また、再検討の結果を踏まえた行政の継続的な地域づくり活動支援体制の構築が必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

① コミュニティカルテづくりの推進

地域住民が地域の将来像を共有し、その実現に向けた活動が行われるよう地域住民が地域の現状や課題・資源等を再認識するため機会を創出するとともに、地域住民自らが描く地域の将来像を住民同士や関係主体で共有するための支援を通じ、市民がやりがいと自信を持って参加することができる地域づくりを目指します。

② 地域づくり人材の育成

今後の地域づくり活動の担い手となる地域コミュニティ人材の育成支援を行うとともに、地域や市と連携して地域づくり活動の支援を行うコミュニティコーディネーター（※）の育成を図ります。

③ コミュニティサポート体制の強化

各地区において、地域住民が描く地域の将来像を地域、市、中間支援組織が共有し、その実現に向けた地域づくり活動に継続的に取り組むことができる体制構築を目指します。

仕組みづくりに当たっては、地域との協議結果を踏まえて各地区市民センターの指定管理導入を検討するとともに、地域づくり活動支援のため継続的なサポート体制として、中間支援機能の役割・位置付けについても検討を進めます。

※コミュニティコーディネーター…地域課題の解決につながる活動の提案と実現に向けた調整を行う人材



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、地域の課題や魅力を住民同士で共有しながら地域づくり活動に積極的に参画・参加することが期待されます。 ・地域コミュニティ（町内会・自治会、地域協議会等）は、地域づくり活動に地域住民が参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、地域住民有志による地域づくり活動を支援することが期待されます。 ・市民のうち特に今後の地域づくり活動の担い手となりうる世代にあっては、市が実施する地域づくり人材研修に積極的に参加することが期待されます。
市の役割	・地域の課題やお宝などに関する住民同士の話し合いの場を設け、地域住民が描く地域の将来像が地域全体での共有が図られるよう支援するとともに、その実現に向けた地域づくり活動を支援します。 ・地域コミュニティ等と連携し、多様な世代の地域づくり活動への参画機会の提供を後押しします。 ・地域の現状や課題に沿った地域づくり活動が展開されるよう、市の施策や施策を通じて明らかとなった情報、また先進事例の情報共有を行います。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業	市、地域住民等	地域運営組織（※）の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。
地域づくり人材研修	市	市内各地区で地域づくりの取組実践者等を対象とした人材育成のための研修を開催する。
地域おこし協力隊設置	市	地域おこしの支援や地域協力活動に取り組む。
集落支援員設置	市	市及び中間支援組織と連携して市内各地区におけるふるさと未来づくり事業の推進を図る。

※地域運営組織…地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織



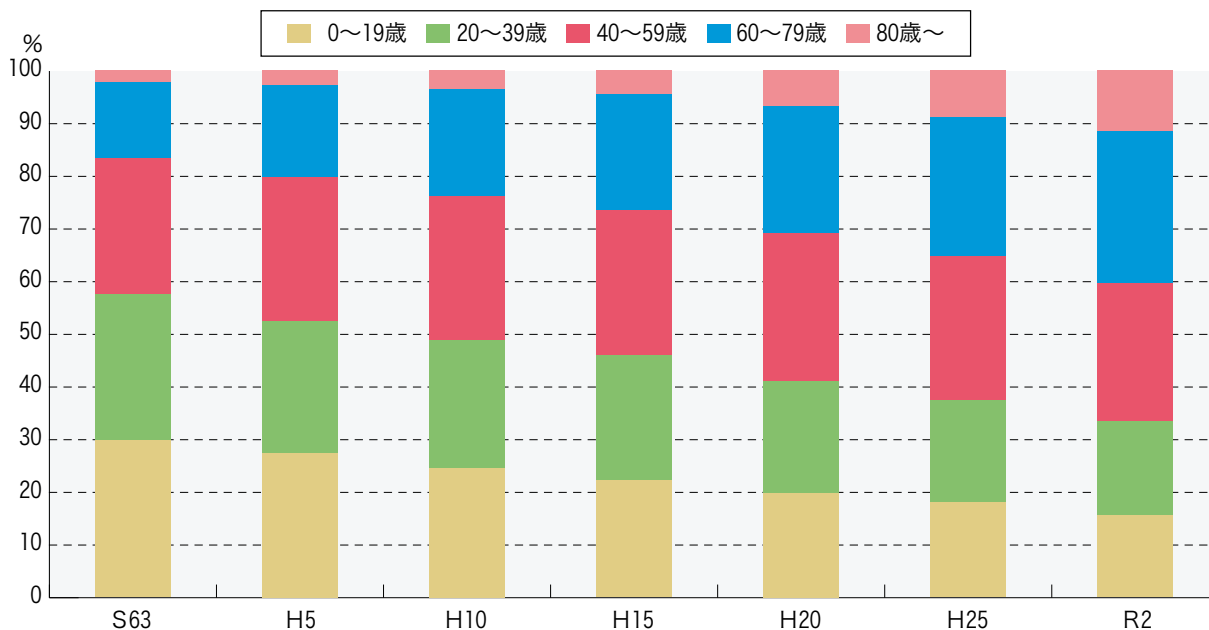
第1章 重点戦略

第2節 日本一の地域づくりプロジェクト

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ふるさと未来づくり事業 実施地区（地区）	6	6	6	7	7	8	8
地域づくり研修会の開催 回数（回）	2	2	2	2	2	2	2
地域おこし協力隊設置人 数（人）	2	3	3	3	3	3	7
集落支援員設置人数 （人）	2	5	5	7	7	9	3

久慈市 年代別人口構成



資料：市住民基本台帳





第3節 安心・安全のまちプロジェクト



1

現状と課題

防災行政無線は現在、262局の屋外子局を整備し、災害発生時や防犯などにおける市民への情報提供を行っています。

しかし、防災行政無線の難聴世帯があることや強風や大雨などの自然条件、家屋の気密性の高さといった事由によって聞き取りにくい場合があり、補完的対策として、防災メールマガジン配信サービスや防災行政無線電話再応答サービス、消防団による地域住民への広報依頼などにより対応しています。

個人の防災意識については、東日本大震災以降、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号によって甚大な被害を受けたことから、市民一人ひとりの防災意識は高まっている傾向にあります。

その一方で、久慈市は自主防災組織の組織率が低く、令和元年度における久慈市の組織率は44.3%であり、岩手県内の平均組織率87.7%（平成31年4月1日現在）と比べ、大きく下回っている状況にあります。今後來る災害に向け、地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進することが急務となっています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 防災・防犯情報の共有体制の強化

悪天候等でも家の中で確実に聞き取れる防災行政無線戸別受信機の整備による難聴世帯の解消に努めながら、放送内容をメール等でお知らせする防災メールマガジン配信サービスへの利用促進や、防災行政無線の内容を電話で確認できる電話再応答サービスの周知を図り、県の災害情報システムを利用するなどし、マスメディアや情報通信技術の活用など様々な方法により、市民への防災・防犯情報の確実な伝達を目指します。

② 自助・共助による防災力の充実

地域の防災研修会の開催などによる防災意識の啓発と自主防災組織の結成や活動支援を行います。

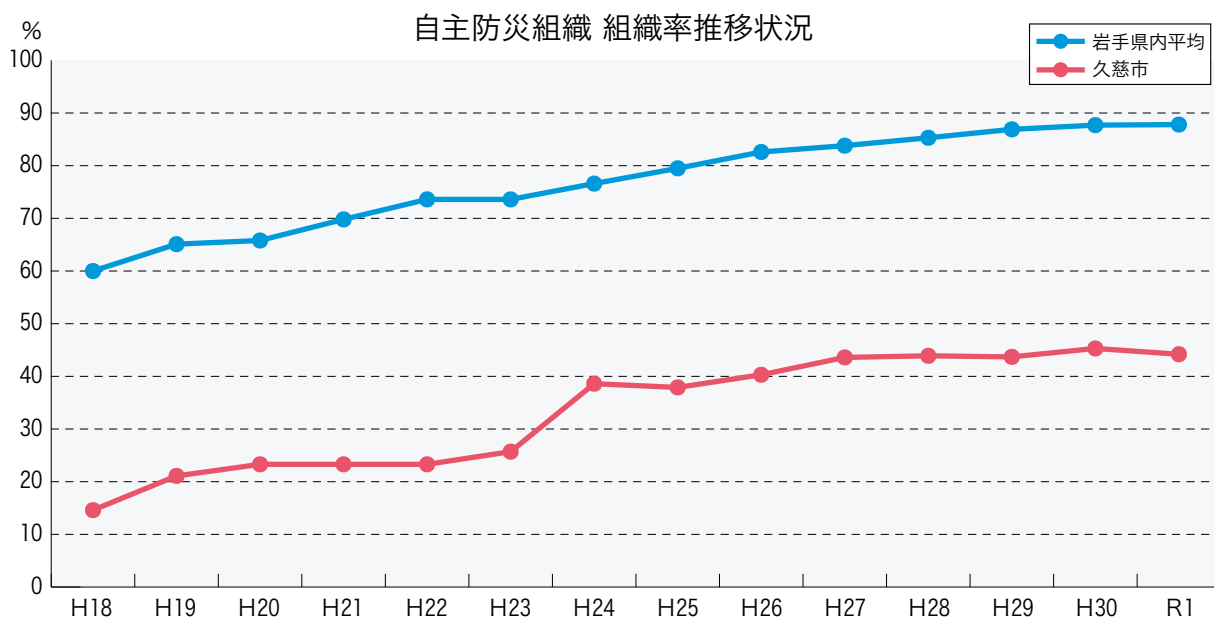
また、津波避難訓練においては、学校などにも参加を呼びかけて参加者数の増加に取り組みながら、幼少期からの防災意識の醸成を図ります。

自治会等の実施する出前講座などで、自主防災組織結成の効果やその必要性を伝えることにより、組織率の向上に引き続き取り組むとともに、活動のアドバイスや各種助成事業の活用を促し、組織が活動しやすい環境づくりに努めます。



第1章 重点戦略

第3節 安心・安全のまちづくりプロジェクト



資料：久慈市消防防災課調べ

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、有事に備え、日ごろから避難準備を心がけることが期待されます。 ・自主防災組織は、個人の防災意識と地域の防災力を高めるための役割を果たすことが期待されます。
市の役割	・防災行政無線の整備などを行い、災害時などの情報提供に努めます。 ・広報くじ等を活用し、防災情報を取得するための様々な手段を紹介していくことにより、情報弱者を生まないよう努めます。 ・防災研修会の開催や津波避難訓練を実施します。 ・自主防災組織結成に係る説明会や講習会、運営のアドバイスや各種助成事業を活用し、組織の結成・活動を支援します。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害対策事業	市	災害に関して、必要な災害予防、災害応急対策を行う。
自主防災組織資機材整備事業	市（補助）	自主防災組織の結成及び活動を支援する。
防災行政無線戸別受信機設置補助事業	市	防災行政無線戸別受信機の設置費用について補助金を交付する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
防災行政無線の難聴世帯の解消（世帯）	72	60	40	20	10	0	0
防災メールマガジン登録者数（人）	2,070	2,300	2,500	2,700	2,850	3,000	3,000
自主防災組織 組織率（%）	44.3	50.0	70.0	80.0	90.0	100.0	86.2
津波避難訓練の参加率（%）	2.9	3.2	4.0	4.5	5.0	6.0	6.0





第4節 みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

1

現状と課題

バス・鉄道等の公共交通は、自家用車等の交通手段を持たない者にとっては、日常の買い物や通院・通学など生活に欠かすことのできないインフラです。

また、高齢者の免許返納の機運の高まりなどにより、公共交通の充実を望むニーズは年々高まっています。

しかし、自家用車の普及や人口減少により、公共交通の利用者は年々減少しています。また、それに伴い各公共交通の利用料金収入が減少しており、公共交通の維持存続が困難になっています。

さらに、公共交通がどこを何時に運行しているのか分からないという声があるとともに、市民の要望により運行ルートを決めているが実際の利用者が少ない路線もあることから、効果的・効率的な運行を検討する必要があります。

2

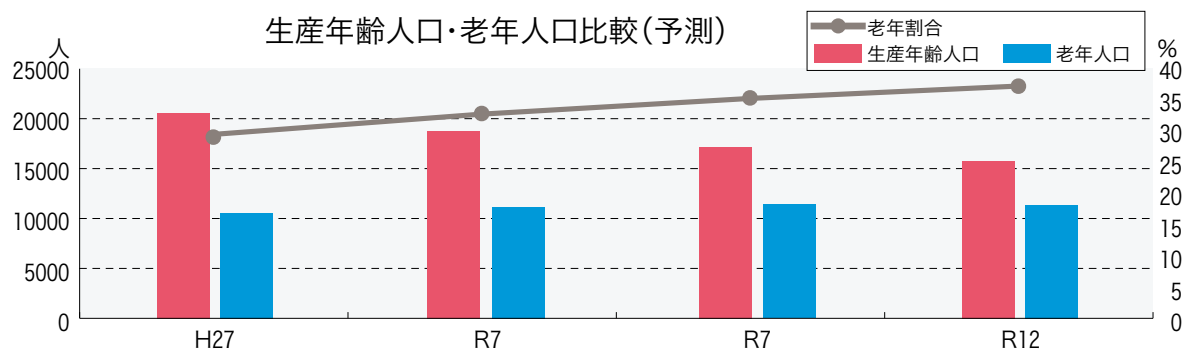
施策の方向（目指す姿）

① 交通網の効果的・効率的な構造転換の推進

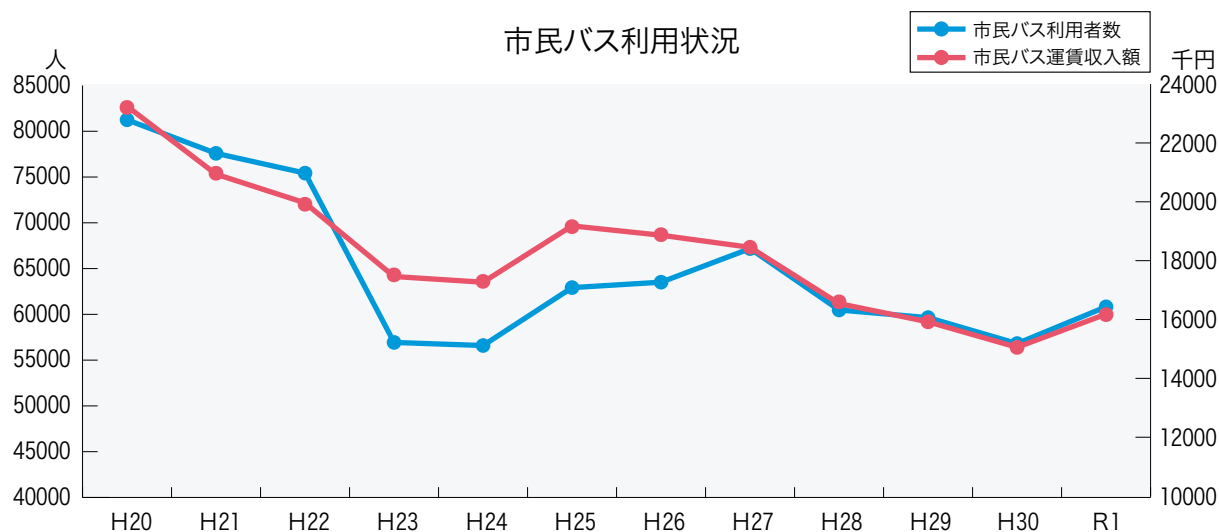
住み慣れたところで通院や通学、買い物など安心して暮らすことができるようにするため、また市外との積極的な交流を促すため、広域間を結ぶ交通、市街地のポイントと各地域を結ぶ交通及び生活を支える各地域内を結ぶ交通を整備し、面的な交通ネットワーク整備による効果的かつ効率的な運行と、市民と共に地域それぞれに合った交通の確保を目指します。

② 愛着あふれる公共交通の推進

利用促進イベントや乗り方教室など子どもから大人まで公共交通機関に触れ合える機会をより多く作ることでマイバス・マイレールの意識付けを図るとともに、公共交通の必要性や意義などの啓発を通じて住民・企業・行政を含めた地域全体で公共交通を支え合う社会を目指します。



資料：久慈市消防防災課調べ



資料：久慈市地域づくり振興課調べ

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、公共交通の利用に努めるとともに、公共交通空白地有償運送(※)など、地域内の移動手段を市と共に検討することが期待されます。 ・事業者は、公共交通の利用促進への協力と公共交通を利用しやすい職場環境をつくることが期待されます。 ・運行事業者は、誰もが利用しやすい環境づくりに努めることが期待されます。 ・学校・家庭は、公共交通の重要性に関する教育について取り組むことが期待されます。
市の役割	・経費などの情報を市民に広く周知するとともに、利用者のニーズの把握に努め、効果的かつ効率的な運行経路の設定に努めます。 ・市民が「私たちの公共交通」として愛着を持てるような取り組みを展開します。

※公共交通空白地有償運送…乗合バスでは住民の生活の足を確保することが困難な過疎地域や交通空白地帯において、NPO法人や認可地縁団体等が運輸支局に登録し、自家用自動車を使用して行う住民の輸送手段



第1章 重点戦略

第4節 みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
路線バス運行事業	市（委託）	市民バスの委託運行を行う。
路線バス運行事業費補助事業	市（補助）	路線バスの回送運行に対する財政支援を行う。
三陸鉄道運営費等補助事業	市（補助）	三陸鉄道の運営に対する財政支援を行う。
地域公共交通事業	市	公共交通の利用実態把握、環境改善や地域内公共交通の導入に向けた支援を行う。
三陸鉄道企画列車	市、三陸鉄道強化促進協議会	三陸鉄道を活用したイベント列車の企画・運営を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公共交通の市民1人あたりの年間利用回数（回/人・年）※	9.18	9.18	9.18	9.18	9.18	9.18	9.18
利用促進イベント参加者数（人）	300	330	363	399	438	481	481

※公共交通（バス、鉄道）の利用目標回数は、久慈市公共交通網形成計画で定めている目標値





第5節 安心できる医療福祉のまちプロジェクト



1

現状と課題

市の死亡原因の上位（※）にある悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などは、生活習慣病の予防や検診による早期発見により、発症を遅らせたり症状を改善することができます。そのためには、定期的に検診を受けるなど、各自で自身の健康管理に努めることが重要です。

また、自殺死亡率については中長期的には減少していますが、年ごとの変動が大きく、予防対策を関係機関と連携し継続・強化することが必要です

介護を必要とする人や高齢者のみの世帯は増加しており、高齢者の孤立による孤独死や引きこもりが問題となっています。

これまでも、高齢者に対しては近隣住民や民生委員などが見守りや生活支援を行っていますが、これらの個人による支援には限界があり、地域全体で支える仕組みづくりが必要です。また、地域と高齢者のつながりを再構築し、高齢者が社会に参画できる体制づくりや高齢者の生活支援のニーズに対応することも必要です。

当地域では、医師や看護師などの医療従事者が不足しており、必要な医療供給体制の確保が重要な課題となっています。

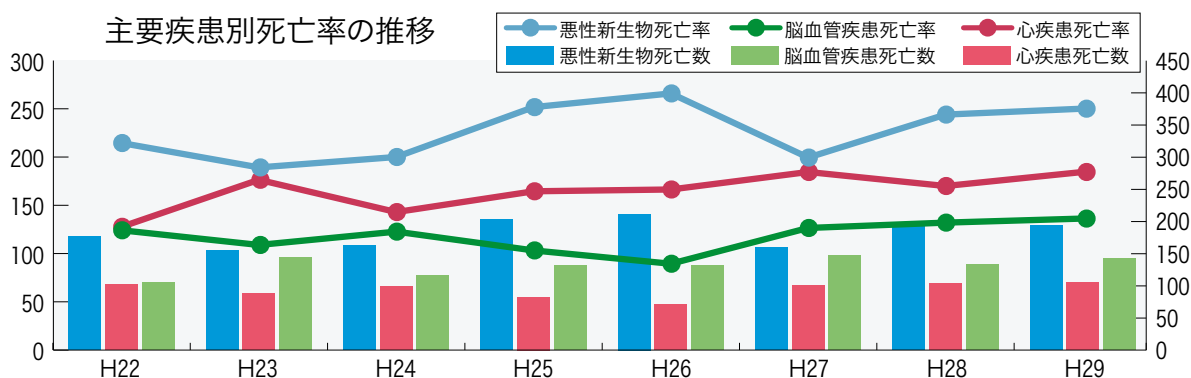
地域唯一の中核病院である県立久慈病院においても、常勤医師不在の診療科への医師充足が求められているほか、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実・強化が求められています。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実も重要な課題となっています。

近年、感染症は自然環境および社会環境の変化により、大きく様変わりしており、情報収集と迅速な対応が求められています。

また、感染症の対策には、うがい、手洗い、マスクの着用などをはじめとする基本的な感染対策の確実な実施や予防接種が有効であり、感染症の知識の普及と積極的な接種勧奨が重要です。

※岩手県保健福祉年報による平成29年度の市の死亡原因上位



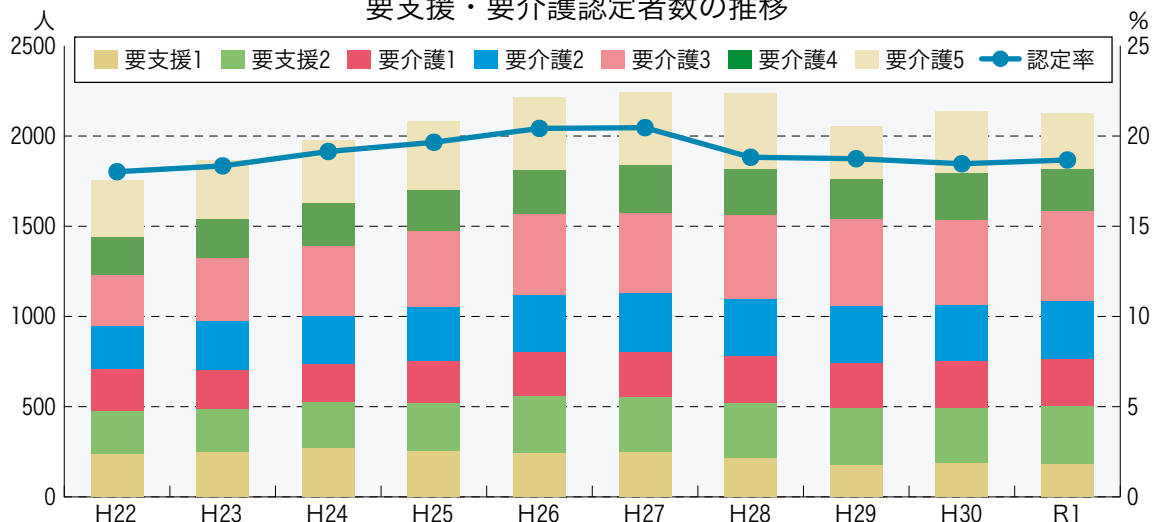
資料：岩手県保健福祉年報



第1章 重点戦略

第5節 安心できる医療福祉のまちプロジェクト

要支援・要介護認定者数の推移



資料：久慈広域連合「介護保険事業報告」

2 施策の方向（目指す姿）

① 心と体の健康維持に向けた支援

「自らの健康は自らが守る」を基本に市民の健康維持・向上に努めるとともに、心の健康づくりに努め自殺の予防に取り組めます。

② 高齢者を見守り・支え合う環境の構築

地域、事業者、市が日ごろの見守り活動や地域活動を通じた連携体制を整えることで、地域全体で高齢者を支える共助の力を育み、福祉コミュニティ（※）の醸成につなげるよう取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備や、積極的に地域活動に参加することで生きがいを持って生活し続けられる体制づくりに取り組みます。

③ 地域のニーズに対応した医療環境の整備

周産期医療体制の充実・強化と常勤医師不在の診療科解消に努め、安心して出産できる環境等を整備するとともに、久慈市出身の医療従事者の人材育成及び招へいにも取り組みます。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実について関係機関と連携して取り組みます。

④ 感染症対策の推進

感染症に係る国等の情報に留意し迅速な対応を行うとともに、「新しい生活様式」

の実践の普及・啓発など日常生活における基本的感染症対策の推進に努めます。
 また、予防接種は多くの疾病の流行防止に成果を上げていることから、今後も感染症の知識の普及と積極的な接種勧奨に努めます。

※福祉コミュニティ…地域で援護を必要とする人やその家族が住みなれた地域で通常の生活ができるように、平常時の見守りや支え合いの中から出てきた課題を地域で話し合い、地域で取組むことができるコミュニティ

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、定期的ながん検診や各種健診などを受け、健康の保持増進に努めることが期待されます。 ・高齢者は、健康で自立した生活を送るとともに、これまでの知識や経験を生かして地域活動に積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、定期的な妊婦健診などによる母子の健康保持に取り組むことが期待されます。 ・地域は、見守りや生活支援を通じて高齢者との関係づくりに努め、助け合いながら生活できる地域づくりを目指すことが期待されます。 ・福祉事業者は、支援に関わっている団体等と連携を図り、高齢者の多様なニーズに迅速かつ的確に対応することが期待されます。 ・健診事業者や病院は、市民が受けやすい検診体制づくりに努めることが期待されます。 ・市民は、感染症予防のため、うがい・手洗い・マスクの着用や「新しい生活様式」の実践などに心がけることが期待されます。 ・医療機関は、感染症対策として必要となる医療資器材の確保、地域における医療連携等診療体制の強化に努めることが期待されます。 ・県は、感染症対策として地域医療体制の確保、まん延防止に關し的確な判断と対応をすることが期待されます。
市の役割	・望ましい生活習慣の啓発普及を図り、健診体制の充実と心と体の健康を守るための取り組みについて体制づくりと強化の支援を行います。 ・関係団体などと連携し、情報の発信や情報共有を積極的に行い、高齢者の見守り・生活支援が充実した環境の構築に努めます。 ・医師の人材確保に努めるとともに、医師育成について関係機関と協力し、久慈市出身医師の招へい・育成に取り組みます。 ・将来、市内医療機関での従事を希望する看護学校等の学生を支援します。 ・周産期医療および妊産婦支援について、県、医療機関、その他の関係機関と連携して取り組みます。 ・関係機関と連携し、地域住民に対するワクチンの接種や住民への支援などを行います。 ・感染症予防のためのうがい・手洗い・マスクの着用や「新しい生活様式」の実践など基本的な感染症予防対策にて普及・啓発活動を行います。



第1章 重点戦略

第5節 安心できる医療福祉のまちプロジェクト

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
健康増進事業	市	市が、ライフステージに応じ各種検診事業を実施し、心身の健康づくりを推進する。
ふれあいサロン事業	市、社協（補助）	高齢者を対象としたひきこもり防止などを目的に、親睦会や交流会を開催する小グループを支援する。
避難行動要支援者支援事業	市、町内会等	災害時に支援が必要な人たちを名簿に登録することで、行政と町内会等が連携し地域の防災力の強化につなげる。
緊急通報装置設置事業	市	在宅高齢者等の急病に迅速な対応ができるよう緊急通報装置を貸与し、コールセンターと連携して見守り体制を整備する。
市町村医師養成事業	県、市	将来、県内の医療機関で医師業務に従事を希望する医学生へ奨学資金を貸付する。
看護師養成事業	市	将来、市内の医療機関で看護業務に従事を希望する看護学生へ奨学資金を貸付する。
心の健康づくり事業	市	妊娠期から成人高齢期における各種事業を通じて自殺予防の普及啓発を実施する。
母子保健・お産・育児支援事業	市	安心・安全な周産期医療体制の確保及び育児支援を推進する。
感染症予防事業	市	予防接種の実施、感染症知識の普及啓発を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
がん検診受診率：胃がん（％）※1	17.9	28.6	33.9	39.3	44.6	50.0	50.0
がん検診受診率：肺がん（％）※1	32.7	38.5	41.3	44.2	47.1	50.0	50.0
がん検診受診率：大腸がん（％）※1	29.7	36.7	40.3	43.9	47.4	50.0	50.0
ふれあいサロン延べ参加者数（人）	13,790	14,700	14,800	14,900	15,000	15,100	15,100
避難行動要支援者台帳登録率（登録者数／対象者数）（％）	66.2	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	78.0
緊急通報装置利用者数	274	280	280	280	280	280	190
久慈医療圏人口10万人当たりの医師数（人）※2	141.9	-	147.9	-	150.1	-	150.1
看護師奨学生地元就職者数（人）（累計）	2	3	4	5	6	7	10

※1 各種がん検診対象者：当該年度の末日時点で40歳以上の国保資格者

※2 久慈医療圏人口10万人当たりの医師数のR1の欄はH30の数値を使用

1 現状と課題

市の合計特殊出生率は全国・県平均より高い水準にあるものの、若年人口の減少によって、出生数そのものは減少を続けています。

また、夫婦の初婚年齢は全国・県平均より若く、年齢別出生率では20代前半女性で県平均より高い水準にあり、若い世代で子どもを持つ傾向にあります。

しかし、婚姻率は全国平均や県内主要都市と比較すると低い値となっており、また、全国的な傾向と同様、晩婚化も進んでいます。

また、市民満足度アンケートでの「子育て支援」の満足度は、ここ数年間はほぼ横ばいで推移しており、「久慈市の子育て支援に満足した」と感じられるような取り組みが必要です。

地元に着定するためには、生まれ育った地域の魅力に気づき、愛着を持つことがその要素の一つとして重要であり、地元で働きたい、地元のために貢献したいと思う若者が増加する取り組みが求められています。

2 施策の方向（目指す姿）

① 結婚に向けた総合的な支援の実施

結婚支援活動の推進や出会いの機会の創出につながる結婚支援イベント実施団体などへの補助を行うなど、少子化対策の一環として結婚に対する意識の醸成を図るとともに、結婚、出産、子育てを想像し、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを推進します。

② 親子が過ごしやすい生活空間・環境の充実

妊娠期から出産・子どもの就学前までの間、ワンストップ相談窓口において、切れ目なくきめ細やかな子育て支援に取り組めます。

また、子どもの成長に応じた、親子が共に過ごしやすく女性にやさしい生活空間・環境の創造を図るため、子育て親子の遊び場の拡充など、子育てにやさしい環境づくりに取り組みます。

さらに、地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、地域（お年寄り）と学校（子ども）が日常的に繋がることができ、夫婦が共に安心して働くことができる共生型のコミュニティ空間の創造に取り組みます。

③ 地域の魅力体験・体感型教育の推進

子どもたちが地域の魅力を体験・体感することを通じて地元愛を育む教育に取り組むとともに、当地域で暮らしていく将来が思い描けるような地域人材の育成に取り組めます。



第1章 重点戦略

第6節 出愛いと地元愛の育みプロジェクト

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・家庭・地域・職場は、結婚希望者の個性や希望が多様であることを認識し、その人に合った婚活を一緒に考えることが期待されます。 ・市民や地域住民は、子育て支援に理解を深め、地域全体で協力しながら、子育てしやすい環境づくりに関わっていくことが期待されます。 ・市民（子ども）は、体験・体感によって地域の魅力を再認識し、地元愛を育み、地元で生活することが期待されます。 ・事業者は、婚活イベントなどを通じて、出会いの場を創出することが期待されます。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て環境への意識を高め、子育て支援の取り組みに関わることが期待されます。
市の役割	・結婚を希望する市民への情報提供や婚活への支援のほか、出会いの機会の創出支援など結婚支援事業を実施し、結婚を応援する機運の醸成や結婚希望者への支援に取り組みます。 ・子育て世代が安心して子育てをし、心に余裕ある子育てをすることにより、子育ての楽しみや喜びを感じられるよう、子育て親子に配慮した環境づくりに努めます。 ・久慈市内の児童生徒が、市の自然や産業、文化を体験し、地域資源の理解促進、地元愛の醸成につなげるよう取り組みます。

4 主な事務事業

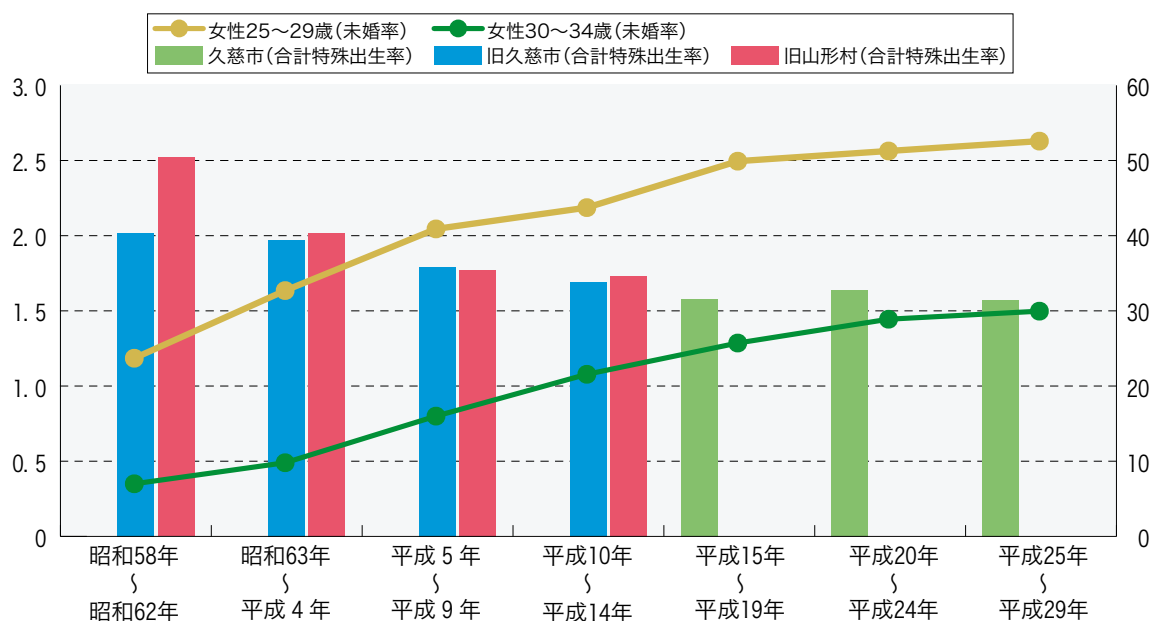
事業名	事業主体	事業概要
結婚支援イベント補助事業	市（補助）	結婚支援イベントなどを実施する団体等への支援を行う。
結婚支援推進事業	市（補助）	いきいき岩手結婚サポートセンターへの初回登録料を補助する。
子育て支援センター事業	市	子育ての不安を解消するための相談指導や子育て支援事業を総合的に行う。
子育てサービス利用者支援事業	市	子育て世代の保護者等に、子育てに関連する各種制度や施設の案内等、子育てに必要な情報を提供し子育て支援を行う。
太古ロマンのまちづくり推進事業	市	化石発掘体験や、自由研究コンテスト等を実施する。
教育旅行等受入推進事業	市、久慈市ふるさと体験学習協会	教育旅行等の受入及び民泊家庭改修の補助を行う。



5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成婚数（組）	136	124	122	121	120	119	80
子育て支援に関する満足度平均値（ポイント）※ 市民満足度アンケート	2.9	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.2
化石発掘体験者数（人）	10,924	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000
市内教育旅行受入校数（校）	6	7	8	9	10	10	10

合計特殊出生率と未婚率の推移



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」、総務省統計局「国勢調査」





第7節 魅力ある仕事起しプロジェクト

1

現状と課題

市では、雇用条件や職種により、事業所側は「求人を出したのに人が集まらない」、求職者は「働きたい仕事がない」という、いわゆる「雇用のミスマッチ」が生じているほか、出稼ぎが盛んであった地域事情もあり、家族も含めて県外での就労に抵抗が少ない環境にあります。このことから、高卒新卒者の県外就職率が岩手県内の平均に比べて高い状況が続いています。

現在、市内事業所では、復興需要などにより以前に比べ求職者の採用意欲は高まっているものの、若者の県外流出や人口減少などにより、十分な労働力が確保できないことが懸念されています。また、就職後の離職やKターン就職者（※）の雇用先の選択肢が少ないといった課題もあります。

また、人材の県外流出等により地域活躍する「地域づくり人材」についても流出しており、地域コミュニティ維持・活性化のためにも、人材確保が必要となっています。

新しい視点で事業拡大を目指す企業などが存在しているものの、東日本大震災の影響や社会経済状況の低迷による売り上げの減少など、厳しい環境に直面している企業は未だ多く存在しています。

産業の集積が不十分な当地域でこのような状況に対応するため、既存企業の事業拡大はもとより、新しい視点による起業や企業の新分野への展開などにより、商工業の活性化を図る必要があります。

併せて、市が有する地域資源に磨きをかけ、関係機関と連携を図りながら、魅力ある地域産業による雇用の場の拡大・創出を進める必要があります。

市内には質の高い地域資源を生かした特産品が数多く存在しているほか、縫製業、造船業や精密機械製造業など高い技術力を有している企業が立地しています。また、三陸沿岸道路や国道281号の整備などにより、市を取り巻く人や物の流れは大きく変わることが予想されます。

地域産業の活性化には、豊かな農林水産物や琥珀などの地域資源、市内企業の製品など、販路拡大・高次加工化を図る必要がありますが、一方でこれらの資源は市内外の方に十分に浸透している状況ではありません。

多くの方に久慈の魅力（資源）を知っていただき、新たな企業間連携、加工・販路拡大につなげ、地域資源などの魅力を効果的に発信していく必要があります。

※Kターン…「久慈（Kuji）市へのU・J・Iターン」を総称した造語（K-uji ターン＝Kターン）



2

施策の方向（目指す姿）

① 職業意識の醸成に向けたキャリア教育の推進

市の産業を担う人材の確保につなげるため、市内事業所の魅力を知り、地元への就職に関心を高めてもらうための取り組みとして、児童・生徒を対象としたキャリア教育などの充実を図ります。

② 高等教育機関卒業者の採用支援体制の構築

市内企業における大学、専門学校等卒業者の採用支援を行うことで、企業の事業拡大、新分野への展開を行う企画人材の確保を行うとともに、新たな職種の創出を行うことで、高校卒業後、進学等により市を離れて暮らしていた方の将来のUターン就職や、首都圏等からの移住希望者の就職の受け皿確保を図ります。

また、企画人材を確保することにより、地域で活躍する地域づくり人材の確保・育成を支援します。

③ 起業者などに対する支援体制の構築

冷涼な気候や、三陸沿岸道路の完成に伴う新たな流通体系の活用など、市の強みを生かした企業や研究機関などの誘致、豊かな地域資源を生かした既存企業や各種団体間の連携による6次産業化、新事業の創出に向けた取り組みなど、意欲のある起業者や事業者に対し、産学官金が一体となって資金面や販路開拓などの経営課題の解決を支援する体制を構築します。併せて、事務の効率化やワークライフバランスの構築など人材管理面等での支援を行い、魅力ある雇用環境の創造を支援します。

また、新たなビジネスモデル構築など、市民所得の向上につながる、働きがいや魅力ある雇用の場の創出に向けて取り組みます。

④ 地域資源・企業の魅力発信の強化

インターネットやSNS、北三陸久慈市ふるさと大使などを通じた地域資源や企業の魅力発信を強化することにより、より多くの方に市の魅力を伝えます。

また、市内事業所におけるオンリーワンの特色や技術の他、働きやすい職場づくりの取り組みなどの企業の魅力発信に取り組むとともに、マッチングイベントなどへの参加を支援することにより、新たな事業の展開を促進し、雇用の拡大につなげます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、
団体などに期待される
役割

- ・学校は、キャリア教育を積極的に進め、児童・生徒・保護者に地元の産業を知る機会を多く設けることが期待されます。
- ・事業者は、キャリア教育の受け入れを積極的に行い、地元就職したい子どもの理解を深め、将来の雇用確保に努めることが期待されます。
- ・事業者は、大学、専門学校等の卒業者の採用を積極的に進め、経営の改善・拡大、情報発信の強化、職場環境の充実などに取り組むことで、地域経済基盤の強化を図ることが期待されます。
- ・起業家は、新たな視点による経済活動により、地域資源の魅力発信を行い、地域経済の活性化と雇用の創出に取り組むことが期待されます。
- ・商工会議所や各金融機関は、事業者や起業家の経営相談や支援を行い、経済活動の活性化、創業を支援する役割を担うことが期待されます。
- ・市民は、市内にどのような就職先があるのか、その業態や業容等に理解を深めることが期待されます。
- ・市民は、学校と事業者が行うキャリア教育に理解を深め、地域全体で地元就職する子どもを育てることに協力することが期待されます。

市の役割

- ・キャリア教育を推進する体制づくりと強化の支援を行います。
- ・大学生、専門学校生の採用に係る情報を事業者と共有するとともに、採用に係る各種マッチングの支援を行います。
- ・事業者や起業家のニーズを把握し、商工会議所や金融機関との連携を図りながら、事業者の経営課題の解決や起業・創業の支援を行います。
- ・事業者の情報発信の支援やマッチングの支援を行うと共に、インターネットや市に縁のある方々を通じ情報発信に努めます。





4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校と地域を結ぶキャリア教育コーディネート拠点構築事業	市、事業者、学校	学校における職場体験等、高等教育機関等からのインターンシップの受け入れ、事業所・学校のスキルアップ等を支援する。
Kターン希望者採用活動支援によるやりがいのある働く場確保事業	市、事業者	大学生、専門学校生の採用に係る事業者との情報共有や就職ガイダンス開催等の採用マッチング支援を行う。
ふるさと未来づくり事業	市、地域住民等	地域運営組織の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。
久慈・ふるさと創造基金運営費補助事業	市、久慈商工会議所	起業や新商品開発等に係る資金融資事務（運営は久慈商工会議所）の運営費を支援する。
起業・立地奨励補助事業	市	市内に起業・立地する際の家賃の一部を支援する。
空き店舗出店費補助事業	市（補助）	中心市街地に所在する空き店舗を活用し新規出店する際の改修費を補助する。
空き店舗対策チャレンジショップ事業	市（補助）	新規開業者が空き店舗にチャレンジショップを開設する際の店舗賃借料を補助する。
販路拡大支援事業費補助金事業	市	新商品等のPRに向けた展示会出店小間料を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

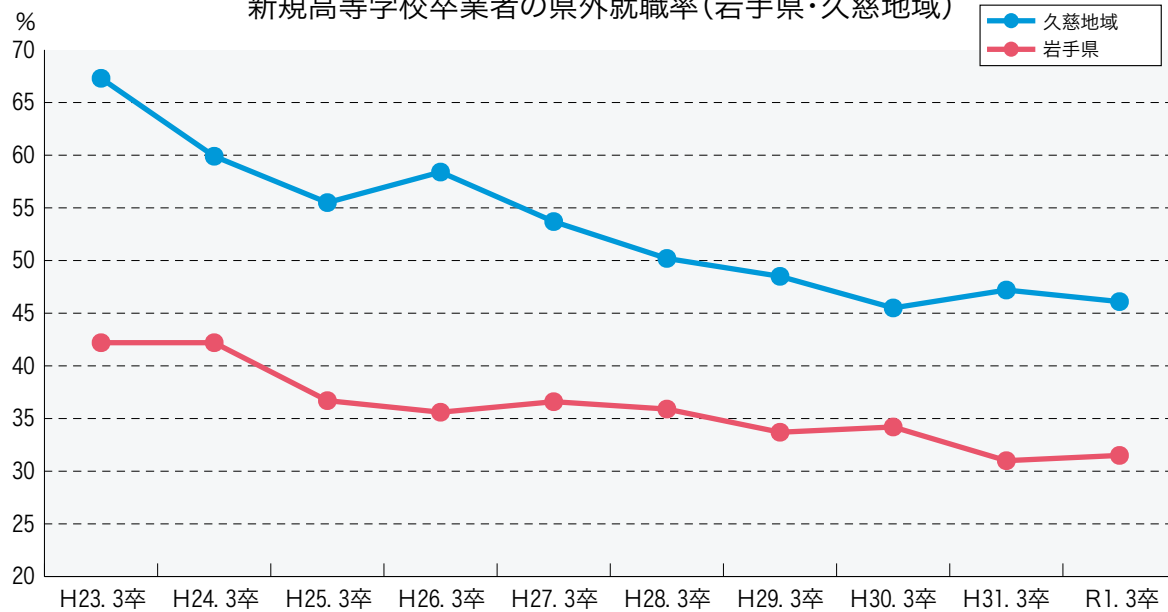
指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
久慈管内新規高卒者の管内就職率(%)	42.8	43.8	44.3	44.8	45.3	45.8	45.8
行政の関与による移住者数(人)	16	18	20	22	24	26	26
起業件数(件)	2	3	3	3	3	3	3
販路拡大支援事業利用件数(件)	0	1	1	1	1	1	1



第1章 重点戦略

第7節 魅力ある仕事起しプロジェクト

新規高等学校卒業者の県外就職率(岩手県・久慈地域)



資料：久慈公共職業安定所調べ



第2章 基礎戦略1

共に支え、元気と安らぎ
あふれるまちづくり





第1節 情報公開の推進

1

現状と課題

- まちづくりの推進を図るため、市の諸活動等について市民への情報提供に努めています。

今後は、情報の積極的な提供と有効活用を図るため、誰もがインターネット等を通じて、市が保有する情報を容易に利用（加工、編集、再配布等）できる、オープンデータへの取組と有効活用が求められています。

- 市民が市政に対して関心を持ち、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するには、ともに考えるための情報共有と、市民の要望や提案を市政に反映させる環境づくりが必要です。

また、市には豊富な地域資源や魅力がありますが、自治体の良好なイメージである「都市ブランド」や統一したイメージが形成されておらず、「久慈市」のブランドイメージの確立が課題となっています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 情報の有効活用

市の諸活動等の情報の公開を推進し、オープンデータに積極的に取り組むことで、まちづくりの推進、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化を図ります。また、住民基本台帳ネットワークシステムなどを有効活用し、新たなシステム開発・ネットワークの構築などにより、市民の行政手続きの利便性、サービス向上を図ります。

② 広聴広報の充実（市民参加の市政）

市民の市政への参画を進めるため、市民が参加・発言ができる環境づくりに努めます。

市民によりわかりやすく、読んでもらえる「広報くじ」の発行に努め、市政へ取り組みなどの情報共有を図るとともに、市民からの情報の提供・発信や広報リポーター制度、中・高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市の持つ魅力や個性を市内外に向けて効果的に発信することで、都市ブランドや統一したイメージを形成し、交流人口の拡大やイメージアップ、市民の誇りや愛着心を高めるための取り組みに努めます。



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、 団体などに期待される 役割	・市民は、提供された情報に関心を持つことにより、市政運営に対する理解が深まり、市政への積極的な参加につながる事が期待されます。 ・市民は、オープンデータを活用することにより、まちづくりの推進、諸課題の解決が期待されます。 ・「市民参加の市政」を進めるため、広聴・広報活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい事業の実施に努め、市民と市政の情報共有及び双方向の関係づくりに取り組みます。 ・都市ブランドや統一したイメージの形成に関わり、市への誇りや愛着心を高めることが期待されます。
市の役割	・行政が保有している情報について適正な管理に努め、必要があるものは積極的に市民に提供します。 ・市民との情報共有及び市民の意見を市政に反映させるなど、双方向の関係を構築します。 ・市の魅力や個性を市内外に向けて発信し、都市ブランドや統一したイメージを確立します。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
オープンデータ推進事業	市	久慈市ホームページ等において、機械判読に適したデータ形式及び二次利用が可能な状態でデータの公開を行う。
広聴広報事業	市	広報紙等による情報発信、市長と話そう！「ふれあいトーク」及び市政懇談会などを行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
オープンデータ項目数 (件)	0	2	4	6	8	10	10
市長と話そう！ふれあい トーク開催数（回）	5	20	20	20	20	20	20



第2節 市民との協働の推進

1

現状と課題

- 市の財政状況は厳しさを増していますが、一方で新たな市政課題や市民ニーズへの対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、構造改革特区や地域再生計画、PFI（※）をはじめとする民間活力を活用したさまざまな事業手法の導入を検討する必要があります。

- 平成30年度末時点で市が保有する施設は228か所あり、延床面積は242,842㎡となっています。

限られた財源の中において、それぞれの公共施設の利用状況やニーズを考慮し、今後の管理方針を明確にしながら、適正な施設配置を進めていくことが求められます。

- まちづくりにおける大きな社会的役割を担うNPOの活動は、新たな公共の担い手として、今後はさらにその活躍に期待が寄せられていることから、「協働」、「地域づくり」の理解・意欲増進を図ることが必要です。

また、まちづくりの主体である市民、NPO、企業、行政といったそれぞれの主体が協働による地域課題の解決を積み重ね、協働事例が市内において蓄積されることが必要であることから、協働を推進するにあたっての各主体の現状把握を行うとともに、各主体の課題に応じた支援をする必要があります。

※PFI…正式名称はプライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共用施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

2

施策の方向（目指す姿）

① 新たな行政運営の検討

構造改革特区、地域再生計画、PFIといったさまざまな行政運営手法を導入することで、行財政の効率化や良質な行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上と効率的な行政運営の実現に努めます。

② 施設の有効利用

今後さらに厳しい財政状況が見込まれる中において、市民の利用ニーズを把握し、必要な施設の維持に努めるとともに、既存施設の管理形態や統廃合を含めた活用方針を明確にし、活用の見込めない施設については解体するなど適切な管理を行います。

③ NPO、ボランティアとの協働の推進

まちづくりの様々な主体の「協働」「地域づくり」に関する理解・意欲増進を図るとともに、まちづくりの様々な主体が実施する協働事業の実施支援を進めます。



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民や自治会は、地域にある公共施設の要・不要、施設の有効な活用策などを検討することが期待されます。 ・市民等は、まちづくりに関わる各主体の役割・立場を認め、対等な立場でまちづくりに参画・参加することが期待されます。 ・事業者は、未利用施設の有効な活用策や統合・転用などの提案をすることが期待されます。 ・事業者は、経済の活性化につながる公共事業への参画が期待されます。
市の役割	・さまざまな事業手法を検討することにより、行財政の効率化・行政サービスの向上を目指します。 ・現在の未利用施設の貸し付けや売却などによる財源の確保を進めるとともに、公共施設の必要性について検討を行い、施設の有効的な利活用を見据えた統廃合などを行います。 ・市内外における協働事例の情報収集及び発信を図ります。 ・必要な情報を収集・発信し、市民活動に適切な補助・支援を行います。 ・様々な主体による協働の場づくりなど、協働推進のための支援を行います。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業【再掲】	市、地域住民等	地域運営組織の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
NPO・ボランティア団体数（団体）	53	53	53	53	53	53	53



第3節 地域づくり活動の推進

1

現状と課題

- 近年、地域における課題は多様化しており、行政だけで解決にあたるのが難しくなっています。
- 人口減少や少子高齢化、市民のライフスタイルの多様化等に伴い、住民から行政サービスへの要望は質・量ともに増加しており、行政と住民が積極的に協働し、地域づくりに取り組むことが必要となっています。
- 地区住民が主体的に活動し、地域づくり活動を活発に展開している町内会やコミュニティ団体がある一方、人口減少・少子高齢化、世代をまたいだ交流の希薄化などにより、活動の担い手不足や活動資金難などで活動の拡大を図れない団体もあります。
- 地区市民センターへの指定管理者制度の導入については、地域コミュニティの拠点づくり及び住民自治の推進を図る上で効果的な手法であることから、コミュニティカルテづくりなど地域づくり支援を積極的に行い、指定管理を希望する地域コミュニティから順次、導入に向けた検討を進めていく必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 地域コミュニティの拠点づくり

平成29年に公民館の市民センター化を行いました。今後はこれら市民センターを各地区における地域づくり活動の実践支援を行う地域コミュニティ拠点としてさまざまな課題解決に向けた取り組み支援を行っていきます。

② 住民自治の推進

地域コミュニティの拠点である市民センターの指定管理など、住民主導で積極的に地域づくりを推進する地域コミュニティを積極的に支援するとともに、地域づくり活動を支える地域づくり人材の育成に努めます。





3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・居住地域の現状や課題を把握し、地域住民同士が描く将来像を共有し、その実現に向けた活動に主体的に参画することが期待されます。 ・自治会・町内会などが行うコミュニティ活動に積極的に参画することが期待されます。 ・地域コミュニティ（町内会・自治会、地域協議会等）は、地域づくり活動に地域住民が参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、地域住民有志による地域づくり活動を支援することが期待されます。
市の役割	・地域コミュニティ等が行う地域づくり活動に対して、支援を行います。 ・自治会・町内会などが行うコミュニティ活動支援を通じて、地域コミュニティの拠点としての機能を強化します。 ・地域づくりに関する研修会・ワークショップを開催し、地域づくり人材の育成に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業【再掲】	市、地域住民等	地域運営組織の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。
集落支援員設置【再掲】	市	市及び中間支援組織と連携して市内各地区におけるふるさと未来づくり事業の推進を図る。
地域コミュニティ振興事業	市（補助）	町内会や地域づくり団体等による地域の活性化や協働のまちづくりを推進するための活動を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ふるさと未来づくり事業実施地区	6	6	6	7	7	8	8
地域づくり計画（※）策定済地区数	3	3	4	5	6	7	7

※地域づくり計画…地域住民の創意により地域の目指す姿、目指す姿の実現に向けた取組メニューを定めた計画。



第4節 交流・連携と移住・定住の促進

1

現状と課題

- 広域圏内の交流については、久慈広域圏内の市町村が共同により広域的な行政需要に対応するため、市町村の枠を越えた連携により、事務の共同処理を行っています。

また、久慈広域4市町村長による久慈広域行政研究会を組織し、広域的なメリットを生かした行政サービスの展開について検討を行っており、広域道の駅の整備にあたっては効果的・効率的な運営を見据えた施設整備に取り組む必要があります。

今後も、人口減少等に対応するため、広域行政組織による更なる連携により、情報の共有化を図るとともに、財政運営の効率化及びサービスの向上に努め、新たな行政サービスの展開を模索する必要があります。

- 国際交流については、姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進めています。また、多文化共生社会の実現のため、市民がお互いに文化・習慣や考え方を学ぶ機会の創出に努める必要があります。

国内他圏域との交流については、共通課題を通して取り組みを進めています。また、首都圏等からの教育旅行やキャンプ受入のほか、首都圏イベントでの出店PR等による行政及び関係団体間の交流を重ねてきたところであり、観光分野以外の連携にも波及するものと考えます。

今後は、さらに、国外、国内との関わりを大切にし、共にそれぞれの地域が高め合える効果的な交流・連携を進める必要があります。

- これまでも、久慈市公式移住支援サイトK U J Iターンにより、空き家バンク、仕事情報などの情報提供を行い、首都圏での移住相談会へ参加していますが、ブースへの来場者はそれほど多くない状況です。このことから、移住検討者（特にIターン）に、認知・興味をもってもらう移住体験ツアーや地域資源を活かした移住施策等の施策を更に推進していく必要があります。

また、移住を検討するにあたり、Iターン者からお試しで暮らしたいというニーズがあるものの、お試し暮らし住宅は、立地・設備ともに不評であるほか、空き家バンクは売買物件のみの取り扱いであり、移住検討者とのミスマッチが生じています。

Uターン希望者が求める仕事と市内の求人のミスマッチがUターンの障壁となっており、新たな職種の創出や短時間勤務など多様な働き方の提案が求められています。また、高校を卒業した後、進学や就職で転出した者との関係を維持・強化するために、LINE@で「んだじょう久慈」の情報発信も行っていますが、登録者数は50名以下と少ない状況です。



2 施策の方向（目指す姿）

① 広域圏内の交流・連携の推進

少子高齢化や人口減少といった厳しい環境の中で、行政サービスの維持や地方創生に向けた新たな施策展開を模索するため、広域町村との連携を強化し、情報の共有化や財政運営の効率化及びサービスの向上に取り組みます。

また、広域道の駅の整備・運営を通じて、広域4市町村内の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の推進

SDGsをはじめとする共通課題に対応するため、国内の他自治体や民間企業など多様なステークホルダーとの連携に積極的に取り組み、行政間の連携のみならず、市民レベルでの交流・連携も活発となり、歴史、文化など社会活動分野においても共に高め合える関係を構築するよう積極的に取り組みます。

また、国籍や言葉などの違いに関らず、全ての市民がお互いに文化・習慣や考え方を理解し、共に生きる多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

農林水産業など特色ある一次産業の魅力発信のほか、Kターン者採用を行う市内事業者、すでに市内に移住している方々と連携し、市全体を挙げたさまざまな視点から支援を行い、北三陸ふるさと大使や市ホームページ、移住相談会の開催などにより広く魅力を発信するよう努めます。

また、移住・定住施策については、①「認知・興味を持ってもらう施策」、②「関係を強化する施策」、③「移住を促進・支援する施策」、④「定住を促進・支援する施策」、⑤「出身者との関係を維持・強化する施策」に分けられますが、特にも、自ら希望して就職・転職する20代～30代の久慈市出身者との関係を維持・強化する施策を重点に取り組みます。





第2章 基礎戦略1

第4節 交流・連携と移住・定住の促進

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、 団体などに期待される 役割	・市民は、市民レベルでの交流・連携に積極的に参画することが期待されます。 ・自治会は、移住者受入れに向けたサポート体制の充実を図ることが期待されます。 ・関係団体などは、交流の促進に協力することが期待されます。 ・事業者は、求人情報の積極的な提供を行うとともに住まいの提供が期待されます。 ・北三陸久慈市ふるさと大使は、市外に魅力を発信することが期待されます。
市の役割	・広域圏内の交流・連携により財政運営の効率化及びサービスの向上に努めるとともに、新たな行政サービスの展開を図ります。 ・広域道の駅の整備・運営を通じて、広域4市町村の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。 ・首都圏等からの教育旅行等の受入を進め、都市住民との交流が図られるよう取り組みます。 ・多様化する課題に対応するため、共通課題を持つ自治体・民間企業との提携を進めます。 ・市民レベルの交流・連携が効果的に発揮されるよう支援します。 ・移住者支援に向けた情報の整理と支援体制・ネットワークづくりを強化します。





4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
八戸・久慈・二戸三圏域連携事業	市	三圏域の地域振興に向けた意見交換や専門部会による共通課題解決に向けた事業を実施する。
広域道の駅整備事業【再掲】	広域4市町村	官民連携手法を用いた広域道の駅の整備及び運営を行う。
国際交流事業	市・久慈市国際交流協議会	姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進める。
教育旅行等受入推進事業【再掲】	市、久慈市ふるさと体験学習協会	教育旅行等の受入及び民泊家庭改修補助
移住定住促進事業	市（補助）	移住・定住促進のための情報発信及びPR活動を行う。 また、市外から久慈市に移住・定住を希望する方が市内の住居を取得・賃貸する際の一部を補助する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
中高生海外派遣事業派遣者数（人）	8	10	10	10	10	10	5
教育旅行等受入件数（件）	61	58	63	65	67	70	65
行政の関与による移住（世帯）	14	16	18	20	22	24	-
行政の関与による移住者（人数）	16	18	20	22	24	26	26



第5節 社会福祉の充実

1

現状と課題

- 高齢者や障がい者、子育てに関する支援は、地域住民の理解と協力を得ながら市と協働で進めることが重要です。
しかし、福祉コミュニティが持つ共助力の必要性は感じていても、高齢化等に伴う地域活動の参加者の減少により活動の充実が図られにくいことが課題となっています。
また、地域の課題が複雑化・多様化しているため、地域だけでは課題を解決することが困難な事例が見られ、行政や関係団体、サービス提供事業所などが連携しコミュニティを支えていく必要があります。
- 平成27年4月1日施行の「生活困窮者自立支援法」で定められた必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」及び任意事業である「家計改善支援事業」を実施しています。また、令和元年からは、任意事業の「就労準備支援事業」を実施し、各関係機関と連携しながら生活困窮者の自立へ向けた支援に取り組んでいます。
今後も、困窮世帯の多様化する課題に応じた支援に取り組んでいく必要があります。
- 平成30年度から国民健康保険の都道府県化が行われ、県と連携し安定した制度運営に取り組むこととなりました。しかし、一人あたりの医療費は増加し続けており、厳しい財政運営が見込まれるなか、制度の安定化並びに保障の持続のための取り組みが必要となっています。
また、国民年金制度は、老後、障害、遺族の保障において大変重要な制度であることから、引き続き、無年金、低年金者の防止のため制度周知や相談の充実に取り組む必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 福祉コミュニティの充実

見守りや支えあいが積極的に実施され、住み慣れた地域で生活を続けられるための地域の共助力を育てることで、福祉コミュニティの醸成を目指します。

幼少期からのボランティア活動や福祉教育を通じ、郷土愛を持った人材や福祉コミュニティの担い手の育成に努めます。

避難行動要支援者名簿について、市と町内会等とで協定を締結し共有することで地域の防災力の強化に努めます。

制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体などとのネットワークを形成することで、福祉コミュニティを支援する体制の充実を目指します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

生活困窮者自立支援法に定められた必須事業である自立相談支援事業の実施により、

貧困世帯に対する地域の相談支援体制を確保し、任意事業についても生活困窮者の状況に応じた各種支援を実施し、貧困からの脱却と地域福祉の充実を図ります。

③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国民健康保険制度の理解を図り、各種届出、手続が適正に行われるよう広報やパンフレットなどによる普及・啓発を行うとともに、国保特定健康診査の受診率の向上及び健診結果を活用した保健指導により、住民の健康増進、重症化予防などにより医療費の抑制に努め、国民健康保険制度の安定的な運営に努めます。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談の充実により、高齢者や障がい者、遺族などの経済的に安定した生活基盤の確立に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、見守り・支えあいに積極的に参加し、福祉コミュニティの一員として活動を推進することが期待されます。 ・市民は、国保及び国民年金制度に対する理解と適正な手続き、国保税や国民年金保険料の期限内納付、特定検診や特定保健指導の受診を適切に行うことが期待されます。 ・地域は、見守り・支え合いを充実させ、福祉コミュニティの醸成に取り組むことが期待されます。 ・関係団体は、業務を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けた協力をを行うことが期待されます。
市の役割	・福祉コミュニティの形成を積極的に推進し、見守りや支え合い活動の充実を強化します。また、関係機関の連携を強化し、地域活動を支える基盤づくりに努めます。 ・生活困窮者などに対する相談支援体制を確保し、安心して生活できる地域づくりに努めます。 ・国保及び国民年金制度の周知・啓発、年金相談の充実、資格適用の適正化、レセプト点検の強化、特定健診などの受診率向上、ジェネリック医薬品利用率の向上、医療費の適正化、国保税及び国民年金保険料の収納率の向上に向けた対策に努めます。



第2章 基礎戦略1

第5節 社会福祉の充実

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
避難行動要支援者支援事業【再掲】	市、町内会等	市と町内会等との名簿共有による見守り体制等を整え、申し出のあった町内会等と協定を締結し地域の防災力の強化につなげる。
地域見守り協力事業	市、事業所等	市内の事業所等と協力・連携し、業務の範囲内で市民の自宅を訪問した時に何らかの異変を察知した場合の速やかな連絡体制を図り、地域の見守り体制の一助とする。
生活困窮者自立相談支援事業	市	生活困窮者の包括的な相談窓口として相談に応じ、その課題に応じた支援計画を作成するほか、関係機関との調整、支援状況の確認を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉コミュニティ組織率（%）	52.1	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0	80.0
避難行動要支援者台帳登録率（登録者数/対象者数）（%）【再掲】	66.2	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	78.0
地域見守り協力事業参加事業所数（件）	51	55	60	65	70	75	75
生活困窮者新規相談受付件数（件）	129	120	120	120	120	120	120
国保特定健康診査受診率（%）	47.0	54.8	57.4	60.0	60.0	60.0	60.0
国民健康保険税収納率（現年分）（%）	95.8	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
国民年金保険料納付率（%）	74.9	76.0	77.0	78.0	79.0	80.0	80.0



第6節 高齢者福祉の充実



1

現状と課題

- 高齢化に伴い、一人暮らし高齢者、介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者など、支援が必要な高齢者が増加しています。また、少子高齢化と人口減少により核家族化や家族内の関係性の変化、地域との関係性も希薄化しており、支援を困難にしている面があります。

高齢者が介護や支援が必要となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、自助・互助による支え合いの取組、また、多種多様な関係機関との連携により、各種施策を推進する必要があります。

- 介護保険制度改正により、平成27年4月から特別養護老人ホームの新規入所者は原則要介護度3以上となり、医療機関の入院期間が短縮されたことなどもあって、入所待機者は増加傾向にあります。また、従来の介護サービスだけでなく、介護予防事業や生活支援サービスの充実など、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。

介護施設の整備については、介護保険料への影響が大きいことから、高齢者数の推移や地域環境の変化などを総合的に勘案しながら取り組む必要があります。

- 人口減少に伴う地域活動の担い手不足が懸念されており、高齢者が地域活動の担い手として活躍することが期待されています。

老人クラブなどの地域団体は、地域貢献活動や世代間交流を積極的に実施していますが、参加者の高齢化により活動の停滞が見られ、担い手の確保や育成が課題となっています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 地域包括ケアシステムの推進

市民、地域、医療や介護などの関係機関と連携を深め、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に積極的に取り組みます。

高齢者が、一人ひとりの状態に応じた生活を継続できるよう、生活習慣病や認知症の予防など介護を予防する「自助」の取り組みと、「互助」による地域の支え合いの取り組みを推進します。

② 介護サービスの充実

高齢者が介護や支援が必要となった場合でも、住み慣れた地域での生活を維持・継続



第2章 基礎戦略1

第6節 高齢者福祉の充実

できるよう、介護ニーズに応じた介護サービスの充実に努めます。また、施設や人材などの介護資源は限られていることから、関係機関と連携・協力し、介護保険外サービスの充実や、地域の支援体制構築を目指します。

介護施設の整備は、久慈広域連合（構成市町村：久慈市、洋野町、野田村、普代村）が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」において計画されるものとなっており、必要な施設の整備が図られるよう協議します。

③ 生きがいづくりへの支援

高齢者が、健康づくりや地域の介護予防を推進する担い手となり、社会的な役割を持つことにより生きがいを持って生活できるような体制づくりを目指します。

また、これまでの豊富な知識や経験を生かした地域活動や、趣味やスポーツを通じた生きがいづくり、世代間交流や老人クラブ、ふれあいサロンへの参加を通じた地域との交流を促進します。

3 施策展開における役割

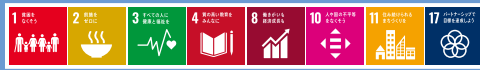
市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、自らが健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防に取り組み、多様な参加の場や働く場などで活躍することが期待されます。また、在宅での生活を継続できるようニーズに応じた医療・介護・予防・生活などの支援を受けながら、介護予防、重度化予防に取り組むことが期待されます。 ・地域は、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、見守り・生活の支え合いなど関係者と協力しながら互助による助け合いを推進することが期待されます。 ・事業者・関係機関は、業務・事業を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けて協働することが期待されます。
市の役割	・地域包括ケアシステムの深化・推進に積極的に取り組み、高齢者一人ひとりの状態に応じた生活を継続できるよう、高齢者が生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを目指します。 ・介護保険サービスや生活支援サービスの体制整備に努めます。また、介護施設の計画的な施設整備に努めます。 ・高齢者の地域での多様な参加の場や活躍の場を支援し、生きがいを持って生活を続けられる体制づくりに努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
地域包括支援事業	市	権利擁護、生活支援等の保健・医療・福祉に関する相談や支援を包括的・継続的に実施する。 多種多様な関係機関との連携と協働による医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組む。
介護予防・日常生活支援総合事業	市	「いきいき百歳体操」等の一般介護予防事業を実施する。 「わんつかつこ訪問サービス事業」等の介護予防・生活支援サービス事業を実施する。
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市（補助）	要援護高齢者、重度身体障害者の住宅の段差解消、手すりの設置等を支援する。
介護サービス施設等整備事業	市（補助）	介護保険事業計画に掲載されている介護サービス施設の整備を支援する。
ふれあいサロン事業【再掲】	市、社協（補助）	高齢者を対象としたひきこもり防止などを目的に親睦会や交流会を開催する小グループを支援する。
高齢者生きがい支援事業	市	高齢者の生きがいづくりを目的に老人クラブ活動等を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者に占める重度要介護認定率（要介護3～5認定者）（%）	6.45	6.40	6.40	6.35	6.35	6.30	6.30
いきいき百歳体操実践者数（人）	1,075	1,120	1,140	1,160	1,180	1,200	910
ふれあいサロン延べ参加者数（人）【再掲】	13,790	14,700	14,800	14,900	15,000	15,100	15,100
老人クラブ連合会加入者数	2,096	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100



第7節 障がい者福祉の充実

1

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域において、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

そのためには、障がいに対する理解や市民と障がいを持つ人々との交流の促進により差別や偏見などの心のバリアをなくすとともに、スポーツ・文化活動などの日中活動の充実や就労への支援を継続していくことが必要です。

- 障害者手帳の所持者のうち、身体障がいについては減少傾向に、知的障がい及び精神障がいについては増加傾向にあります。障がいの種別にかかわらず、障がいを持つ人々が自立した日常生活や安心した社会生活を送るためには、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの提供が求められています。

このため、相談窓口や各種サービスの情報提供の充実を図るとともに、居宅サービスの充実を図る必要があります。

- 就労は、経済的な自立を確立するうえで非常に重要です。障がい者雇用の指標の一つである実雇用率については、当地域の数値は国・県に対して高位であるものの、規模が小さい事業所が多いという地域特性から、障がい者の就労を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、支援団体との連携による職場開拓の実施などにより、障がい者の就労支援を図るとともに、地域活動支援センターの利用等を通じて社会参加を支援していく必要があります。

- 障がいを持つ人々が身近な地域で安心して社会生活を送るためには、相談支援事業や成年後見制度の利用促進のほか、久慈地域障害者自立支援協議会及び個別案件ごとのケース検討会などが継続されるなど、地域の保健、医療、教育、雇用等関係機関との連携を継続していく必要があります。





2

施策の方向（目指す姿）

① 障がい者福祉サービスの充実

障がいを持つ人々が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送られるようにするため、障害者総合支援法に定められた介護給付等の障がい福祉サービスや自立支援医療の利用を支援するとともに、日常生活用具の給付や移動支援をはじめとする地域生活支援事業が多様なニーズに対応したサービスとなるよう努めます。

② 社会参加への支援

共生社会の実現を目指すため、障がいに対する理解を深めるための講演会の開催を継続するとともに、地域活動支援センター等の利用によるスポーツ・文化活動などを通じて市民と障がいを持つ人々との交流を図りながら、心のバリアフリーを促進します。また、関係機関との連携と訓練等給付の利用支援により、就労への支援に努めるなど、障がいを持つ人々の生活の質の向上と社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がいを持つ人々が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、教育、雇用など関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが期待されます。 ・事業者は、多様かつ適切な福祉サービスの提供、障がい者の就労に対する理解を深め、就労につながる実習及び職場開拓などのサービスの提供と雇用義務の適切な履行、障がい者の処遇の充実に向けた情報を提供することが期待されます。
市の役割	・相談窓口及び福祉サービスの充実と支援を行います。 ・関係機関と連携し、就労に関する情報提供や社会参加のための支援を行います。 ・福祉サービスの充実に向けた支援体制を強化します。 ・成年後見制度の周知・啓発、相談、法人後見の受任、市民後見人養成等を支援します。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
福祉タクシー事業	市	重度障がい者の社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成する。
障害者等相談支援事業	市（委託）	障がい者や家族等からの相談に応じて、情報提供と助言を行う。
地域活動支援センター事業	市（委託・補助）	創作活動や生産活動を通じて社会との交流促進を行う取り組みを支援する。
日中一時支援事業	市（補助）	障がい者の介護者の一時的な休息を確保するための取り組みを支援する。
久慈地域成年後見センター事業	市（委託）	制度の周知・啓発、相談・申立て支援、法人後見の受任、市民後見人養成等の業務を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅・日中活動系サービス利用者（人）	360	365	370	375	380	385	385
実雇用率（%） ※ハローワーク公表資料	2.64	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.97
成年後見制度の個別相談件数（件）	128	130	135	140	145	150	150





第8節 地域医療の充実

1

現状と課題

- 平成30年12月末現在、久慈医療圏では、人口10万対医師数が全国平均258.8人、県平均215.4人に対し141.9人であり、県立久慈病院を含めた医師の絶対数が不足しています。

当該地域唯一の中核病院である県立久慈病院においては、常勤医師が不在の診療科が増えており、特に周産期母子医療体制の充実と強化が求められているほか、市内医療機関、介護保険施設などの看護師不足も課題となっています。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実も重要な課題となっています。

国保山形診療所は、山形町地区唯一の医療機関であり、高齢者を中心としたかかりつけ医や住民健診などの受け皿として、地域住民の日常的な診療や健康管理を担っています。

医師不足の中、「自らの健康は自分で守る」という意識を持ち、積極的な疾病予防と、各種がん検診健康診査の受診により早期発見早期治療がなされるよう、市民の意識の向上を図っていくことが課題です。

また、かかりつけ医の定着化をはかり、不急な病状の場合は、救急医療機関での受診を控えるなどして、医師をはじめとする救急医療従事者の疲弊が進まないよう、医療現場の負担の軽減が課題です。

- 効率的で質の高い医療などのサービス提供が持続できるようにするため、県立久慈病院、市内医療機関、施設、薬局などについて、一層の連携が課題となっています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 医療機関の充実

市民の健康を守るため、中核病院である県立久慈病院の周産期医療及び小児医療体制の確保や、医師招聘の要望を実施するほか、将来の地域医療確保のための医学部進学、医学生生の修学等を支援し、医師育成に努めるとともに、関係機関と連携し感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実に取り組みます。

また、地域医療が後退しないよう、かかりつけ医の普及・定着、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた適切な受診行動の喚起に努めます。

救急医療の中核病院への負担偏重の軽減と初期救急医療体制を確保するため、久慈医師会の協力を得て、休日在宅当番医の委託事業にも取り組みます。



第2章 基礎戦略1

第8節 地域医療の充実

② 医療機関の連携

県立久慈病院と市内医療機関、介護施設、薬局などとの連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、地域全体で医療を守ることの認識を持ってかかりつけ医などをもち、症状や各医療機関の役割に応じた適切な受診をすることが期待されます。 ・医療機関は、医師をはじめとする医療人材の育成支援の役割を果たすことが期待されます。 ・県は、医師の適正配置、診療応援など、関係機関と連携し地域医療の確保に努めるとともに、医学生の修学支援や地元医科大学・臨床研修病院と連携した医療人材の育成について取り組むことが期待されます。
市の役割	・県と連携して、医師などの人材確保と育成について努めるとともに、関係機関などと連携して久慈市出身者の育成について取り組みます。 ・医療機関、薬局、介護施設の連携の体制づくりの支援を行います。 ・県や医療機関と連携し、妊産婦支援に努めます。 ・感染症対応医療機関の整備・充実について、県、医療機関、その他の関係機関と連携して取り組みます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
市町村医師養成事業	県、市	将来、県立病院及び市町村立病院等で医師業務に従事しようとする者に対し、市町村医師養成修学資金の貸付を行う岩手県と県内市町村の協同実施事業を行う。
休日在宅当番医事業	市、医師会（委託）	久慈医師会の協力を得て、休日の診療体制を確保する。
看護師養成事業	市	将来、市内医療機関での従事を希望する看護学校等の学生への奨学資金の貸付を行う。
母子保健・お産・育児支援事業	市	安心・安全な周産期医療体制の確保及び育児支援を推進する。



5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
久慈医療圏人口10万人 当たりの医師数（人）	141.9	-	147.9	-	150.1	-	150.1
看護師奨学生地元就職者 数（人）（累計）	2	3	4	5	6	7	10

※久慈医療圏人口10万人当たりの医師数のR 1 の欄はH30の数値を使用。





第9節 保健活動の充実

1

現状と課題

- 少子化や子育て世代の孤立化、核家族や共働き世帯の増加など子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。生涯にわたって心身ともに健康的な生活を営むためには、乳幼児期が基盤となり、子どもの健やかな成長には、妊娠期からの継続的な支援が必要です。

また、子どもを希望しているものの、子どもに恵まれない夫婦に対して、高額な治療費がかかる不妊治療の経済的な負担軽減を図ることが必要です。

- 市の死亡原因の上位にある悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などは、生活習慣病の予防や検診による早期発見により、発症を遅らせたり症状を改善することができます。そのためには、定期的に検診を受けるなど、各自で自身の健康管理に努めることが重要です。
- 関係機関の協力により取り組みを進め、自殺率は中長期的に減少しています。しかし、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることから、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- 口腔機能の状態と全身の健康状態は関連があり、歯を失う原因として最も多い歯周疾患を予防するために、早期の歯周疾患予防対策が必要です。
幼児のう歯有病率は全国・県平均と比べると高い傾向にあります。また、成人についても、令和元年度の健康意識調査によると80歳以上で20本以上歯が残っている人は22.6%となっています。
- 近年、既成食品が家庭の食卓に並ぶ機会が増え、自分でバランスのとれた食事を選ぶ力を身につけることがより大切となっています。このように、食習慣が多様化するなか、学校・家庭・地域が連携し、早い時期から望ましい食習慣の形成に努める必要があります。

また、朝食欠食率は依然として高く、引続き朝食の大切さの普及啓発が必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

① 次世代からの健康づくりの推進

子供を望む夫婦に対する治療費の助成など安心して出産や育児ができるための支援体制の充実を図ります。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疫病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。



② 成人の健康づくりの推進

各種がん検診、健康診査の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及啓発を行います。

また、妊娠期・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の4つのライフステージの特性に合った適正かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑤ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食に関する正しい知識、情報の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、
団体などに期待される
役割

- ・市民は、幼少期から健康的な生活習慣について理解を深め、健康の保持増進に努めることが期待されます。
- ・市民は、「自分の健康は自分で守る」として、適切な運動習慣を身に付け、各種健診を確実に受診することが期待されます。
- ・市民は、心の病気について正しく理解し、ストレス解消と生きがいを持った生活を送ることが期待されます。
- ・市民は、ゲートキーパーの知識を身に付け、地域の見守りを行います。
- ・市民は、定期的に歯科健診を受診し、歯と口腔の健康づくりに努めることが期待されます。
- ・市民は、子供の頃から良い食習慣を身につけるよう努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、正しい食生活や運動・遊びを通した健康な身体づくりの指導に努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、定期的に歯科健診を実施し、正しい歯磨き方法や食生活の指導に努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、適切な食生活について指導し、正しい知識の普及に努めることが期待されます。



第2章 基礎戦略1

第9節 保健活動の充実

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・学校や事業者は、検診などを通じて、児童、生徒、勤労者の健康増進を図ることが期待されます。 ・事業者は、安心安全な食の提供、食材に関するアドバイスを行うことが期待されます。 ・事業者は、こころの病気について正しく理解し、十分な休養や睡眠が確保できるような職場づくりに努めることが期待されます。 ・自治会は、地域を対象とした健康づくり教育、取り組みについて支援することが期待されます。 ・自治会は、こころの病気に対する偏見がない地域づくりに努めることが期待されます。 ・歯科医療機関は、歯科健診を行い、むし歯や歯周病予防について正しい口腔衛生指導に努めることが期待されます。 ・県は、健康課題に関する情報提供や検診事業に関する支援、市民の健康づくりに関しての知識の普及啓発を図る役割を果たすことが期待されます。
市の役割	・県母子保健事業を通して、幼少期からの健康づくりについて意識啓発を図るとともに、妊娠から出産・育児まで継続した体制づくりと体制強化の支援を行います。 ・各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導などについて、受診率向上に努めます。 ・保健医療福祉、教育、職域、警察、消防、民間団体、ボランティア等様々な機関のネットワークにより、地域の自殺対策を効果的に推進します。 ・自殺対策に係るネットワーク会議ではハイリスク者の早期発見・早期介入のため対策の検討や連絡体制の構築を図ります。 ・ライフステージに合った歯と口腔の健康づくりについて体制と強化の支援を行います。 ・生涯を通じ健全な食生活が実践できるよう体制づくりと強化の支援を行います。 ・地場産物の活用や旬の食材を使った家庭料理の普及に努めます。 ・食生活改善推進員を養成・育成することで、地域での食育を推進することが期待されます。





4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
健康増進事業	市	各種検診事業を実施する。
母子保健・お産育児支援事業	市	妊婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導を実施する。また、交通費助成や新生児聴覚検査の助成、子供を望む夫婦に対する治療費の助成等を実施する。
心の健康づくり事業	市	妊娠期から成人高齢期における各種事業を通じて自殺予防の普及啓発を実施する。
歯科保健事業	市	歯科健診や保健指導を実施する。
食育推進普及啓発事業	市	働き盛り世代へのレシピ紹介など、食育の普及啓発に努める。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
乳児全戸訪問実施率（％）	99.0	100	100	100	100	100	100
3歳児健康診査受診率（％）	99.0	100	100	100	100	100	100
がん検診受診率（％）	胃がん	17.9	28.6	33.9	39.3	44.6	50.0
	肺がん	32.7	38.5	41.3	44.2	47.1	50.0
	大腸がん	29.7	36.7	40.3	43.9	47.4	50.0
自殺率（人口10万人対自殺者数）※	20.5	22.5	20.9	19.2	17.6	16.0	15.6
3歳でむし歯がない子の割合（％）	78.0	81.0	82.5	84.0	85.0	86.0	86.0
40歳の歯科健診を受診する人の割合（％）	11.4	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0	22.0
朝食の欠食率（％）（中学3年生）	5.5	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.5

※自殺率の令和元年度の基準値は公表されている平成30年度の数値を使用。



第10節 自然景観の保全・創造と活用

1

現状と課題

- 市は、久慈平庭県立自然公園や総延長が国内上位の鍾乳洞である「内間木洞」、平成25年に創設された「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイル」及び「三陸ジオパーク」など優れた自然景観に恵まれています。

平庭高原の白樺林については、370ha、約31万本にわたる日本一の白樺美林とされていますが、近年倒木等が目立ち始めていることから、今後、専門家の意見を聞きながら保全活動に取り組むとともに、自然公園等について市内外の方々に理解いただき、より多数の方々に安全・快適に利用いただくよう、施設の維持管理による景観の保全に取り組む必要があります。

また、三陸ジオパークに関しては、4年に1度の再認定審査を控えていることから、市域を超えた三陸全体での活動につなげていくことができるよう、関係団体と連携した取り組みが必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

○ 自然資源の理解と活用

平庭高原の下草刈りや倒木処理を行い、光量を増やすことで白樺林の維持・保全に努めます。また、日本一の白樺美林と言われる素晴らしい景観を次世代に引き継ぐため、関係機関や大学等と連携した調査・保全活動を実施するとともに、周辺の整備については景観を損なうことがないよう配慮した景観形成に努めます。

この地域でしか体験することのできない「歩く旅」を楽しむ「みちのく潮風トレイル」では、景観に配慮しながら利用者の利便性を考慮した施設整備や標識設置など維持管理に努めます。

三陸ジオパークについては、ガイドなどによる学習・体験を通し市のジオサイトの理解を深める機会を設けるとともに、地形・地質遺産の保護を行います。また、他市町村のジオサイトを学ぶ機会を設けるなど、市域を超えた交流・連携につなげる取り組みを行っていきます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	市民や事業者は、自然景観や環境に配慮した活動を行うことが期待されます。
市の役割	- 市の恵まれた自然環境が守られるよう適正な管理運営に務めるほか、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークの普及を図り、利用促進に努めます。 - 平庭高原白樺林の下草刈りや倒木処理等に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
観光施設維持管理事業	市	観光施設（自然公園等保護管理含む）の維持管理により利用者の快適かつ安全な利用を図る。
グリーン復興プロジェクト推進事業費	市	みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークの環境整備等を行い、利用者の理解の促進と快適かつ安全な利用を図る。
平庭高原白樺林環境保全事業	市	平庭高原の下草刈りや倒木処理等を行い、白樺林の維持・保全を図る。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
みちのく潮風トレイル利用者数（人）	132	600	650	700	700	700	700

※R1はみちのく潮風トレイル利用促進協議会（R1解散）積算の踏破認定数。R3以降は協議会が解散されているためトレイルカウンターによる利用者数とした



第11節 環境対策の推進

1

現状と課題

- 市では、騒音、悪臭、水質汚濁といった事業活動に起因する公害に対して、事業者の努力や行政の規制・指導などにより快適な生活環境を維持するよう努めています。

近年は、家庭生活に起因する悪臭や騒音の問題も顕在化しているため、事業活動による公害とともに解決が求められています。

また、山林や河川敷へのポイ捨てやテレビ、冷蔵庫、タイヤなどの不法投棄が後を絶たない状況です。このため、市の恵まれた自然や生物の生育環境を保全するためにも、環境保全対策の充実と市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、不法投棄の防止対策の強化を推進する必要があります。

- 市内のごみ総排出量は、近年、人口減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人当たりの排出量に換算すると横ばいになっています。また、ごみの総排出量のうち資源物の占める割合は、近年、増加傾向にあるものの依然として県平均を下回っている状況です。

今後は、ごみの減量化及び資源化率向上のため、指定ごみ袋制度の定着やごみの分別に関する啓発活動の実施など、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）及びRecycle（再利用）といった3Rを促進するとともに、関係機関と連携し新たな資源物品目の検討など、資源循環型社会の構築に取り組んでいく必要があります。

- し尿処理施設は、新施設が令和3年度から供用開始となっています。ごみ焼却場の延命化工事も令和2年度に完了したところです。

一方で、最終処分場の残余容量が残り少ないにもかかわらず、次の候補地の目途が立っていない厳しい状況であり、最終処分量の削減や最終処分場の延命化を図る取り組みが必要です。





2

施策の方向（目指す姿）

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、騒音、悪臭、水質汚濁などの監視・調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取り組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺などの保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

指定ごみ袋制度の導入をきっかけとした、ごみの減量化・資源化の推進及びごみの分別・適正排出の推進に努めます。

また、資源の消費抑制と健全な資源循環を確保するため、市民・事業者と協働しながら循環型社会に貢献するまちづくりに努めます。

③ 衛生施設等の整備改善

ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やリサイクル、ごみ分別等の適正処理を推進します。

また、近年のライフスタイルの変化や、人口減に伴うごみ量の減少など、多様化するごみ質の変動などにも対応していくため、効率的な施設整備のあり方について関係機関と検討してまいります。

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、環境や資源循環型社会に配慮した日常生活を送ることが期待されます。 ・事業者は、各種規制基準を遵守するとともに、自主的なごみの減量化計画の作成及び過剰包装の抑制に取り組むことが期待されます。
市の役割	・環境保全対策の充実と環境保全意識の醸成に取り組めます。 ・環境教育・普及啓発活動の実施、過剰包装の削減及び不法投棄対策に取り組めます。 ・市民及び事業者と一体となって、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築に努めます。



第2章 基礎戦略1

第11節 環境対策の推進

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
環境パトロール員設置事業	市	不法投棄の未然防止や早期発見のため、環境パトロール員を委嘱し巡回監視等を実施する
快適生活環境確保対策事業	市、自治会等	早朝一時間清掃や自治会等の行う側溝清掃の支援を行う
環境保全対策事業	市	公害の未然防止や環境状況の把握のため、各種測定を実施する
資源循環型都市づくり推進事業	市	自治会等が実施するごみ収集施設等の整備を支援するとともに、ごみ分別説明会を実施し、分別収集を推進する

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公害苦情受付件数（件）	7	7	7	7	7	7	7
市民一人あたりの年間のごみの排出量（kg）※	378.3	365.4	359.0	352.6	346.2	339.8	339.8

※年間ごみ総排出量と年度平均人口から算出





第12節 市民生活の充実

1

現状と課題

- 市では、市民の抱える問題にきめ細やかに対応するため、法律相談、人権相談、行政相談などを定期的には開催していますが、近年、その相談内容は複雑化・多様化しており、より専門的な解決方法やアドバイスが求められています。
- 市では、消費者被害の未然防止と消費者教育を目的とした、消費者力アップ講習会を開催し、消費者啓発活動や生活（衣食住）に関する情報提供を行っています。
今後は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた消費者教育のため、必要な研修の開催や情報収集に努めるほか、学校教育における消費者教育活動への積極的な参画の促進が必要となっています。
- 消費者を取り巻く環境は、パソコン・スマートフォンなどの普及に伴うインターネットトラブルや、高齢者や障がい者などの社会的弱者を狙った悪質商法など、一層複雑化・多様化しています。また、消費者事故や消費者トラブルは、社会経済状況の変化に伴い、その内容が大きく変化するほか、商品・サービスなどの変化により次々と新たな消費者問題が生じています。
今後も、消費生活の安定・向上を確保するため、より高度で専門性の高い相談対応が求められています。
- 市内の刑法犯認知件数は、平成30年は104件、令和元年は72件と総数は減少していますが、非侵入窃盗が多く発生しています。
交通事故件数については、平成30年は694件、令和元年は723件と増加しておりますが、死亡事故件数は、平成30年は5件、令和元年は2件と減少しております。また、飲酒運転の検挙状況については、平成30年は7件、令和元年は12件と増え、依然として後を絶たない状況です。
今後においても、犯罪のない安全な市民生活の確保、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を実現するため、市、市民及び関係団体が、各々の責務を果たしながら連携協力し、安心安全なまちづくりに取り組む必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① きめ細やかな生活相談の推進

無料法律相談については、利用率の高い相談会となっていることから、今後とも弁護士会との連携を深め、高度化・専門化する相談に対応できるよう体制の強化に努めます。

また、国が委嘱する相談員による人権相談や行政相談については、その制度内容をより市民に浸透させるため、市の広報紙やホームページなどを通じて、さらに相談日程などの周知に努めます。



② 消費者教育・消費者保護対策の充実

消費者教育の充実を図るため、広報紙やホームページ等を利用した消費に関する知識の普及啓発活動を行うとともに、消費者が自ら進んで知識を習得できるよう、出前講座や各種講習会を開催し、消費生活における被害防止に努めます。

また、消費者被害が深刻化・拡大する前に、情報をできる限り早期に把握し、消費者への注意喚起に努めるとともに、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指すなど、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう努めます。

③ 交通安全・防犯対策の推進

犯罪のない明るく住みよい安全な地域社会の構築を目指し、市民と行政が一体となってその実現に努めます。また、防犯効果をより高めるとともに長寿命化を図るため、防犯灯の適正な維持管理に努めます。

交通事故防止については、交通安全計画に基づき、各交通安全運動期間の啓発活動、各年齢層に応じた交通安全教室などの実施により、交通死亡事故ゼロ、交通事故総量の削減に取り組みます。また、飲酒運転撲滅のため、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、心配事がある場合、早めに相談窓口を利用することが期待されます。 ・市民は、消費生活に関する知識の自主的な習得を目指し、消費生活（多重債務）問題を抱えた場合に相談窓口を利用するなど、トラブルを未然に防止または最小限に抑える行動をすることが期待されます。 ・市民は、防犯及び交通安全のために必要な知識や技術の習得に努めるとともに、運転マナーやモラルの向上に努めることが期待されます。 ・自治会は、犯罪と交通事故のない地域づくりに取り組むことが期待されます。 ・事業者は、消費生活に関連する法令を順守し、商品・サービスに関するわかりやすい情報の提供に努めることが期待されます。
市の役割	・相談日程などわかりやすい情報の提供と、相談会開催などの相談体制の充実支援を行います。 ・消費者意識の啓発や消費者が知識を習得できる環境の整備に努めます。 ・関係機関などとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。また、情報共有・情報提供や、適切な相談窓口への紹介など、支援の充実に努めます。 ・警察及び関係団体と連携し、地域の防犯・交通安全活動を支援するとともに、犯罪のないまちづくりの推進、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を目指し、各種啓発活動を実施します。 ・防犯効果をより高めるとともに長寿命化を図るため、防犯灯の適正な維持管理に努めます。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
市民相談事業	市	市民の法的知識を要する相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を開催する。
人権相談事業	市	市民の人権に関する相談を受けるため、人権擁護委員による定例相談会を開催する。また、人権意識の高揚を図るため啓発活動を行う。
行政相談事業	市	市民の行政に対する相談や意見、苦情・要望を受け、その解決や実現を図るため、行政相談員による定例懇談会を開催する。
消費生活センター事業	市	久慈広域住民の消費生活相談を受けるため相談員の配置し、消費者の利益の保護並びに生活の安定及び向上を図るための取り組みを行う。
久慈市交通安全対策協議会補助事業	市（補助）	交通安全思想の普及や正しい交通ルールなどの周知活動を実施する久慈市交通安全対策協議会の活動を支援する。
久慈市防犯協会連合会補助事業	市（補助）	安全安心なまちづくりのために防犯啓発活動を実施する久慈市防犯協会連合会の活動を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
各種相談の広報紙等による周知回数（回）	18	20	20	20	20	20	20
消費者講習会等参加延べ人数（人）	414	420	420	420	420	420	420
消費者相談受付件数（件）	365	343	334	323	312	300	300
刑法犯認知件数（件）	72	70	70	70	70	70	70
交通事故発生件数（件）	723	680	660	640	620	600	600
飲酒運転検挙者数（件）	12	8	6	4	2	0	0



第13節 エネルギー対策の推進

1

現状と課題

- 市では、「久慈市復興計画」に「再生可能エネルギー等に取り組む」ことを位置付け、住宅用太陽光発電への補助により市民レベルの取り組みを支援してきたほか、公共施設への発電設備設置、民間事業者による発電事業の誘致に向けた取り組みや研究機関などによる調査事業への協力、木質バイオマスなど有機性資源の活用に向けた取り組みや研究を行っています。

しかし、再生可能エネルギーの導入については、送電網の容量不足による連系制約（※）や、固定価格買取制度の見直し、電力システム改革など国のエネルギーを取り巻く状況が刻々と変化していることから、長期にわたる大規模な取り組みの推進が難しくなっています。

- 地球温暖化の影響により、自然災害の増加や生態系の変化が危惧され、大きな社会問題となっています。

久慈市における温室効果ガス排出量は、2017年度において29.1万 t - CO₂であり、国が基準年とする2013年度（30.3万 t - CO₂）と比較すると4.1%（1.2万 t - CO₂）削減しています。

部門別排出量の経年的な傾向は、家庭部門で減少傾向、産業部門で増加傾向であり、全体としては減少傾向となっていますが、さらなる排出量削減を目指し、市民一人ひとりの省エネ活動に合わせ、事業者の積極的な省エネ活動を促進し、低炭素社会の構築を推進する必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 再生可能エネルギーの導入促進

住宅用太陽光発電の導入促進など市民の取り組みを継続的に支援するほか、国・県などの補助制度を活用し、市内公共施設や事業所などで市に賦存するエネルギーポテンシャルを有効活用できるよう取り組みます。

また、事業者による発電事業においては、情報提供や地区住民との調整に努めるとともに、地域住民自らによる取り組みとの連携が図られるよう支援に努めます。

これらの取り組みを進めるうえで、送電網の脆弱性が支障となっていることから、関係機関・団体などと連携し、国などに対し送電網強化について要望していきます。

② 省エネルギーの促進

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目標とし、省エネルギーの推進やエコドライブなどの省エネ行動の啓発に努め、市民などが主体となる地球温暖化防止活動について支援します。

また、事業活動の省エネルギー化を促進するため、先進的な事業者の取り組み紹介や、省エネ診断・省エネ設備導入支援などの情報周知等に努めます。



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、太陽光発電システムの設置をはじめ、各世帯で対応可能な再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、省エネルギーに対する身近な取り組みを実践することが期待されます。 ・事業者は、市に賦存する多様な再生可能エネルギーを活用し、発電施設設置に向けた取り組みを行うとともに、事業活動におけるエネルギー管理の徹底を進めることが期待されます。
市の役割	・公共施設等への再生可能エネルギー導入を進めるとともに、市民や事業者が行う取り組みへの支援・協力を行います。 ・省エネルギーの推進・啓発及び省エネルギー活動を支援します。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
住宅用太陽光発電システム導入促進事業	市（補助）	住宅への太陽光発電設置に支援する。
地域エネルギー会社との連携事業	市、地域エネルギー会社	「再エネ 100 宣言 RE Action」に参加し、久慈市の保有施設の使用電力を 2050 年（令和 32 年）までに再生可能エネルギー 100%を目指すこととしており、目標達成に向け、地域エネルギー会社と連携（情報交換等）をしながら久慈市の保有施設の使用電力に係る再エネ率向上を推進する。
「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」に基づく横浜市との連携推進事業	市	久慈市で発電された再生可能エネルギー電気の余剰分を横浜市に供給することを目的に、スキームの検討等を推進する。
洋上風力発電導入促進事業	市	久慈市沖への洋上式浮体風力発電の導入に向け、各種調査や検討を進める。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入容量(kw)	12末 26,164	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	31,700
温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）※	28.0	26.8	26.3	25.7	25.1	24.5	24.5

※ R1 の実績値は R4 年度末に算出されることから、R1 数値（基準値）は推計値



第14節 防災体制の充実

1

現状と課題

- 近年、局地的な大雨等により、内水氾濫による浸水被害が頻発しており、ハード対策として、強制排水が可能な雨水排水ポンプ場の早期整備が課題となっています。
- 台風や集中豪雨などによる土砂災害や風水害、また、南海トラフや日本海溝・千島海溝などを震源とする大地震や大津波など、全国各地で様々な自然災害の発生が懸念されています。当地域においても、これらの自然災害によって想定される甚大な被害について、湾口防波堤をはじめとする防災施設等の整備を進めていますが、ハード対策のみで対応することは困難であり、市民一人ひとりが日頃から総合防災ハザードマップ等を確認し、災害危険箇所を認識するとともに、指定避難所等について確認しておく必要があります。
- 過去に様々な災害を経験している当地域においても、時の経過とともに世代が変わり過去の災害の記憶も風化し始めています。その一方で、東日本大震災や近年たて続けに襲来している台風による大雨・洪水災害などを経験し、市民一人ひとりの自然災害に対する関心と防災意識が高まっており、自助・共助の必要性が認識され始めています。
- 消防団は、地域防災のリーダーとして地域に密着し、住民の生命と財産を守るという重要な役割を担いますが、近年、消防団員の減少と高齢化が同時に進行しており、若者の入団促進と高齢団員の負担軽減が課題となっています。

また、地域に密着した消防防災活動を行う婦人消防協力隊も隊員の減少が続き解散する隊も出てきていることから、自主防災組織との連携を含め組織の在り方、活動内容の見直しを進める必要があります。

消防団の活動拠点となる消防屯所は老朽化が進んでおり、車両更新とともに多様化する消防活動に対応する安全装備品の整備などが求められることから、計画的に消防設備を整備する必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 浸水対策の推進

「久慈公共下水道事業計画」により、地形的な条件等により自然流下で雨水を排除することが困難な地域について、雨水排水ポンプ場等の整備を推進し、浸水対策に取り組めます。

② 災害に強い地域づくりの推進

さまざまな自然災害による被害を未然に防ぐため、湾口防波堤をはじめとする防災施設の整備を進めることや、災害時における市民の迅速な避難行動が必要となること



から、関係機関、関係課と協力して避難路や避難誘導灯などの整備を進めるとともに、早く正確な災害情報の発信により、災害に強い地域づくりを目指します。

③ 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成など、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国・県・関係機関及び自主防災組織や自治会などと連携し、防災行政無線や防災メールマガジン配信サービスなどにより、情報伝達連携体制の充実を図ります。

④ 消防体制の充実

消防団協力事業所等と連携し、消防団員の確保に官民一体となって取り組むとともに、機能別消防団制度の導入などにより、高齢者、女性及び外国人などの多様な人材が消防団活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

また、消防体制の維持強化のため、消防施設、車両、資機材などの計画的な整備を進めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、自主的な防災対策を行うとともに、消防団や自主防災組織等の地域の共助活動に積極的に参画することが期待されます。 ・事業者は、各種災害に備えた防災体制の充実を図り、従業員・利用者などの安全を確保するとともに、従業員の消防団活動を勧奨するなど地域の防災力向上に貢献することが期待されます。
市の役割	・下水道事業（雨水）の整備を実施し、浸水対策に取り組みます。 ・防災設備などの整備及び国・県に対し要望を行い、災害に強い地域づくりを推進します。 (1) 河川整備（治水）事業では、久慈川等の主要河川の堤防未整備区間の築堤や嵩上げなど、早期整備が図られるよう、県に対し強く要望するとともに、市が管理する準用河川や普通河川等の改修の推進や、大雨による浸水被害を軽減するための雨水排水路施設整備を推進し、洪水対策に努めます。 (2) 湾口防波堤の整備（国）、海岸水門等の自動閉鎖システム（県）の運用など、関係機関と協力し、津波被害の軽減に努めます。 (3) 大地震・大津波の発生に備え、避難路や避難誘導灯などの整備を進めるとともに、適切な情報発信により市民の避難行動を促し、被害の軽減に努めます。 ・防災センターを活用して防災学習を行い、防災意識の啓発や普及に努めます。



後期基本計画



市の役割

- ・市民や自主防災組織などを対象とした講演会や研修会等を実施し、防災意識の啓発を行うことにより、命を守るための正しい避難行動につなげます。
- ・難聴世帯の解消に向け、防災行政無線戸別受信機の整備や防災メールマガジン配信サービスの周知などを継続して実施します。また、県の災害情報システム（Ｌアラート）や災害に強い情報連携システムなどを活用して、住民に対し、さまざまなメディアを通じて迅速かつ正確に防災情報等を伝えます。
- ・常備消防及び非常備消防の体制強化と消防施設の計画的な整備に努めるとともに、団員が活動しやすい環境の整備に努めます。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害対策事業【再掲】	市	災害に関して、必要な災害予防、災害応急対策を行う。
久慈市避難施設整備事業	市（補助）	避難施設の整備及び設備の充実を図る。
河川整備事業	市	河川の改修を行う。
公共下水道事業	市	内水氾濫による浸水被害を解消するため、雨水排水ポンプ場、雨水排水路の整備等を行う。
海岸保全施設整備事業	県、市	遠隔化を含む水門陸閘の整備を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
湾口防波堤概成状況（m）	2,575	2,855	2,995	3,135	3,275	3,415	3,098
避難誘導灯設置事業（基）	0	2	2	2	2	2	2
消防団員充足率（％）	91.0	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0
消防団員平均年齢（基本団員）（歳）	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4
自主防災組織 組織率（％）	44.3	50.0	70.0	80.0	90.0	100.0	86.2



第15節 道路整備の促進

1

現状と課題

- 久慈市と盛岡市を結ぶ国道281号は、岩手県が「復興支援道路」として一部区間で改良整備を行っていますが、平庭峠等の改良整備は進んでいない状況です。
また、今後は国が「復興道路」と位置付ける三陸沿岸道路を活用した具体的な施策の実施が必要であり、ストロー現象による地域経済への影響を最小限に抑える必要があります。
- 交流人口の拡大に重要な役割を果たす主要地方道などの幹線道路の整備について、県内の他地域と比べ立ち遅れている状況にあり、当地域の産業振興の妨げとなっていることから、主要地方道及び一般道の改良整備が必要です。
- 市民生活の基盤である生活道路は、市街地や周辺部での利便性や安全性など生活環境の向上を図るため整備を進める必要があります。また、多様化する市民ニーズへの的確な対応と、より効果的・効率的な行政運営が求められています。
- 都市計画の骨格である都市計画道路の必要性は高いにも関わらず、整備率は依然として低い状況にあることから、交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などの利便性が求められています。
- 安全で快適な市民生活を確保するためには、社会インフラである道路・橋梁等の適切な維持管理が重要ですが、多くの既存公共施設の老朽化が進行していることから、交通量、緊急性や重要性等を考慮した計画的な補修等対策が求められています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 広域幹線道路網の整備・活用

国道281号の抜本的な改良整備等、広域幹線道路網の整備促進に努めます。

また、三陸沿岸道路の開通効果を最大限に活用するため、広域道の駅の整備に取り組み、地域外から久慈地域に「ひと」を呼び込み、賑わいを創出する施設の実現に取り組みます。

② 幹線道路の整備

市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進などのため、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ 生活道路の整備

市道については、幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、交通量、緊急性や重要性等を勘案して整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。



④ 都市計画道路の整備

安全・安心な交通環境の改善や、健全で快適な市街地形成など都市機能の充実を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

⑤ 道路・橋梁等の計画的な維持・補修

老朽化が進行している既存の道路・橋梁等について、計画的な補修・更新等の老朽化対策や、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。

また、生活道路については、地域の特徴を活かした市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民、町内会、事業者、団体は、国道の整備促進につなげるため、要望活動や住民大会などに積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、道路や河川などの地域内環境美化への高い意識を持つことが期待されます。 ・市民、町内会、企業は、道路河川愛護運動などのボランティア活動に参加するとともに、自らが主体となり、地域の道路環境等の維持、改善に取り組むことが期待されます。
市の役割	・国道281号の抜本的な改良整備について、国・県に対し継続した要望活動を実施します。 ・整備された道路網を活用し、広域4市町村内の道の駅、観光拠点等との交流・連携が効果的に行われるよう支援します。 ・住民の意見を十分に考慮し、市の活性化や居住環境の向上を図るため、計画的に市道などの整備・管理を進めます。





4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
要望活動	市	道路整備など、国・県に対し各種同盟会等と要望活動を行う。
広域道の駅整備事業【再掲】	広域4市町村	官民連携手法を用い、広域道の駅の整備と指定管理による運営を行う。
道路新設改良事業	市	国の社会資本整備総合交付金や辺地・過疎対策事業などを活用し、市道の整備を行う。
都市計画道路整備事業	市	交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などのため、都市計画道路網の整備・検討を行う。
市民協働道路等維持補修事業	市、町内会等	地域住民が主体となり、行政と協働し、地域の道路環境等の改善を図る。
市道維持修繕等事業	市	道路維持補修、計画的な除雪機の更新を行う。
道路施設の老朽化対策事業	市	橋梁等の老朽化した道路施設を定期的に点検・評価し、計画的に修繕等を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
舗装済市道延長（km）	417.0	417.2	417.4	417.6	417.8	418.0	418.0
橋梁の長寿命化修繕率 〔早期措置段階（Ⅲ判定）橋梁〕（％）	14	57	57	93	93	93	93





第16節 港湾整備の促進

1

現状と課題

- 港湾管理者（岩手県）が、港湾機能の強化に向け、必要に応じた港湾施設の整備・修繕を行っています。

これまで、東日本大震災からの復興をはじめ、諏訪下地区の野積場の舗装、エプロン打換、岸壁補修、玉の脇地区の防波堤改修、半崎地区の臨港道路舗装など、必要な施設整備が随時行われてきましたが、今後は、荷役稼働を進める上で利便性向上に向けた新たな施設の整備促進が望まれます。

- 久慈港湾口防波堤は、津波被害から市民の生命・財産を守るとともに、港内の静穏度の向上による岸壁荷役効率の向上、船舶の避難泊地の確保を目的に、国直轄事業として平成2年度から整備が進められています。市のまちづくりは、湾口防波堤の完成が前提となっており、1日も早い完成が期待されています。

久慈港湾口防波堤の計画延長は3,800m（北堤2,700m、南堤1,100m）であり、令和元年度末の概成（※）延長は2,575m（北堤1,475m、南堤1,100m）と、進捗率約68%となっています。南堤は既に概成しておりますが、北堤は約55%の進捗にとどまっていることから、早期完成に向け、国などに対し要望活動を継続していく必要があります。

- 港湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量が増加傾向にあることから、新たな荷主の掘り起こしや港湾利用型企業の誘致、既存利用企業の支援など、貨物量の更なる拡大に向けた取り組みを引き続き強化する必要があります。

また、港の賑わい創出による利用促進対策の一環として、クルーズ客船の誘致活動に取り組み、平成26年度から令和元年度において累計8隻の客船寄港を受け入れており、観光振興や地元経済の活性化につなげています。

なお、平成27年度に施設が復旧した「久慈地下水族科学館『もぐらんぴあ』」については、国土交通省東北地方整備局が認定する「みなとオアシス」に位置付けられていることから、港湾振興の観点からも施設の有効活用を進める必要があります。





2 施策の方向（目指す姿）

① 港湾機能の強化

湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量の拡大を図るとともに、港湾背後地における市民生活や企業活動の安全・安心を確保することから、港湾管理者と連携した施設整備・安全対策を進め、久慈港の振興に努めます。

② 湾口防波堤の整備促進

久慈港湾口防波堤は、令和10年度の完成予定であることから、着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を継続的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するため、講演会や見学会の開催による広報活動を展開します。

また、湾口防波堤工事の進捗に伴い創出される静穏域の活用について、具体的な調査・検討を進めます。

③ 港湾の利用促進

貨物取扱量の増加に向け、港湾貨物の既存利用企業への支援を強化するとともに、「久慈港利用貨物拡大事業補助金」などを活用しながら、新たな荷主の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスに努めます。

また、港の賑わい創出に向けては、関係機関・団体と連携し、クルーズ客船の誘致や「みなとオアシス」の振興に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、湾口防波堤整備の効果について理解を深めることが期待されます。 ・市民や市内団体などは、港湾関係のイベントに積極的に参画し、港湾の賑わいづくりに協力することが期待されます。 ・事業者は、物流面における港湾利用を検討し、港の活性化に協力することが期待されます。
市の役割	・必要な施設の把握に努めるとともに、当該施設の整備促進に向け港湾管理者と連携した取り組みを進めます。 ・湾口防波堤整備の着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を積極的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するための広報活動を展開します。 ・関係機関・団体との連携により、静穏域の活用策についての調査・検討を行います。 ・貨物取扱量の増加に向けたポートセールスの展開と港湾利用事業者への支援、港の賑わいづくりに向けた各種の取り組みを行います。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
要望活動	市、関係団体	港湾整備について、国、県に対し、関係団体等と要望活動を行う。
久慈港利用貨物拡大事業	市（補助）	久慈港を新規利用、利用拡大した荷主に対し支援する。
クルーズ客船誘致活動	市	久慈港の賑わい創出や地元経済への波及効果に向けクルーズ船を誘致する。
久慈湾利活用調査・検討	市、関係機関・団体	湾口防波堤完成により創出される湾内の静穏域活用に向け、調査・検討を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
港湾貨物の取扱量（t） ※	325,000	335,000	340,000	345,000	350,000	355,000	360,000
湾口防波堤概成状況 （m）【再掲】	2,575	2,855	2,995	3,135	3,275	3,415	3,098
クルーズ船受入れ回数 （回）	3	2	2	2	2	2	1

※港湾貨物の取扱量（t）のR1基準値は三陸沿岸道路の工事が令和2年度に完了することを考慮し、令和元年度取扱量から砂、砂利、石材、スラグを差し引いた325,766（t）を基準にしたもの。また、暦年での積算である。





第17節 街並み環境整備の促進

1

現状と課題

- これまで住宅や大型店舗などが郊外に立地してきた事により、市街地が拡大してきましたが、今後、人口減少・高齢化がさらに進むことで、人口密度の低い市街地が広く形成され、車の運転が困難な交通弱者が、医療、福祉、買い物などの生活を支えるサービスの提供を受けにくくなることが懸念されています。
- 核家族化も進んでいることから、空家が増加しており、その中でも管理が行き届かず、安全上・衛生上・景観上・防犯上など、問題のある空家が増えることが懸念されています。
- 市営住宅などにおいて、老朽化や耐用年数を大幅に超過した住宅が多く、修繕費用が嵩んでいる状況にあり、計画的な長寿命化対策又は用途廃止が必要になっています。
また、市内各地区に小規模な市営住宅が点在しており、施設の維持・管理に掛かる費用負担が大きいことから、更新にあたっては縮小や廃止など社会情勢に沿った計画や、新たな運営方法も踏まえた対策を講じる必要があります。
- 市民が憩い、安らぎ、交流する場やスポーツレクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場として、さらに避難場所や防災拠点などさまざまな役割を持つ公園・緑地の維持管理が求められています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 集約型の地域づくり

今後は、無秩序な市街地の拡大を誘発しないよう、都市機能を有する拠点は市街地に計画的に配置し、集約型の都市構造を目指し、地域の拠点と市街地を公共交通機関などで結ぶことにより、過度に自家用車に頼らずバスや徒歩等で暮らせる地域づくりの推進に努めます。

② 空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を平成29年度に策定し、所有者等の維持管理を促し、問題のある空家を増やさないこと、また、利用可能な空家の活用により、U・J・Iターンによる移住・定住を促進するなど、空家管理を促します。

③ 住環境の向上

人口の減少見直しを踏まえ、老朽化が進んでいる市営住宅の長寿命化対策又は用途廃止などに取り組み、更新にあたっては市営住宅の総量や負担などを踏まえ、民間事業者の資金とノウハウの活用を検討し、安全で安心な住環境の供給に努めます。



④ 公園・緑地の維持管理と活用促進

公園・緑地の計画的な維持修繕や定期的なパトロール等を実施し、安全確保に努め、市民が憩い、安らぎ、交流する場やスポーツレクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場を提供します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、住宅の建替えや住み替えを検討する際に、都市計画区域内や地域の拠点となる場所及びバス路線沿いを検討することが期待されます。 ・市民は、空家の管理は第一義的には所有者・管理者にある事を理解し、その管理に努めることが期待されます。 ・市民は、市営住宅の適切な使用管理をすることが期待されます。 ・市民は、公園・緑地の適切な利用や維持管理に協力することが期待されます。 ・事業者は、バス路線沿いや都市計画区域内の用途区域など、交通弱者となっても、快適に生活できる良質な住環境の提供（新築・改築・住み替え）が期待されます。 ・事業者は、空家の管理や、利活用可能な空家の売買・賃貸・リフォーム等の関連事業の推進が期待されます。 ・事業者（指定管理者など）は、公園・緑地の維持管理を適切に行うことが期待されます。
市の役割	・計画的な都市機能拠点の配置に努めます。 ・空家対策計画に基づき必要な措置を実施することで、空家の利活用の適正な管理を促します。 ・市営住宅の建替えや長寿命化対策又は用途廃止など社会情勢に沿った住宅供給に取り組みます。 ・公園・緑地の施設更新、維持管理を行います。





4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
空家再生等推進事業	市	空家等対策計画の見直し、適正管理の促進啓発を行う。
市営住宅改修事業	市	市営住宅の耐久性や防水性、断熱性能などの機能向上及び維持保全により長寿命化を行う。
市営住宅整備事業	市	老朽化した市営住宅の建替え整備などを行う。
市営住宅解体事業	市	老朽化した市営住宅の解体撤去を行う。
都市公園長寿命化事業	市	維持管理費の低減及び安全確保のため、都市公園の長寿命化を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市営住宅の外装改修・解体の工事戸数（戸）	0	10	10	12	12	10	0
市営住宅の外装改修・解体の工事率（％）	0	18	37	59	81	100	100





第18節 生活環境基盤整備の促進

1

現状と課題

- 水道事業は、今後予測されている人口減少に伴い、給水収益が減少し経営がますます厳しさを増すものと予測されておりますが、老朽化した施設が増加していることから、水道水の安定供給のため更新等の事業を計画的に実施する必要があります。

また、令和元年10月に昭和59年以来の料金改定を実施したところでありますが、更に経営の効率化を図りながら、定期的な水道料金の見直しを行い、経営の健全化を目指す必要があります。

- 下水道事業では、未普及地域の解消のため、民間のノウハウを活用した官民連携事業の導入などにより整備を進めてきましたが、未だ汚水処理施設の普及率及び水洗化率は低い水準であり、その向上が課題となっています。

また、下水道施設の老朽化が進行しており、下水道施設全体を中長期的な視点で計画的かつ効率的に管理し、持続可能な下水道機能の確保が重要となっています。

なお、令和元年度から公営企業会計に移行したところですが、今後、人口減少等に伴う使用料の減収により、下水道経営の厳しさが増していくことから、引き続き下水道経営の健全化に向けて取り組む必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 安定した給水体制の確保

水道水の安定供給を図るため、久慈市水道事業基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新等を行います。

また、更新費用の確保のため、経営の効率化を図るとともに、定期的な水道料金の見直しについても検討していきます。

② 汚水処理施設の整備

下水道事業では、「汚水処理施設整備構想」「久慈公共下水道事業計画」「漁村マスタープラン」「循環型社会形成推進地域計画」等により、地域の実情を踏まえた効率的な整備を推進し、河川・沿岸地域の水質保全や生活環境の改善に努めます。

また、下水道施設の老朽化対策については、「下水道ストックマネジメント計画」「漁業集落排水施設機能保全計画」を策定し、計画的な点検・調査に基づき、良好な施設状態を維持しながら、施設全体のライフサイクルコストの低減に努め、修繕・改築等を実施します。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	- 水道使用者は、水道事業に対する理解を深め、水道経営や更新事業に理解・協力することが期待されます。また、災害時における給水活動や復旧作業などに積極的に協力することが期待されます。 - 市民は、排水設備の整備及び浄化槽施設の整備に取り組むことが期待されます。
市の役割	- 安定した給水体制の確保のため、水道施設の計画的な更新を進めます。 - 水道事業の仕組みや整備計画、経営状況について積極的に公開し、水道使用者からの理解を得られるよう努めます。 - 水道事業及び下水道事業の経営の効率化や健全化を進めます。 - 下水道事業を計画的に実施し、未普及地域の解消に努めます。 - 下水道施設の老朽化対策を計画的に実施し、良好な維持管理等に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
水道施設更新等整備事業	市	施設の効率化、経年化設備更新、経年化管路更新、水圧適正化事業、配水管新設を行う。
公共下水道事業、漁業集落排水整備事業	市	未普及地域を解消するため、汚水管路施設等の整備を行う。
下水道施設の老朽化対策事業	市	下水道施設の老朽化が進行しており、予防保全管理を実践し、計画的かつ効率的な管理により修繕・改築等を行う。
公共下水道水洗化促進事業	市	公共下水道の水洗化率の向上を図るため、排水設備等の設置を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
汚水処理施設普及率 (%) ※普及人口／行政区人口	63.3	67.0	68.5	70.0	71.4	72.9	71.2



第19節 情報通信環境の充実



1 現状と課題

- インターネットを介したサービスの多様化に伴い、携帯電話や超高速ブロードバンド回線は、災害時の情報収集、電話の利用、インターネットの閲覧など生活の基盤となる重要なインフラとなっています。
今後もインターネットを利用したサービスの増加が想定されることから、不感地域を解消するとともにインフラ設備の適切な維持管理を行う必要があります。
また、住民が情報通信手段を有効活用できるよう利用者側への支援についても進める必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

○ 情報通信環境の充実

市民や事業者が、平時や災害時において情報を受発信するとともに、インターネットを介した多様なサービスを利用できるよう努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、セキュリティなどの安全に配慮し、趣味や生活の充実、災害時などの情報受発信に活用することが期待されます。 ・事業者やNPOなどの団体は、事業活動やホームページなどの情報発信などで有効に活用することが期待されます。
市の役割	・将来の人口予測や財源などの長期的な視点にも配慮しながら、情報通信環境の充実や利用者の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
携帯電話不感地域解消事業	市	携帯電話不感地域解消に向け、不感地域調査を実施し、携帯電話事業者と協力して不感地域の解消に努める。
I C T 利活用事業	市	インターネットを介したサービス利用の支援、積極的な情報の受発信を行う取り組みを推進する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
携帯電話不感地域（世帯数）	145	100	90	85	80	75	75
市が整備した超高速ブロードバンドの利用数（回線数）	734	650	700	750	800	850	850

第3章 基礎戦略2

総合力豊かな人材を
育てるまちづくり





第1節 子育て支援の充実

1

現状と課題

- 保護者の視点に立ち、地域における子育て支援の充実に努めていく必要があります。
子どもの医療費助成については、中学生まで全額助成及び現物給付となっています。また、ひとり親世帯については高校生までを対象としています。一人あたりの医療費が増加傾向にある中、更なる医療費負担の軽減を求める要望は多く、対象者の拡大や所得制限の見直しを検討していく必要があります。現在、県の補助金は、乳幼児及び小学生の入院の1/2となっており、補助対象の拡大について国、県へ要望するなど財源の確保に努める必要があります。
- 共働きの多い子育て世代では、保護者の就労状況によって、教育・保育ニーズも多様化しており、保護者のニーズに応じた保育環境の充実が求められています。そのため、特別保育事業を実施していますが、保育士や資格取得の機会確保が課題となっています。
- 保育所などの保育施設については、市中心部の保育所では利用ニーズが高く、定員超過傾向にありますので、こうした状況を踏まえながら施設整備をしていく必要があります。
- 共働きの子育て世代では、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設への期待や要望が高まっており、これらの施設の拡充が求められています。
また、核家族化、地域での人間関係の希薄化や児童虐待などによって、子育てに不安や孤立感を覚える保護者のために、気軽に相談でき、親子で利用できる地域の拠点施設として、子育て支援センターなどの子育て支援体制の充実が必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりのため、妊娠期から出産・子どもの就学前までの間、ワンストップ相談窓口において、切れ目なくきめ細やかな子育て支援に取り組みます。

また、県と連携し、医療費助成の対象者拡大、所得制限の撤廃等について検討を行い、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

子どもたちが、保育園・認定こども園や地域とのつながりを通じて、たくましい心と創造性豊かな人間に育つよう、幼児期の教育・保育環境の充実に努めます。



仕事と子育ての両立支援を推進し、市民のニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、特別保育事業を実施します。また、保育士の確保について関係機関と連携して取り組みます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所などの施設整備や健全な施設運営の支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センター等を拠点として、子育て情報の提供、子育て中の親子の交流機会の創出などに努め、地域の子育て支援体制の充実に努めます。

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民や地域住民は、子育て支援に対する理解を深め、地域全体で子育て支援に関わることが期待されています。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て支援への意識の向上を図り、子育て支援に関わることが期待されます。また、利用者の教育・保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の充実に努めるとともに、特別保育事業の推進を図ることが期待されます。
市の役割	・子育て世代の視点に立ち、医療費助成による経済的負担軽減を図るなど、子育て支援の充実に努めます。 ・子育て世代が安心して働くことができるように、特別保育事業など子育て支援サービスの拡充に努めます。 ・子どもたちが良好な環境で教育・保育を受けられるようにするため、保育所など施設整備の支援に努めます。 ・保護者ニーズを踏まえ、学童保育所や地域の子育て支援体制の充実に努めます。



第3章 基礎戦略2

第1節 子育て支援の充実

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
子ども医療費助成事業	県、市	子どもの医療費の自己負担額の全部又は一部を支援する。
特別保育事業	市、事業者	延長保育や病児保育などの各特別保育事業を行う。
民間保育所等施設整備事業	市、事業者	子どもたちが良好な環境で教育・保育が受けられるよう保育施設整備を支援する。
地域子育て支援拠点事業	市	子育て支援センター等を拠点として、地域の子育て支援体制の充実を図る。
放課後児童クラブ施設整備事業	市	放課後児童クラブへの期待と要望の高まりを踏まえ、学童保育所の施設整備を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
子育て支援に関する満足度平均値（ポイント）※市民満足度アンケート	2.9	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.2
特別保育事業の実施個所数（箇所）	50	50	50	50	50	50	50
教育・保育の提供不足量（人）	0	0	0	0	0	0	0





第2節 学校教育の充実

1

現状と課題

- これからの学校教育においては、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会に適応できる能力を育てる「人間形成」が求められています。学力向上については、「わかる授業」の推進に向けた授業改善を図ります。
- 世界との関係が深まっていく状況の中において、久慈と世界をつなぎ、「自立と共生の担い手」の育成が課題となります。このような国際化社会の中で、広い視野で総合的に考えることができるグローバル人材の育成と、国際理解教育を充実させるための外国語教育の充実が求められています。

また、小学校での外国語の教科化により、ネイティブスピーカーとしてA L T（※1）による授業が重要となっています。
- ここ数年、特別な支援を要する児童・生徒が増え続けている状況において、特別支援教育の理解の促進と児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた指導の充実が求められています。また、少子化により児童・生徒が減少し学校・学級の小規模化が進んでいることから他校との交流事業の充実を図るとともに、複式教育により教育の効果を高めていく必要があります。
- Society5.0（※2）時代の教育において、I C T（※3）を基盤とした先端技術の効果的な活用が求められており、学習指導要領においても、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられていることから、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があります。

また、これまで以上にI C T機器を活用する機会が増える中で、インターネットやS N S等における犯罪やいじめ等の問題に巻き込まれないよう情報モラル教育を充実させる必要があります。
- 新たに統合する学区に対する安全な通学手段を確保し、スクールバス路線、利用者数などに対応した支援が必要です。

また、経済的な理由により、就学困難な児童・生徒への就学援助の充実が求められています。
- これまで、学校施設の耐震化やトイレ水洗化を実施し教育環境の整備に努めてきました。今後は、老朽化等の対策のための改修や改築を実施する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童・生徒の心身の健全な発達に努めてきました。

今後は、各小中学校の食に関する指導と連携し、地域の食文化、産業についての理解を深める教育が必要です。

※1 A L T…外国語指導助手の略で、小・中学校の外国語教育の充実を目的に市で雇用している外国人

※2 Society 5.0…日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会

※3 I C T…情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。



2 施策の方向（目指す姿）

① 生きる力の育成

(1) 学び考える力

知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに主体的な学習態度を養い、「学びの総合力」の育成に努めます。

久慈市教育研究所内に、「各種検査結果を生かした指導の充実委員会」を設置し、諸調査の結果を分析し、「わかる・できる」授業の在り方を研究することを通して、「学び考える力」の育成を図ります。

また、少子化により学校・学級の小規模化が進んでいることから、複式教育に係る授業研修会等により学習環境の充実を図ります。さらには、市内全域による音楽発表会やキャリアオーケストラなどの実施により他校との交流促進に努めます。

その他、主体的な学びを支援し、家庭学習の推進を含め、自ら進んで学習に取り組む学習環境の整備・充実を図ります。

(2) 豊かな心の育成

生命や自然、伝統・文化を尊重する精神、思いやりの心や感性豊かな心を育むとともに、人間関係形成能力や規範意識を高め「適切に判断・行動する実践力」の育成に努めます。

また、全教育活動を通して、児童生徒が自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を図るとともに、キャリア教育などの取組を進め、地域への愛着をもった児童生徒の育成に努めます。

(3) 健やかな体の育成

健康や安全に対する知識や技能を育み、心身の保持増進と体力の向上に取り組む態度を養うとともに安全意識を高め、「明るく豊かな生活を営む態度」の育成に努めます。

また、各種大会・コンクールへの出場を支援し、心と体の健やかな成長の促進を図ります。

② 国際理解教育の充実

生きた外国語や異文化に直接触れる機会を多く提供し、学校における国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。

また、中学生と高校生を海外に派遣し、直接、外国の生活や文化などの一端に触れる機会を提供することで、国際感覚を豊かにし、グローバル社会に適応した知識や能力の伸長を図ります。



③ 特別支援教育の充実

「共に学び、ともに育つ」インクルーシブ教育システム（※１）を推進するとともに、「個別の指導計画」などによる個々の教育的ニーズに応じた効果的な指導を充実させます。

そのために、各学校にくじかがやき特別支援教育支援員（※２）を配置し、適宜、児童・生徒を支援していきます。

また、就学支援に係る調査員を配置し、幼児・児童・生徒の特性等を理解し、支援していきます。

④ 情報教育の充実

個別最適化された学びの実現と情報活用能力の育成を図るため、ＩＣＴ機器を積極的に活用した授業の推進を目指し、教員のＩＣＴ活用指導力向上とＩＣＴ機器の充実など環境整備を推進します。

また、高度発展する新たな社会に主体的に対応するため、学校、保護者、地域と連携を図り、情報モラル教育の充実に取り組みます。

⑤ 学習環境の充実

遠距離通学支援については、児童・生徒数を勘案しながら、スクールバス・タクシーの運行など各地区及び学校に応じた通学支援を行います。

また、就学援助については、学用品費等の費目の単価の見直しなど、援助事業の充実に取り組みます。

⑥ 学校施設の充実

学校施設については、市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら改築・改修を行い、児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安心・安全な学校生活の確保に取り組みます。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消や郷土料理の活用など食育の推進に努めます。

※１ インクルーシブ教育システム…障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組み

※２ くじかがやき支援員…通常学級に在籍しながらも特別に支援が必要な児童・生徒がいる学校等に対して、当該児童・生徒へのきめ細かな指導を実現するとともに、学校生活を充実させる目的で配置している支援員



第3章 基礎戦略2

第2節 学校教育の充実

3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、「総合的な学習の時間」等の講師としての役割を果たすことが期待されます。 ・地域は、登下校の安全対策として、スクールガード等に協力することが期待されます。 ・地域・事業者は、食育推進の役割を果たすことが期待されます。 ・家庭は、児童・生徒の正しい食習慣を身につける役割を果たすことが期待されます。
市の役割	・就学支援チーム（※3）では、情報提供などの連携を図る他、学校や保育園の訪問や研修会を通じ、指導方法の理解を深め、子ども・保護者・学校・保育園などの支援を図ります。 ・生徒指導・適応指導の充実を図るとともに、自己肯定感・自己有用感の育成に努めます。 ・健康課題への対応を意識しながら、体育活動の推進を図り体力・運動能力の向上に努めます。 ・健康教育及び安全教育の充実を図るとともに、食育の推進に努めます。 ・教員の指導力向上のための支援を行うほか、各種事業の実施のための環境整備に努めます。また、学校・地域・家庭の連携・協働による推進を図ります。 ・主体的な学びを支援し、学習環境の整備・充実を図ります。 ・体験活動や道德教育、復興教育等の推進と充実に努めます。 ・中高生海外派遣事業の実施など、国際理解を深め、国際社会に対応できる豊かな人間性を持った人材の育成に努めます。また、各学校へA L Tを派遣し、国際理解教育・外国語教育充実のための取り組みを進めます。 ・くじかがやき特別支援教育支援員及び就学支援調査員の適切な配置に努め、特別支援教育の充実を図ります。また、就学支援コーディネーターを中心に就学支援チームの連絡調整や関係機関の連携に努めます。 ・情報教育充実のため、学校と連携しながら環境整備を推進する他、教員のI C T活用指導能力向上のための支援を行います。また、家庭と連携しながら情報モラル教育の充実を図ります。 ・学校施設の適正な保守管理を図りながら、施設の改修等、計画的な整備に努めるほか、快適な学習環境を提供するための計画的な学校改築に努めます。 ・地域やP T Aと連携し食育への理解と推進を図ります。 ・地元食材の利活用推進を図ります。

※3 就学支援チーム…「保健推進課」「社会福祉課」「子育て世代包括支援センター」「特別支援学校」「相談支援専門員」「学校教育課」で構成し、学習面、行動面で支援が必要な子どもたちを対象に、教育支援を行っている組織



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
特色ある学習活動事業	市	総合的な学習の時間の推進支援や、市内学校が一堂に会した音楽発表会等を実施する。
教育研究所運営事業	市	授業改善調査研究を実施し、教員の資質向上を図る。
小中学校文化・体育大会 参加補助金交付事業	市（補助）	教育課程に基づく特別活動の各種大会（県大会以上）への参加経費を支援する。
中高生海外派遣事業	市	中高生を海外に派遣し、ホームステイの支援を行う。
外国語指導助手招へい事業	市	外国語指導助手による外国語指導及び外国語活動補助を行う。
くじかがやきプラン支援事業	市	発達障がい等特別な支援の必要な児童・生徒が在籍する学校に支援員を配置し、児童・生徒の学習支援や教員補助を行う。
学校適応指導事業	市	適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の受け入れや指導、学校との連絡調整や教育相談を行う。
就学支援委員会事業	市	適切な就学を図るため諮問機関として就学支援委員会を設置するほか、就学支援コーディネーターを置き、関係機関が連携して適切な支援を行う。
情報処理教育振興事業費	市	教育システム及び児童生徒1人1台端末等の学校ICT機器の管理運営を行う。
遠距離通学支援事業	市	スクールバス・タクシーの運行により、安全な通学手段を確保する。
就学援助事業	市	経済的な理由によって就学困難な家庭に対し、就学援助費を支給する。
小中学校改修事業	市	小・中学校施設の計画的な改築・改修を行う。



第3章 基礎戦略2 第2節 学校教育の充実

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
学習状況が良好な児童生徒の割合（上：小、下：中） CRT：評定3以上の子供の割合	86.3 65.1	86.0 67.0	86.0 68.0	86.0 69.0	87.0 70.0	87.0 70.0	87.0 70.0
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（全国学調 上:小、下:中）	70.1 66.4	73.0 69.0	73.0 69.0	75.0 71.0	75.0 71.0	77.0 73.0	81.0 77.5
体力・運動能力標準以上の児童生徒の割合（上：小、下：中）（県体力・運動能力調査 A, B, Cの児童生徒）	77.6 80.7	78.0 81.0	79.0 82.0	80.0 82.0	81.0 82.0	81.0 82.0	81.0 82.0
外国語に対する興味・関心がある児童生徒の割合（県学調 上:小、下:中）	67 51	68 53	68 53	70 55	70 55	72 57	76 72
児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合（学校における教育の情報化の実態等に関する調査 C1～C3）	70.1	80.0	85.0	90.0	95.0	100.0	100.0





第3節 生涯学習の充実

1

現状と課題

- 市民一人ひとりが生涯にわたり社会教育活動を主体的、継続的に「いつでも・だれでも・どこでも」行うことができる環境を整備するため、多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会の提供が求められています。

持続可能な地域づくりのためにも、地域活動を活発化することにより地域力を高め、学びを通じた人づくり、つながりづくりの視点を取り入れながら、学びの成果を地域活動に活かすことができる環境を整え、学校・家庭・地域で活躍できる人材の育成を行う必要があります。

- 市民の芸術文化活動へのニーズは幅広く、多様なジャンルの芸術文化の鑑賞のほか、芸術文化団体や一般愛好家による音楽、美術、演劇など芸術文化の実践に対する関心が一層高まっています。

今後は、芸術文化の鑑賞及び実践活動の機会を提供するほか、芸術文化団体等との情報共有や相互交流を通じて、市民による主体的な芸術文化活動ができる環境の充実に努める必要があります。

また、芸術文化活動の拠点施設として機能できるよう、文化施設の計画的な改修と民間ノウハウの導入による効率的な施設の管理運営が求められています。

- 図書館は生涯学習の中核施設として、多様化するニーズへの対応、質の高いサービスが求められています。また、少子高齢化に伴う地域の過疎化が懸念されるなか、地域における学習環境、読書環境整備の支援が重要となってきました。

市民のいつでも、どこでも、学習する機会を保障する図書館の使命として、指定管理者と連携し、図書館機能の強化や地域での活動支援及び非来館サービス等の充実に努める必要があります。

- 市内に所在する文化財の調査及び保護、郷土芸能保存団体の支援、埋蔵文化財の調査などを実施しています。

地域に伝わる史跡、文化財、古民具、伝承などの調査と記録、保護を今後とも継続していくとともに、久慈市の歴史と文化を市の内外に周知することが必要です。また、市の歴史と文化を「見て学ぶ」ことのできる施設の充実が求められています。

郷土芸能の伝承については、郷土芸能保存団体の構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の担い手の育成が求められています。



2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯学習機会の充実

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整備するとともに、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会を提供し、地域で活躍している人材の豊かな知識や経験を、地域活動の中で発揮できるような環境整備に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携を促進し、相互の協働を深めながら、親子が元気になる家庭教育支援の充実、地域全体で子どもの成長を支える環境づくり・意識の高揚を目指します。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動への幅広いニーズに応えるため、多様なジャンルの芸術文化の鑑賞機会の提供に努めるとともに、市民による実践活動の機会を提供し主体的な芸術文化活動を促進するため、芸術文化団体等との情報共有を密にし、連携しながら環境の充実に図ります。

また、芸術文化の拠点施設として機能できるよう、文化施設の計画的な改修を行いながら効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

幅広いニーズに合わせた図書館機能の充実に努めるとともに、地域資料の収集保存に努め、地域の情報センターとしての役割を担います。特に、将来を担う子ども達や若い世代の子育て支援など、各年代に応じた読書環境の整備に努めます。

また、地域の過疎化に向けた取り組みとして、非来館型サービスの充実に努め、移動図書館車での貸出等を行います。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財などの調査を実施する体制を充実させ、保存と情報の発信に努めます。市民協働による史跡の整備の推進を図り、郷土芸能の保存と継承及び新たな担い手の育成に努めます。



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、個々の生涯学習活動や地域活動に参加することで、生涯にわたり学び、学習成果を地域力の向上に活かすことが期待されます。 ・市民は、幅広い芸術文化活動へ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、地域に伝わる文化財などに対する保護意識を持つとともに、伝統芸能や地域の伝統行事の担い手として積極的に活動に参加することが期待されます。 ・社会教育関係団体等は、地域の特徴を活かした事業を展開し、地域全体で青少年の健全育成に寄与することが期待されます。 ・芸術文化団体は、芸術文化活動の推進と人材を育成することが期待されます。 ・地域住民や団体は、地域資料や郷土資料などを活用した学習をすることで、地域愛に触れる場を提供するとともに、地域の連帯を深める活動が期待されます。 ・自治会は、地域に伝わる文化財などの保護と管理、郷土芸能や地域に伝わる伝統行事などの伝承を、地域活動として運営していくことが期待されます。
市の役割	・市民の学習ニーズの把握に努め、多様な学習機会を提供します。 ・学校・家庭・地域が連携できるための体制づくりを行い、学びの成果を地域活動等に活かすことができる実践の機会を提供します。 ・市民の芸術文化活動への支援と芸術文化活動の拠点となる文化施設の充実に努めます。 ・ボランティアなどと連携し、各年代における読書環境の整備を行い、将来にわたる学習を支援します。 ・文化財保護に係る専門的な知識を持った職員を育成し、各種文化財などの調査記録を行うとともに、情報を発信し保護意識の啓発を図ります。また、郷土芸能の発表の場を設け、郷土芸能保存団体の活動を支援するなど、伝承活動を支えていきます。





第3章 基礎戦略2

第3節 生涯学習の充実

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市	「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室推進事業」「家庭教育基盤形成事業」を実施する。
公民館類似施設社会教育事業	市（補助）	類似公民館の社会教育活動を支援する。
文化会館自主事業	市	市民ニーズに応じた様々なジャンルの鑑賞型事業のほか、育成型事業及び市民参加型の事業を実施する。
図書館の子育て応援事業	市	子ども達の読書活動を推進する機会の提供やボランティア活動の支援を行う。
文化財保管・展示事業	市	文化財の適正管理と一般への公開を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市民1人あたりの市民センター利用回数（回）	3.64	3.71	3.78	3.86	3.94	4.02	4.02
生涯学習の成果を活かして教育活動や地域活動に参加する人数（人）	5,952	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	5,500
文化施設利用者数（人）※	103,127	103,200	103,700	104,200	104,700	105,200	105,200
育成・参加型事業参加数（人）	5,708	6,500	5,500	5,500	6,500	5,500	5,500
図書館入館者数	40,751	65,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
市民一人当たりの図書貸出冊数	2.7	4.0	4.5	5.0	5.0	5.0	4.0

※R1は新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数が大幅に減少したため、過去5年の利用者数の中央値を基準値とした。



第4節 生涯スポーツの振興

1

現状と課題

- 市民ニーズは競技力の向上のほか、健康増進や体力づくりなど多様であり、スポーツに対する関心や期待は益々高まっています。

生涯スポーツの充実を図るためには、世代や障がいの有無を問わず、市民誰もが気軽にスポーツに親しみ、主体的・継続的に取り組むことができる環境づくりを行うとともに、スポーツ振興を支えるスポーツ関係団体の運営や指導者の育成などを支援し、活動の充実を図ることが必要です。
- 多様な市民ニーズに対応するため、関係団体と連携した体育施設の管理運営・サービスの向上を図るとともに、利用者に安全な運動機会を提供するため、老朽化が進む既存体育施設の計画的な改修に取り組み、有効活用と利用促進に取り組む必要があります。

また、現在は仮設設置をして利用している市営野球場について、総合運動公園の整備と併せた検討が必要です。
- 「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績、「柔道のまち久慈」を将来にわたって発信すべく、今後も各種大会や教室の開催等により柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、柔道を「する人」のみならず、「観る人」「応援する人」を含めた柔道愛好者及び柔道人口の拡大に努める必要があります。

また、三船十段記念館を「柔道のまちづくり」の拠点として、企画展の開催など柔道愛好者以外の市民も柔道を身近に感じるような事業を展開し、三船久蔵十段の業績と「柔道のまち久慈」を広くPRするとともに、誰もが気軽に利用できるような環境をつくる必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 生涯スポーツの充実

多様な市民ニーズに応えるため、関係団体と連携しながら、スポーツ・レクリエーションの普及に向けて取り組み、市民誰もが主体的、継続的にスポーツに親しみ、健康増進と体力づくりができるような環境の整備・充実に努めます。

また、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツ人口の拡大や選手の発掘、指導者の育成を図り、競技力の向上に努めます。

② 体育施設の有効活用

市民の誰もが運動やスポーツに親しみ、スポーツを生活の中に取り込めるよう、活動の拠点としての体育施設の利用促進と適正管理に努め、快適な利用環境の形成を目



指すとともに、施設の計画的な改修整備を進めます。

また、久慈市総合運動公園基本計画を推進するため財源の確保に努めます。

③ 柔道のまちづくりの推進

「柔道のまちづくり」を推進するため、関係団体と連携しながら、各種大会や教室等を開催し、柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、市内外に「柔道のまち久慈」を情報発信し、地域活性化に努めます。

三船十段記念館を「柔道のまちづくり」の拠点とし、「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績を後世に伝えるため、資料収集活動や企画展の開催等により市内外に広くPRするとともに、柔道の指導及び普及等の適切な管理運営を図りながら、柔道人口の拡大や青少年の健全育成に努めます。

また、柔道競技者以外の利用者のすそ野を広げ、市民の健康増進の為、気軽に利用してもらえる施設を目指します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、ライフステージに合わせた各種スポーツ活動への参加や、ボランティアとして参画することが期待されます。 ・久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体などは、スポーツ機会の提供と促進、スポーツ団体・指導者・選手の育成に取り組むとともに、体育施設の利用促進と適正管理に努めることが期待されます。
市の役割	・生涯スポーツ推進体制の強化と、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体の事業の支援に取り組めます。 ・体育施設の計画的な改修と整備に取り組めます。 ・柔道競技力向上と地域の活性化を支援するとともに、三船十段記念館の有効活用に取り組めます。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
生涯スポーツ推進事業	市	各種スポーツイベントの開催・運営、各スポーツ団体へ選手育成・大会派遣費等を支援する。
体育施設維持管理事業	市	計画的な体育施設の修繕・管理・運営を行う。
柔道タウン推進事業	市	柔道の普及、競技力の向上、柔道大会の開催を行う。
総合運動公園の整備計画	市	財源の確保に努めながら計画的に整備を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生涯スポーツに関する満足度平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	2.96	3.01	3.02	3.03	3.04	3.05	3.05
市民1人当たりの体育施設利用回数（回）	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33
三船十段記念館入館者及び道場利用率（%）	29.79	30.11	30.56	31.01	31.46	31.91	31.91





第5節 男女共同参画社会の推進

1

現状と課題

- 平成26年度に第2次久慈市男女共同参画計画が策定され、『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』を基本理念とし、イベントの開催、セミナー、啓発などを進め、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に深まっています。
しかし、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の中で長年形成されてきた、性別役割分担意識、社会慣行、制度は依然として残っています。
- 審議会等の委員については、女性が参画している審議会等の数は増えてきているものの、その割合は目標に達しておらず、また女性が全くいない審議会等も見られます。
今後、人口減少や少子高齢化社会が予想されているなか、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用するため、さらに取組を強化していく必要があります。
- 男女が性別に関係なく家事・育児・介護と仕事を両立できるように支援していくとともに、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用し、地域活性化につなげていけるよう、女性の地位向上に向けて取り組んでいく必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 市民の意識の醸成

個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進するため、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めるための広報や啓発活動に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』の実現に向けては、女性の視点からの発想や能力を活用しながら政策や意思決定を行っていくことが重要であり、今後においても各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用の比率をさらに高めるよう取組を行っていきます。

③ 女性リーダーの養成

女性や若者が持つ、新しい発想や能力を活用することが地域の活性化には不可欠であり、その持てる能力と意識を高め、男女共同参画の視点に立った行動ができる人材・リーダーの育成に努めます。



また、「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てに優しい企業等認証・表彰制度」、「イクボス（※）宣言」などの取組の活用について事業所に働きかけを行い、仕事と生活が両立できる職場づくりに努めます。

※イクボス…職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、男女共同参画の基本理念に対する理解と実践、制度の見直し、役割分担意識の解消が図られることが期待されます。 ・事業者及び任意団体などは、男女共同参画の基本理念を理解し、女性役員の登用を積極的に進めることが期待されます。
市の役割	・男女平等意識の啓発、事業者、任意団体への働きかけを行います。 ・政策・方針の決定過程における男女共同参画の仕組みづくりを行います。 ・審議会・委員会における女性登用に向けて、具体的目標人数や登用率を設定するなど、関係課等に対する働きかけを強化します。 ・児童・生徒へのキャリア教育の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
男女共同参画推進事業	市	セミナーや出前講座等を開催する。
男女共同参画サポーター養成講座	県・市	県主催のサポーター養成講座に参加者を推薦する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
男女共同参画に係る出前講座（回）	5	5	5	5	5	5	5
審議会等における女性委員登用率（％）	29.6	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	40.0
男女共同参画サポーター認定者数（人）	39	41	42	43	44	45	45
※累計							



第4章 基礎戦略3

資源を生かす魅力とやりがいの
ある産業のまちづくり





第1節 農業の振興

1

現状と課題

- 農業従事者の減少・高齢化が進行しており、認定農業者数は、令和元年は98名と平成26年に比べ40名、約29%減少しています。

今後も、農業従事者の減少・高齢化が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、将来の地域の中核となる経営体を着実に育成していく必要があります。

- 当市の基幹作物である菌床しいたけは技術力の高い生産者による地域の生産技術の向上と生産拡大が図られている一方で、雨よけほうれんそうは高齢化や後継者不足等により栽培面積が縮小しています。産地の維持発展のためには、機械化や省力化の栽培方法の導入、機械やハウスの導入による規模拡大を図る必要があります。

また、新たな主力作物として高収益な園芸作物が期待されていることから、導入に対する支援を行い、普及を図る必要があります。

また、国の農業施策において農業・農村の持続可能な発展を掲げていることから、SDGs時代にふさわしい持続可能な農業の実践が求められています。

- 畜産業の発展に向けては、関係機関と連携し、牧草地の造成・整備、農業用機械導入、畜舎整備等により生産基盤の強化に取り組んできました。

近年の畜産を取り巻く環境は、担い手の高齢化、飼料価格の高止まり、TPP11・日欧EPAの影響等により、先行きが不透明な状況にあることから、引き続き生産基盤強化のための施策や取組を実施して行く必要があります。

また、山形村短角牛のブランド力向上のため、生産者を中心に関係機関一体となり安全・安心を発信するとともに、繁殖牛の増頭及び消費・販路拡大を図る必要があります。

- 地産地消の取組は農業振興の一助となるほか、環境負荷の低減、消費者へ安心安全な農畜産物の供給が出来ることなど一定の理解はあるものの、需要拡大に向けたPRが更に必要です。

産直施設では、商品の品揃えや品質の向上、意見交換などを通じて運営改善を図っているものの、高齢化による産直出荷者の減少も懸念されているため、引き続き組織の活性化に取り組んでいく必要があります。

- 首都圏の消費者団体「大地を守る会」と市内の短角牛生産者との山村体験型交流による「顔が見える関係」を通じて、安全・安心な農産物のPRに取り組んでいます。

今後、交流を通じて、山形村短角牛ブランドの全国発信に努め、農産物の消費拡大や販路拡大を図り、さらには、山村の暮らしや地域の魅力を伝えることで、交流人口の拡大や短期・長期の移住定住に繋げることが重要です。

また、大地を守る会のほか「ふるさと会」や「北三陸久慈ふるさと大使」との現地交流の機会を増やすなど久慈市の関係人口を拡大することが求められています。



- 近年の急速な農村地域の過疎高齢化に伴う集落機能の低下により、水源の涵養、自然環境を伴う良好な景観の形成など、多面的機能を有している農用地、用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難な状況にあります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 担い手農家の育成・確保

地域農業マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導し、経営改善計画の達成に向けた取組を支援します。

将来の地域の中核となる経営体を育成するため、意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展を重点的に支援し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。

新規就農者の確保・育成に向け、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた経営力向上への支援に取り組みます。

地域農業マスタープランの実践や農地中間管理事業の活用及び基盤整備により、経営規模拡大と農業経営基盤整備を図り、作業の効率化などによる経営の安定化に向けた取組を支援します。

② 基幹作目等の振興

地域農業マスタープランに基づき、農業経営基盤を整備し作業の効率化と経営の向上を図ります。

基幹作目である菌床しいたけ、雨よけほうれんそうに次ぐ主力作目として、関係機関等と連携し、新たな園芸作物の普及を図るとともに、その他の新作目の検討に取り組めます。

農業の自然循環機能を活かした持続可能な農業の実践を目指し、GAP（※）などの取組を推進します。

③ 畜産業の産地化の推進

高齢化、後継者問題から離農する農家、畜産を取り巻く先行きの不透明さなどから設備投資、増頭に踏み切れない農家が多いなか、当市の基幹産業である畜産業を安定的に発展させるため、畜産農家、関係機関と一体となり、低コスト化、省力化、大規模化及び品質向上等により、効率的で生産性の高い経営体の育成を図ります。

また、山形村短角牛のブランド力向上のため、繁殖牛の増頭を図り、安定した生産出荷体制及び生産から流通までの一貫体制整備に取り組めます。



第4章 基礎戦略3

第1節 農業の振興

第1章

論

第2章
基本
情
想

序
章
SDGsの
取組

第1章
重
点
戦
略

第2章
基
礎
戦
略1

第3章
基
礎
戦
略2

第4章
基
礎
戦
略3

付
属
資
料

④ 地産地消の推進

安心・安全で新鮮な地元農産物に対する消費者の理解を高め、関係機関との連携を図りながら学校給食等食材への活用、産直施設への農産物の出品などその体制整備に努めます。

また、食農教育を通じて地産地消への理解増進を図ります。

⑤ 都市との交流推進

生産者と消費者の交流を通じて、山村の暮らしや地域の魅力を実感してもらえような機会を増やします。また、山形村短角牛のブランド力をメディアやSNSを活用し全国発信することにより、人と人の繋がりを広げる関係人口の拡大に努めます。

⑥ 農業環境整備の促進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、農業用水路、耕作道などの地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、幹線水路の水路機能を適正に確保するとともに、改修を実施し災害などを未然に防止するよう努めます。

※GAP…農業生産工程管理の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

3 施策展開における役割

- ・市民は、農業及び農地が有する多面的機能に対する理解と地場製品の消費拡大・PRなどに協力することが期待されます。
 - ・生産者は、地域農業バスタープラン及び経営改善計画の実践に取り組むとともに、農業環境の改善による農業後継者の育成が期待されます。
 - ・生産者は、先進技術の習得と経営発展の実践、安全・安心・高品質な農畜産物の生産が期待されます。
 - ・産直施設は、地域農畜産物の魅力発信の場や地産地消の拠点としての役割が期待されます。
 - ・農地所有者は、農地を適切に活用するとともに、遊休農地の発生防止に努めることが期待されます。
 - ・農業者や地域住民などでつくる活動組織は、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、担い手に集中しがちな水路・農道などの管理について、地域資源として適切な保全管理に取り組むことが期待されます。
 - ・土地改良区は、活動組織を補助するとともに、農業用施設の適切な維持管理を実施することが期待されます。
- 市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割



市の役割	・中心経営体や集落営農組織の経営発展を支援します。 ・新作目の導入に向けた取組の実施と、農業経営基盤整備を支援します。 ・生産基盤強化のための施策・取組を実施します。また、農畜産物の魅力を発信します。 ・地場産品に対する愛用意識の醸成と地場産品の積極的な活用を促進します。 ・首都圏の方々と生産者及び市民の交流機会を増やし、交流人口・関係人口の拡大・短期移住・移住定住に繋がるように努めます。 ・土地改良区及び活動組織と連携し、補助事業の展開など農村環境の保全に努めます。
------	---

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
地域農業マスタープラン実践支援事業	市（補助）	認定農業者・集落営農組織の育成、産地拡大などに必要な機械・施設等の整備を支援する。
経営所得安定対策事業	市 市農業再生協議会	需要に応じた主食用米の生産及び水田フル活用により農業者所得の向上を図る。水田活用直接支払交付金の活用により新規需要米などの栽培や耕畜連携を推進する。
新規就農者育成確保対策事業	市（補助）	新規就農者を確保するため、新規就農者が整備する生産施設や農業機械に対して支援する。
農業次世代人材投資事業	市（補助）	新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付する。
新規就農相談事業	市	就農に興味がある方に、経営手法や技術に係る情報提供等を行い、新規就農を促す。
畜産振興総合対策推進指導事業	市	効率的な飼養管理のため、牛群の検定と乳成分の測定を実施し、改良による乳量の増量と乳質の改善向上を図る。
農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業）	市	担い手経営体等について、基盤整備及び家畜保護施設の整備により、生産性、収益性の向上を図る。
地産地消ふれあい給食事業	市	市内全小中学校を対象に、久慈市を代表する地元食材を使った給食を提供するとともに、生産者と児童・生徒との交流を行うとともに地産地消について学ぶ。
多面的機能支払交付金事業	国、県、市（交付金）	農地・水路等の保全管理活動を行う団体に支援する。



第4章 基礎戦略3

第1節 農業の振興

事業名	事業主体	事業概要
経営体育成基盤整備事業	県、市	基盤整備（農地の大区画化、暗渠排水等）を行う県営事業の導入と整備後農地の集積・集約化による担い手組織の育成に努める。
日本短角種肥育牛市場導入対策事業	市（補助）	肥育農家が素牛を導入するための経費に対し緊急的に支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新規就農者数（人）	7	8	8	8	8	8	8
農産物系統販売額（百万円）	2,471.2	2,410.0	2,410.0	2,410.0	2,410.0	2,410.0	2,335.0
認定農業者数（人）	98	98	98	98	98	98	98
農家1戸当たり乳牛飼養頭数（頭）	62	62	62	66	66	66	66
農家1戸当たり肉用牛飼養頭数（頭）	31	31	31	31	32	32	32
産直施設の販売額（千円）	420,666	438,000	438,000	438,000	438,000	438,000	600,000
べごツアー参加者数（人）	44	45	45	45	45	45	45
多面的機能支払交付金事業取組農地面積（ha）	303.8	320.0	320.0	320.0	320.0	320.0	320.0





第2節 林業の振興

1

現状と課題

- 森林所有者の高齢化、整備意欲の衰退等により、手入れの行き届かない森林が増える傾向にあります。一方、二酸化炭素排出抑制や再生可能エネルギー活用の観点から、木質バイオマスの原料として木材利用が重要となっています。SDGsの観点からも南部アカマツ等の地域産材の利用促進と併せて、間伐材等の未利用材の活用促進や地域間での資源活用の連携に取り組む必要があります。
- 近年の木炭需要の高まり、G I 保護制度（※）による高付加価値化により販売単価は上昇傾向にあるものの、原材料となるナラ原木の不足により原材料費の高騰と安定的な原木確保が課題となっています。

また、生産者的高齢化により生産者数及び生産量が減少傾向にあるため、生産性向上のための生産施設整備支援と経営安定対策が必要となっています。
- 当市の原木しいたけは、その品質の高さが全国的にも高い評価を受けています。しかし生産者的高齢化により生産量は減少傾向にあります。

組織運営の見直しをしつつ、担い手確保による生産量拡大と、販路拡大による経営安定対策が課題となっています。

※G I 保護制度…地理的表示（G I）保護制度の略。地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しており、これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度のこと。

2

施策の方向（目指す姿）

① 林業基盤の整備

森林経営管理制度による取組を推進することにより、私有林人工林における森林管理を促すとともに、市有林においては適期における伐採・再造林等を実施し、継続可能な森林資源の有効活用を図ります。

また、主要樹種である南部アカマツをはじめとする木材活用の推進を図るとともに、木質バイオマスエネルギーの活用に向け関係団体等との連携や環境整備に取り組めます。

併せて、継続的な森林資源が維持されるよう、林業の担い手育成の支援に努めます。

② 日本一の炭づくりの推進

木炭需要は、現代においても高いものがあり、G I 保護制度に基づく高品質な木炭であることを背景に、新たな販路の開拓等に努め、日本一の炭の里づくりの振興とその生産施設等の整備を図ります。

また、生産基盤強化のため、生産施設整備の支援を行うとともに、原木供給を行う



第4章 基礎戦略3

第2節 林業の振興

ため市有林の公売実施などにより経営安定を図るとともに、日本一の炭の里づくり推進協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、販路拡大、地産地消による消費拡大に努めます。

③ 特用林産物生産の振興

高齢化により、原木しいたけ生産者の生産活動にかかる負担が大きくなっていることから、担い手確保に向けた取組とともに、作業負担の軽減、収量の増加に向けた取組を継続し、経営の安定を目指します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、木材や特用林産物の地産地消に努める消費者としての役割を果たすことが期待されます。 ・森林所有者は、自身が持つ森林を適正に管理、運営することが期待されます。 ・森林組合は、森林所有者の森林経営や、共同施業による施業の効率化を図るためのアドバイザーとしての役割を果たすことが期待されます。 ・林業関係事業者は、製材端材や林地残材などを木質バイオマス燃料として加工・販売に努めるなど、安定した供給者としての役割を果たすことが期待されます。 ・生産者は、高品質な木炭及び特用林産物などの生産・安定供給の役割を果たすことが期待されます。
市の役割	・適切な森林経営のための計画策定や施業の支援に取り組みます。 ・林業の担い手の育成・確保のための研修機会の創出を図りながら、公共施設へのチップボイラー導入に努めるとともに、木質バイオマスエネルギー供給施設に対する支援を行うなど、木材の地産地消の推進と地域経済循環システムの創出に取り組みます。 ・生産施設・資材の整備・導入に対する支援など、引き続き経営安定対策に取り組みます。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
森林環境整備事業	市	手入れの行き届かない私有林人工林についての意向調査・事業者とのマッチング・施業等の支援を行う。
日本一の炭の里づくり構想推進支援事業	日本一の炭の里づくり構想推進協議会	木炭に係る広報活動及びイベント事業への支援を行う。
木炭生産施設整備事業	市（補助）	木炭生産施設の整備を支援する。
特用林産新規参入支援事業補助金	市（補助）	原木しいたけ生産への新規参入者のほだ木造成を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
未利用材活用量（m ³ ）	6,295	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,000
森林整備意向調査面積（ha）	0	300	400	400	400	400	-
木炭生産量（t）	587	600	600	600	600	600	600
原木乾しいたけ生産量（kg）	4,249	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
原木しいたけ生産新規参入者（人）	0	1	1	1	1	1	1





第3節 水産業の振興

1

現状と課題

- 市営魚市場の水揚げ量は、地球温暖化による海洋の環境変化や、魚食ブームによる諸外国の水揚げ増などの影響から減少傾向となっていますが、自然環境が主因となることから早急な改善は見込めない状況にあります。
このことから、安定的な漁業生産を確保し持続可能な水産業の振興に資するため、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を図る必要があります。
- 水産物の安定供給の基盤となる主要な漁港の整備を計画的に進めるとともに、既存漁港の施設機能の保全と強化を行い、施設全体の安全性及び生産性を確保する必要があります。
また、漁港、漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業活動等及び漁港の利用の増進のために漁業集落の環境整備をする必要があります。
- 内水面は、淡水魚類を対象とした漁業の場を主に、釣りをはじめとするレクリエーションの場として、自然と触れ合うための貴重な空間と位置付けられています。
しかし、内水面は海面と比べ資源量が少なく、採捕が容易であることから、資源が減少しています。また、これに加え、特定外来生物やカワウなど鳥類の被害もあり、これらの駆除や種苗の確保・養殖、稚魚の放流などの資源の保護・管理の強化が課題となっています。
- 市の水産業は、大半が外海に面しているという地理的特性から養殖が難しく、漁船漁業主体で発展してきました。
しかし、地球温暖化による海洋環境の変化や諸外国の漁獲量の増加などの影響から、近年の当市水揚げ量はピーク時と比べ大きく減少しており、水産業全体の経済も低調で推移している状況にあります。
また、漁業者の減少は、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化だけではなく、従来から言われている就業時に生じる初期投資額の負担感や漁労技術習得の難しさなど、将来に対する不安感の増大にも要因があると考えます。
- 久慈市営魚市場で水揚げされた水産物は、久慈市漁協が卸売人となり販売していますが、市場取扱量や買受人の減少に伴い、産地市場の価格形成力が低下しています。
また、水産物の産地流通過程において販売などの面での効率の悪さが指摘されており、更には、水産物の品質向上や規格化の面では他産地に比べて立ち遅れが見られるほか、水産物の衛生管理の面でもこれまでの取組が十分とは言えない状況にあることから、これらの取組についても早急な対応が必要です。
また、水産加工業を取り巻く近年の環境は、従事者の不足や高齢化の進展、漁獲量の減少に伴う原材料調達の不安定さ、消費ニーズの多様化と多様な食品の流通に伴う消費の落ち込みや他社との競争による価格の低設定化などによって、その経営は厳しい状況に置かれています。



2 施策の方向（目指す姿）

① つくり育てる漁業の推進

種苗、稚魚の放流を通じ水産資源の管理に努めるとともに、湾口防波堤の完成による将来の静穏域の活用を見据えて、計画的かつ安定的な生産が可能な養殖に係る試験や湾内の環境調査などを行います。

また、近年海洋環境の変化により海藻等が成育しづらい『磯焼け』が進んでおり、主要な水産物であるウニ、アワビの餌料にも影響を及ぼしていることから、関係機関と連携しながら対応をしていきます。

② 漁港漁村の整備

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境と漁港・漁場の水域環境の改善を図るために、漁港施設と漁業集落環境の整備に努めます。

③ 内水面漁業の振興

特定外来生物、鳥類などによる被害状況を把握し、広域連携による被害対策をすることで、河川の水環境保全に努めます。

また、種苗採捕、養殖、稚魚の放流を推進し、減少傾向にある資源の確保を図ります。

④ 担い手育成対策

魅力ある漁業経営の確立と新規就業者の支援体制の整備に努めるとともに、リーダーとなる人材の育成や高等学校における水産教育の充実など担い手の育成を推進します。

⑤ 水産物の水揚げ強化と販売力の向上

魚市場に高度な衛生管理手法を導入して、安全・安心な食材の供給体制とし、消費者から選ばれる産地を目指すとともに、市で水揚げされた魚介類のPRに努めます。

また、外来船誘致活動や魚類等の養殖の実施による水揚げ強化に取り組むとともに、水揚げされた新鮮な海産物や水産加工品の流通体系を構築し、消費者のニーズに合った商品の開発と販売促進の機会づくりを進めます。



第4章 基礎戦略3 第3節 水産業の振興

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・久慈市漁業協同組合は、生産者間の調整や技術・経営に関する支援、人材育成の役割を果たすことが期待されます。 ・久慈市漁業協同組合は、水産資源の管理、種苗・稚魚放流、養殖に係る試験などを継続して取り組むことが期待されます。 ・久慈川漁業協同組合は、サケなどの人工ふ化放流事業を継続して取り組むことが期待されます。 ・漁業者は、水産物の安定供給や生態系の保全などに積極的に取り組むことが期待されます。 ・事業者は、衛生管理の徹底、県外船の誘致、新商品開発、営業活動の強化、新規就業者の受入れや支援に取り組むことが期待されます。
市の役割	・漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境の向上を図ります。 ・鳥類などの被害の把握・周知と関連調査・支援などに努めます。 ・企業や漁業者などとの連携支援、情報発信、後継者の育成支援に努めます。 ・関係者の衛生管理に関する意識啓発やその推進に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
水産資源活用等支援事業	市（補助）	ウニの深淺移殖、給餌などの既存資源の活用や新たな水産資源の確保事業に支援する。
種苗放流事業	市（補助）	アワビやウニ種苗の放流事業に支援する。
ナマコ増殖事業	市（補助）	ナマコの増殖事業に支援する。
淡水魚増殖事業	市（補助）	アユやヤマメ、イワナの稚魚放流事業に支援する。
漁港施設基盤整備事業	県・市	外郭施設、係留施設などの漁港施設の整備や保全を行う。
漁業集落環境整備事業	市	漁業集落道、漁業集落排水施設などインフラ整備を行う。
漁場整備事業	県	増殖場などの漁場施設の整備を行う。
水揚強化活動支援事業補助金	市	外来船誘致活動に支援する。



5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
共販品取扱実績（千円）	302,452	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
久慈港水揚げ量（t）	7,113	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	5,400
淡水魚稚魚放流数(kg)（アユ、イワナ、ヤマメ）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	-
産業別就業人口に対する漁業就業者数の割合（%）	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09
巻き網誘致船水揚げ回数（回）	20	30	30	30	30	30	4





第4節 商工業等の振興

1

現状と課題

- 産業の集積が不十分な当地域においては、地域内から産業を育成する必要がある、意欲ある起業家や新分野への展開を目指す企業に対して、総合的な支援が必要とされています。
- 社会・経済状況の変化により、県立久慈病院の移転や郊外型大型店の立地等が進み、中心市街地では、歩行者の減少等により空き店舗が増加し、都市機能の低下及び空洞化が進みました。このため、第1期及び第2期中心市街地活性化基本計画に基づき、やませ土風館や憩いの空間（中町イベント広場、巽山公園、小鳩公園）、情報交流センター及び駅前交通広場等を整備し、中心市街地に新しい観光・交流拠点が形成されたことから、その事業効果を期待する事業者の新規出店が増えています。今後は、商店街の魅力を向上させることで、歩行者・自転車通行量の増加を図っていく必要があります。
- 当地域の経済状況は、度重なる自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほぼ全ての業種で低迷している状況にあることから、継続して商工業を取り巻く環境を改善する必要があります。
- 復興道路である三陸沿岸道路の開通により、物流などの企業活動が内陸部から沿岸部にシフトすることが見込まれ、このことを生かした企業誘致や産業の創出が期待されています。

また、多くの雇用を抱えている既立地事業のフォローアップ、特に人材育成への支援が求められています。

一方で当地域は、復興需要などにより事業所の採用意欲は高く推移してきているものの、有効求人倍率は県内の平均に比べて低い状況が続いており、今後、若者の県外流出や人口減少、少子高齢化などにより、十分な労働力が確保できないことが懸念されます。

労働力確保のためには、高卒新卒者の地元就職・定着や「雇用のミスマッチ」の解消、Kターンをする若者の確保に加えて、女性や高齢者などの就業の機会の確保をしていく必要があります。
- 平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、「長時間労働の是正」や「多様で柔軟な働き方の推進」が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、テレワークなど新たな働き方への対応が求められています。
- 地域内には、豊富な地域資源や、特色ある産業、高度な技術を持った企業などが存在していますが、地域経済を活性化させるため、資源の高付加価値化や新たな商品開発・技術開発に取り組むなど、さらなる地域資源の活用を図る必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、計画性があり、意欲のある起業家に対しては、「久慈・ふるさと創造基金」及び「起業・立地奨励補助金」を活用して資金面で積極的に支援するとともに、金融機関や商工会議所等と連携し、起業・創業を目指す人材の育成・支援に取り組み、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

② 中心市街地の活性化

中心市街地の賑わい創出の核となるやませ土風館・情報交流センター「YOMUNOSU」及び駅前交通広場を活用し、市の顔としての久慈駅前周辺の機能向上に努めます。

また、やませ土風館と情報交流センターとを連携させ、中心市街地全体の回遊性向上を図り、商店街への波及効果を促進します。

さらには、商工会議所などと連携し、個店や商店街の魅力向上を図るとともに、空き店舗対策やイベント支援などのソフト事業に取り組むことで、賑わいの源となる中心市街地の活性化に取り組みます。

③ 商工業の振興

市内の商工業を取り巻く環境は、度重なる自然災害からの復興途上にあるなか、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに厳しい経営を強いられている事業者が多く存在するため、今後も、国・県と協力しながら、各種支援策を積極的に活用すると共に、引き続き商工会議所とも連携し、経営・融資相談などの拡充に努めます。

④ 雇用機会の創出

企業誘致活動では、三陸沿岸道路の開通に合わせて立地を目指す企業や市内に少ない事務系の企業の誘致に取り組みます。

既立地企業のフォローアップでは、国の補助金などによるハード面の整備の支援のほか、人材育成などによるソフト面の支援を行い、企業活動の活性化を目指します。

雇用面では、キャリア教育の充実などによる地元就職者の確保を図るほか、相互友好協力協定を締結している岩手大学をはじめとする高等教育機関との連携等により、Kターンをする若者の確保、若年労働者の定着支援や女性や高齢者などの活躍の場の拡大を図ることで、必要な労働力の確保を目指します。

⑤ 働きやすい職場環境づくりの推進

「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てに優しい企業等認証・表彰制度」、「イクボス宣言」などの取組を活用した働きやすい職場環境づくりの推進を支援する



第4章 基礎戦略3

第4節 商工業等の振興

ことで企業の魅力向上に努め、若者や女性の雇用拡大を目指します。

⑥ 内発型産業の創出

市場の動向を十分見据え、事業者や起業者の持つアイデアを生かしながら、地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大などに対して、県や大学、関係機関などと連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、まちづくり活動やイベントなどへ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、商店街での消費活動を積極的に行うことが期待されます。 ・市民は、キャリア教育の取り組みや高卒新卒者の地元就職・定着、Kターンをする若者の確保への理解促進や、女性、高齢者などの社会進出を支えることで、地域全体で労働力の確保を図る役割を果たすことが期待されます。 ・事業者は、久慈商工会議所等と連携し、快適で魅力ある商店街づくりを行うことが期待されます。また、豊かな地域資源を活用した商品開発をすることで、新たな事業を展開し地域経済を活性化させるとともに、職場環境の充実や生産効率の向上による雇用の場を作る役割を果たすことが期待されます。 ・商工会議所は、「久慈・ふるさと創造基金」による融資、創業セミナーなどを行うことにより、起業家、既存事業者の新分野進出を支援する役割を担うことが期待されます。 ・商工会議所及び各金融機関は、市内中小企業者の経営相談や融資に係る個別相談を受けることで、企業の経営改善を促す役割が期待されます。 ・県や大学などの関係機関は、マーケットのニーズや事業者のシーズを把握しながら、新商品・新技術の開発を支援する役割が期待されます。
市の役割	・「久慈・ふるさと創造基金」による起業が促進されるよう、商工会議所と連携して支援に取り組み、また、「起業・立地奨励補助金」により、市内での起業を支援します。 ・やませ土風館及び情報交流センターの運営や、中心市街地の賑わい創出に係る取り組みに対して支援を行います。 ・中小企業振興資金融資に係る利子及び保証料の補助を行うなど、事業者がより有利な条件で融資を受けられるよう支援します。 ・既存企業の経営課題解決のための支援を行うとともに、新たな企業誘致に取り組み、雇用の場の確保に努めます。また、企業活動に必要な労働力の確保に向けた取組を行います。 ・事業者と関連機関と連携を図りながら、新商品・新技術の開発を支援し、新たな産業の創出を促進します。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
久慈・ふるさと創造基金運営費補助事業【再掲】	市、久慈商工会議所	起業や新商品開発等に係る資金融資事務（運営は久慈商工会議所）の運営費を支援する。
起業・立地奨励補助事業【再掲】	市（補助）	市内に起業・立地する際の家賃の一部を支援する。
空き店舗出店費補助事業	市（補助）	中心市街地に所在する空き店舗を活用し新規出店する際の改修費を補助する。
べっぴん夜市事業	市（補助）	中心市街地を会場に商業者の出店による夜市イベントに補助する。
空き店舗対策チャレンジショップ事業	市（補助）	新規開業者が空き店舗にチャレンジショップを開設する際の店舗賃借料を補助する。
企業立地促進事業	県、市	市内に工場等を整備する企業に対し支援を行う。
新卒者雇用支援奨励金交付事業	市	市内事業所に3年間及び6年間定着した高卒新卒者本人に対し奨励金を交付する。
Kターン若者雇用拡大奨励金交付事業	市	Kターンをした若者を雇用した市内事業所の事業主及びKターンをした若者本人に対し奨励金を交付する。
学校と地域を結ぶキャリア教育コーディネーター拠点構築事業	市、事業者、学校	学校における職場体験等、高等教育機関等からのインターンシップの受け入れ、事業所・学校のスキルアップ等を支援する。
Kターン希望者採用活動支援によるやりがいのある働く場確保事業	市、事業者	大学生、専門学校生の採用に係る事業者との情報共有や就職ガイダンス開催等の採用マッチング支援を行う。
販路拡大支援事業費補助金事業【再掲】	市（補助）	新商品等のPRに向けた展示会出店小間料を支援する。
研究機関等連携促進事業費補助事業	市（補助）	企業と研究機関等との共同研究を支援する。



第4章 基礎戦略3
第4節 商工業等の振興

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
久慈・ふるさと創造基金 利用件数（件）	1	1	1	1	1	1	1
起業・立地奨励補助金利 用件数（件）	0	1	1	1	1	1	1
久慈管内新規高卒者の管 内就職率（％）	42.8	43.8	44.3	44.8	45.3	45.8	45.8
やませ土風館・駅前複合 施設の利用者数（人）	745,534	900,000	904,000	908,000	912,000	916,000	940,000
中心市街地内の歩行者・ 自転車通行量（人）	3,458	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	3,700
研究機関との連携による 新商品・新技術の開発 （件）	0	1	1	1	1	1	1





第5節 観光の振興

1

現状と課題

- 市は、山・里・海の豊富な農産物や水産物を有し、季節ごとに豊かな地場産品を生産する地域です。また、郷土料理などの「食」、教育旅行における豊富な体験メニューなど、当地域でしか体験できない観光資源が多くあります。

しかし、市へのアクセスが不便なため、観光客の滞在期間・滞在時間が短いなど、観光による地域経済への波及効果が十分に発揮できない状況にあります。

そのため、当市へのアクセスや周遊性を高めるため二次交通の充実と、観光資源を活かした滞在・滞留型の観光を促すことが必要です。

- 豪華絢爛な手づくり山車と威勢の良い御輿による久慈秋まつりは、県北地方最大級のお祭りとして定着しています。また、北限の海女フェスティバル、平庭高原スキー場まつりや中心市街地での地場産品PRイベント等各地域の伝統や資源を活用したイベントが季節に応じて開催されています。

しかし、観光客数は減少傾向にあることから、季節ごとの魅力を発信するイベント開催と地場産品の情報発信により誘客に取り組む必要があります。

- 各観光施設などへの移動手段として、自家用車のほか、公共交通機関などが利用されています。しかし、それぞれの観光施設などを結ぶ公共交通機関が十分に整備されていないため、観光客の利便性に影響を与えています。

さらに、観光施設の老朽化が顕在化してきていることから適切な維持管理を行うとともに関係機関の管理する施設について修繕等の要望を行っていくことが必要です。

また、みちのく潮風トレイルではハイカーがそれぞれのルートを歩き、各地域の魅力を感じることができますが、路体管理や案内標識について、一層充実した整備が必要です。

三陸ジオパークに対する知名度が上がるにつれて、市のジオサイトへ訪れる方が増加していますが、市民への浸透を図るため様々な機会を活用し周知に努めるとともに、その価値や魅力をより一層感じていただくための説明板を設置し、理解・認識の向上につなげる取組が必要です。

- 市の観光資源にかかる情報発信は、観光パンフレットを中心に、ホームページ、テレビ、ラジオ、各種広告などに加えSNSを活用して行っています。

また、市内には観光サインや各種案内標識の整備により他の観光施設などへの回遊性を高める取組を行っています。

今後は、他地域の旅行会社をはじめ、当市のことを知らない方への積極的なPRを行い、誘客につなげるため旅行代理店に対する商談会や首都圏でのPRイベント等への参加を通して当市のPRを行う必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 総合産業としての観光の推進

観光産業は、地域内にある全ての産業に関する裾野の広い総合産業であるため、農林水産業、商工業などさまざまな業種との連携を図り、産業全体の振興に努めます。

また、各種体験・交流型の観光を推進することにより滞留性・周遊性を高めるための取組を行います。

② お祭り・イベントの充実

市では、久慈秋まつりをはじめ、地域に根ざし親しまれてきたさまざまなイベントが行われています。また、北限の海女フェスティバル、平庭高原スキー場まつりや中心市街地での地場産品PRイベント等、季節ごとの魅力や地域資源を活かしたイベントが開催されています。これら伝統を守りながら、観光客が「また来たい」と感じる取組や、各イベントの魅力向上・支援に取り組み、まちの賑わいと市民の一体感の醸成に努めます。

③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進

観光客の利便性向上のため、観光拠点を結ぶ2次交通手段の整備に努めるなど、市における観光の利便性向上に取り組みます。

また、観光施設の適切な維持管理について、関係機関と連携して取り組みます。

三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなど、利用者が安全・安心して利用できるようルートや施設の維持管理のほか、説明板や案内標識の設置、誘客のための情報発信などに努めます。

三陸沿岸道路の整備に伴い、観光客の行動ルートが大きく変化することが見込まれることから、隣接町村の観光関係者との情報共有を図り、広域圏内の観光施設、観光資源、各地域の「食」など、それぞれの魅力を組み合わせた観光ルートを設定し、地域全体の観光力向上に努めます。

④ 情報発信の強化

観光客にとって魅力を感じる情報発信や、多言語や絵文字を活用した外国人観光客向けの観光サインなどの充実に努めるとともに、広域町村を含めた回遊性向上や、地域経済の活性化を見据えた観光情報の発信を推進します。

また、旅行代理店に対する商談会や、各種観光キャンペーンに参加し、市の魅力をPRし誘客に努めます。



3

施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	・市民は、おもてなし意識の向上やクチコミによる市の魅力を伝える役割が期待されます。 ・市民や地域は、さまざまな祭事などに取り組むことで市民の一体感を醸成する役割が期待されます。 ・市民や地域団体は、自然景観・環境に配慮した活動が期待されます。 ・事業者は、異業種との連携を含め、魅力ある商品開発と情報発信を実施することが期待されます。
市の役割	・観光客の滞留性を高めるための取り組みに加え、リピーターの増加、地域経済への波及効果の増加に努めます。 ・地域や関係団体などと一体となって、市の地域特性を生かした観光イベントの実施に努めます。 ・環境・施設整備を図り、観光客やみちのく潮風トレイルなどの利用者の満足度向上に努め、リピーターなど、交流人口の拡大に取り組みます。 ・観光客が安心して快適な観光をできるよう環境整備に取り組みます。

4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
紹介宣伝事業	市	観光情報の紹介宣伝活動により、当市への観光客の誘客につなげる取り組みを行う。
ロケツアーリズム推進事業【再掲】	市	ロケツアーリズムの推進により当市の魅力を効果的に発信する。
手づくり山車製作費補助事業	市（補助）	手づくり山車を所有する団体に支援する。
市街地活性化促進事業	久慈市街なか連携観光誘客推進協議会	観光客の二次交通対策として、市内の周遊プランを実施します。
外国人観光客誘客事業	市	外国人観光客受入れに向けた誘客活動等を行う。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
久慈市の観光客数(人)	618,810	630,000	642,000	654,000	667,000	680,000	1,390,000
秋まつり観光客数（人）	101,500	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	105,000
周遊プラン利用実績（人）	182	190	200	200	200	200	300





久慈市総合計画

【付属資料】
統計資料等

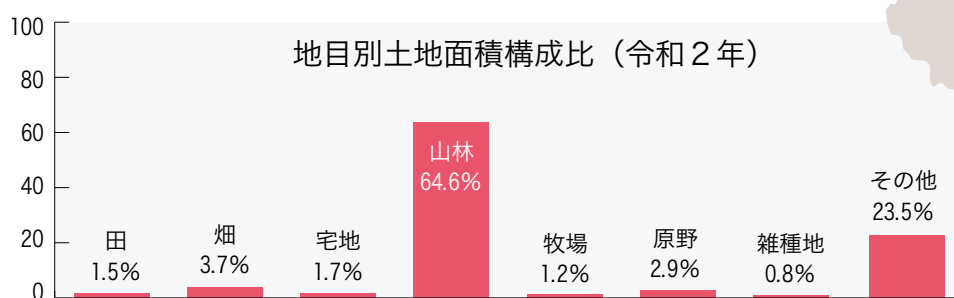
●久慈市の位置

區 分	極 北	極 南	極 東	極 西
緯度經度	北緯 40°17′	北緯 40°00′	東經 141°52′	東經 141°27′
距 離	南北 32.06km		東西 35.80km	
面 積	623.50km ²			

資料：国土交通省国土地理院

注 面積は平成26年10月1日現在で国土地理院が面積計測方法の変更をした後の数値

●地目別土地面積の推移

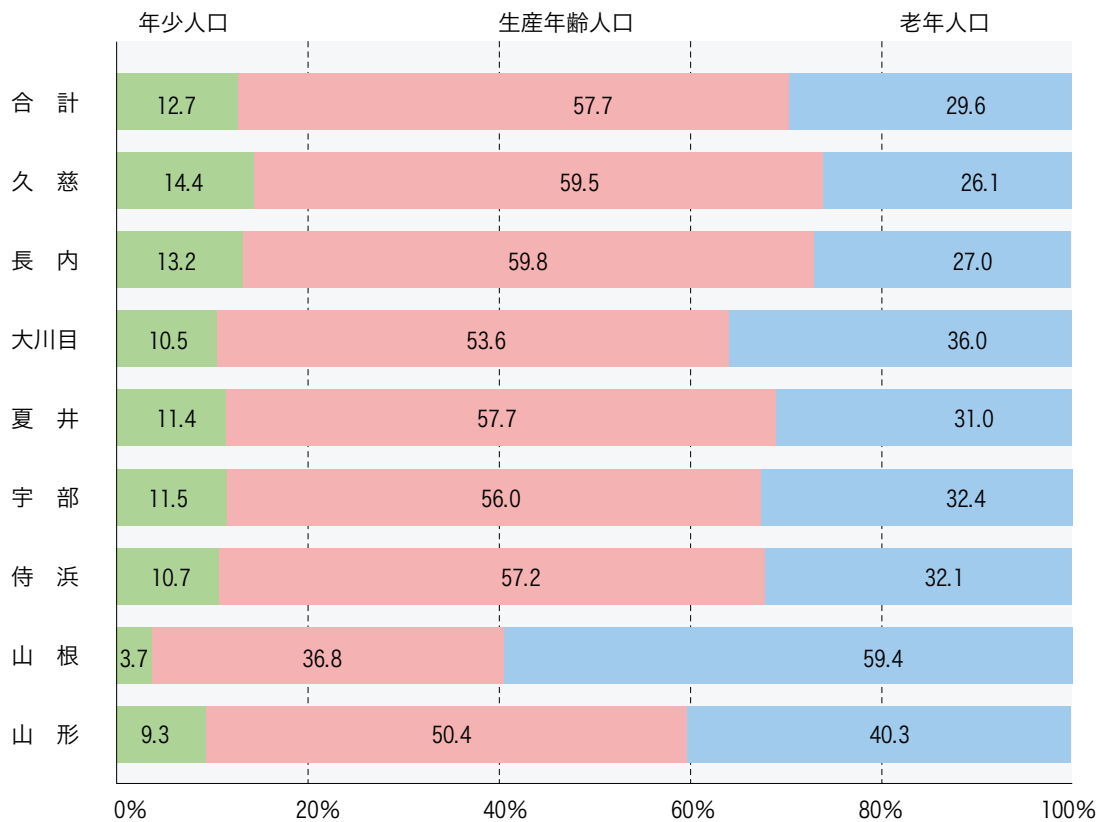
(各年1月1日現在 単位:m²、%)

地 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年
総 地 積	623,500,000	623,500,000	623,500,000	623,500,000	623,500,000
田	9,923,453	9,786,577	9,659,974	9,597,897	9,528,134
構成比	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%
畑	23,727,844	23,601,495	23,431,805	23,417,096	23,208,770
構成比	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.7%
宅 地	10,378,129	10,407,658	10,486,287	10,491,037	10,666,490
構成比	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
鉱 泉 地	71	71	71	71	71
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
池 沼	8,526	8,043	8,043	8,043	8,043
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
山 林	404,568,790	403,901,784	403,190,390	403,186,863	402,940,537
構成比	64.9%	64.8%	64.7%	64.7%	64.6%
牧 場	7,511,156	7,511,156	7,511,156	7,511,156	7,511,156
構成比	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
原 野	18,094,294	18,018,568	17,947,126	17,932,411	17,923,906
構成比	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
雑 種 地	4,610,850	4,679,635	4,943,039	5,004,015	5,290,007
構成比	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
そ の 他	144,676,887	145,585,013	146,322,109	146,351,411	146,422,886
構成比	23.2%	23.3%	23.5%	23.5%	23.5%

資料：市税務課「固定資産概要調書」



●旧町村別、年齢3区分別人口



(平成27年10月1日現在 単位：人、%)

区 分	総 数	年少人口 (14歳以下)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人 数	構 成 比	人 数	構 成 比	人 数	構 成 比
合 計	35,642	4,505	12.7	20,544	57.7	10,527	29.6
久 慈	13,497	1,931	14.4	8,000	59.5	3,514	26.1
長 内	9,043	1,193	13.2	5,402	59.8	2,434	27.0
大川目	2,435	255	10.5	1,304	53.6	876	36.0
夏 井	2,462	280	11.4	1,420	57.7	762	31.0
宇 部	3,079	355	11.5	1,725	56.0	999	32.4
侍 浜	2,278	244	10.7	1,302	57.2	732	32.1
山 根	323	12	3.7	119	36.8	192	59.4
山 形	2,525	235	9.3	1,272	50.4	1,018	40.3

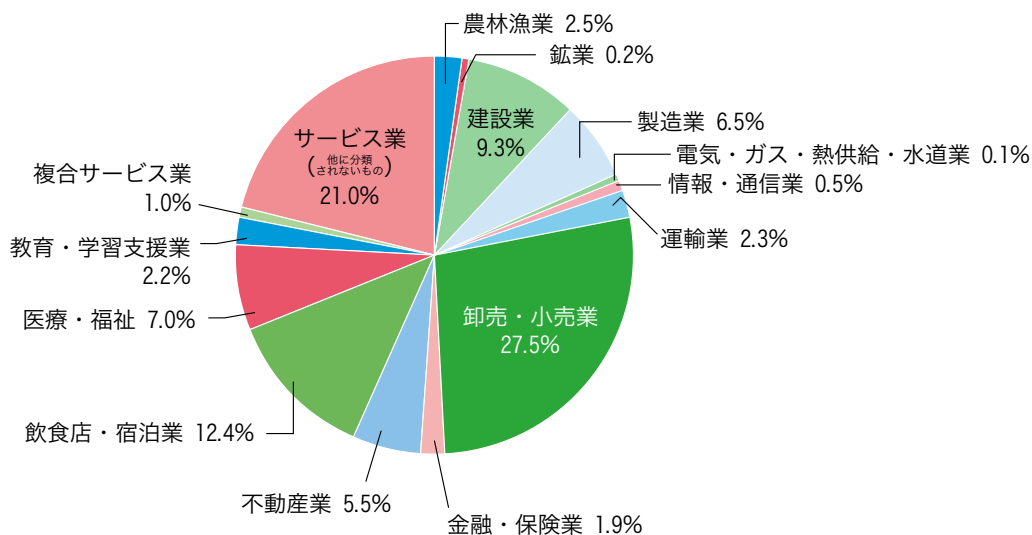
資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

※年齢3区分別人口は年齢不詳者を計上していないため、総数と一致しない場合があります。



●産業大分類別事業所数・従業者数

事業所数構成比



(平成28年7月1日現在 単位:事業所、人、%)

平成26年	事業所数	構成比	従業者数	構成比
全産業	1,848	100.0	14,484	100.0
第1次産業	46	2.5	464	3.2
農林漁業	46	2.5	464	3.2
第2次産業	296	16.0	4,944	34.1
鉱業	4	0.2	30	0.2
建設業	171	9.3	2,246	15.5
製造業	121	6.5	2,668	18.4
第3次産業	1,506	81.5	9,076	62.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	39	0.3
情報・通信業	10	0.5	26	0.2
運輸業	42	2.3	650	4.5
卸売・小売業	508	27.5	2,777	19.2
金融・保険業	36	1.9	252	1.7
不動産業	102	5.5	219	1.5
飲食店・宿泊業	229	12.4	1,046	7.2
医療・福祉	130	7.0	1,900	13.1
教育・学習支援業	40	2.2	136	0.9
複合サービス業	19	1.0	242	1.7
サービス業 (他に分類されないもの)	389	21.0	1,789	12.4
公務 (他に分類されないもの)	-	-	-	-

資料：総務省統計局「経済センサス-基礎調査」

● 専業・兼業別農家数の推移

(各年2月1日現在 単位：戸)

			平成17年	平成22年	平成27年
総農家数			1,852	1,689	1,360
販売農家	計		1,017	850	637
	専業農家		277	271	224
	兼業農家	計	740	579	413
		第1種	121	79	82
		第2種	619	500	331
自給の農家			835	839	723

資料：農林水産省「農林業センサス」「農業センサス」

注1 「販売農家」とは、経営耕地面積30a以上、又は年間農産物販売金額50万円以上の農家です。

2 「兼業農家」とは、世帯員の中で年間30日以上他に雇われた者のいる農家、又は農業以外の自営業によって年間15万円以上の販売金額のあった農家です。

3 「第1種兼業農家」は農業所得を主とし、「第2種兼業農家」は農業所得を従とする農家です。

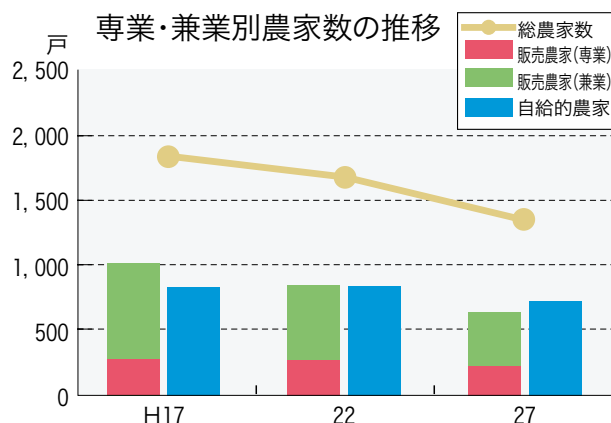
4 数値は、旧市村を合算した計数値です。

● 農業産出額の推移

(単位：千万円)

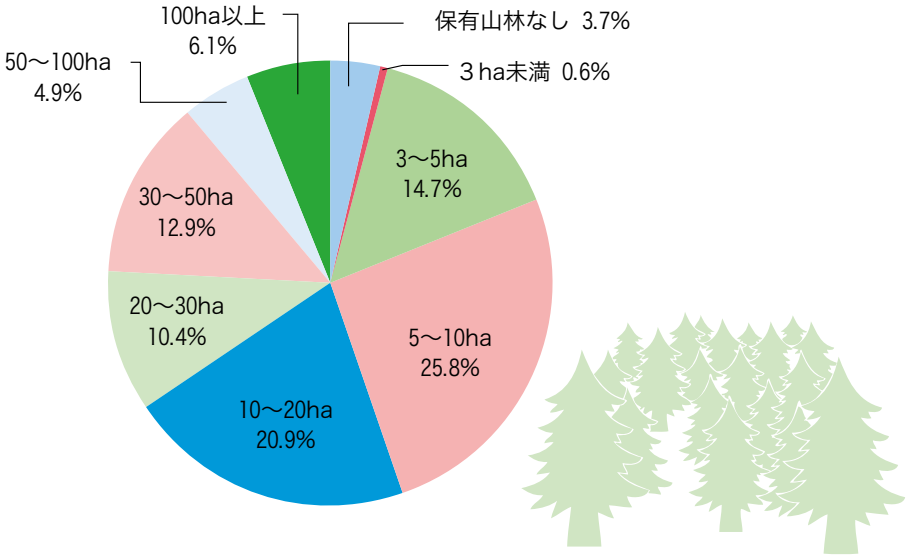
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
計		560	581	612	650	624
耕 種	小 計	59	60	65	65	70
	うち、米	26	26	29	29	31
	うち、野菜	24	25	50	26	28
	うち、果実	6	6	3	7	9
畜 産	小 計	501	521	547	585	554
	うち、肉用牛	76	82	97	94	96
	うち、乳用牛	58	60	63	64	64
	うち、豚	X	X	X	X	X
	うち、鶏	140	142	150	162	157
加工農産物		0	0	0	0	0

資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」



●保有山林面積規模別林業経営体数

保有山林面積規模別林業経営体数構成比

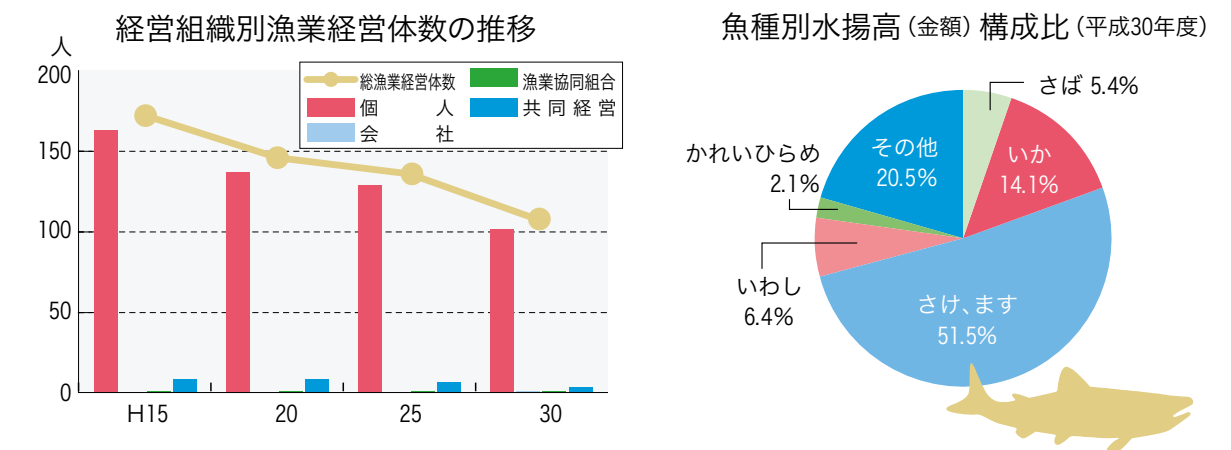


(平成27年2月1日現在 単位：経営体、%)

	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
林業経営体数	163	6	1	24	42	34	17	21	8	10
構成比	100.0	3.7	0.6	14.7	25.8	20.9	10.4	12.9	4.9	6.1

資料：農林水産省「農林業センサス」「農業センサス」





●経営組織別漁業経営体数の推移

(各年11月1日現在 単位：人)

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
計	171	145	135	106
個人	162	136	128	101
会社	-	-	-	1
漁業協同組合	1	1	1	1
漁業生産組合	-	-	-	-
共同経営	8	8	6	3
その他	-	-	-	-

資料：農林水産省「漁業センサス」

●市営魚市場の魚種別水揚げ高の推移

(単位：t・千円(税込))

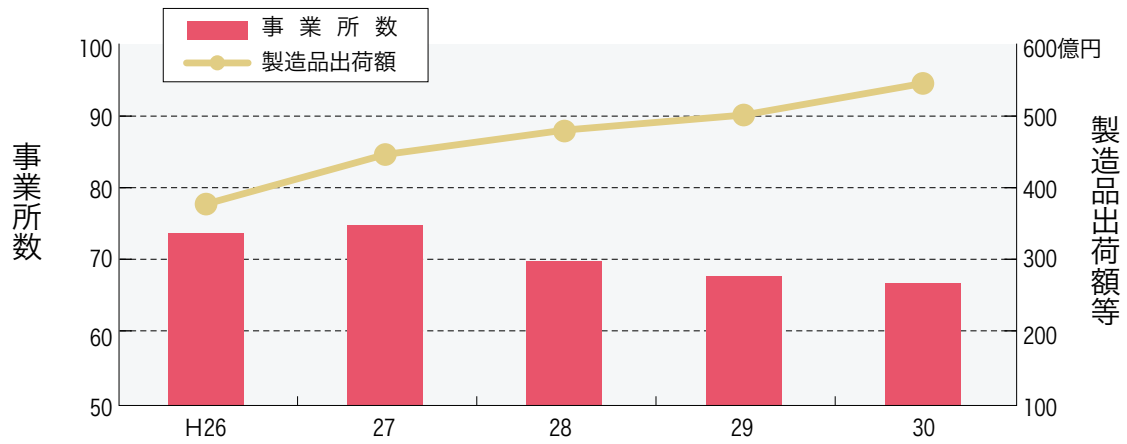
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	数量	10,560	6,714	5,329	5,628	7,403
	金額	2,747,792	1,933,218	2,189,022	2,214,502	1,863,162
さば	数量	841	1,198	1,341	740	1,103
	金額	63,223	67,012	85,343	47,209	101,061
いか	数量	3,840	1,308	987	996	437
	金額	1,256,537	444,008	582,590	603,710	262,857
さんま	数量	2,072	218	132	0	0
	金額	184,995	44,361	26,043	15	0
さけ、ます	数量	1,745	1,582	1,398	1,023	1,534
	金額	869,533	934,285	1,065,808	985,967	959,379
いわし	数量	400	854	84	826	2,710
	金額	15,126	32,334	2,609	31,652	118,999
かれい、ひらめ	数量	90	64	69	54	59
	金額	57,632	45,196	52,579	42,843	39,436
その他	数量	1,573	1,491	1,319	1,990	1,557
	金額	300,112	366,022	374,048	503,106	381,426

資料：市林業水産課（市営魚市場）

注 数値は、単位未満四捨五入のため、合計と合わない場合があります。



●事業所数等の推移（従業員4人以上の事業所）



(単位：事業所・人・万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数（従業員4人以上）	74	75	70	68	67
従 業 者 数	2,499	2,301	2,421	2,394	2,414
現 金 給 与 総 額	583,348	577,982	616,245	609,403	636,011
原 材 料 使 用 額 等	2,303,591	2,986,203	3,237,399	3,437,121	3,905,815
製 造 品 出 荷 額 等	3,802,990	4,489,381	4,834,370	5,036,175	5,482,790
粗 付 加 価 値 額	1,408,855	1,407,569	1,516,216	1,528,455	1,465,840

資料：岩手県「岩手県の工業」





製 造 業



●産業中分類、従業員規模別、経営組織別内訳（従業員４人以上の事業所）

（平成30年12月31日現在 単位：事業所・人・万円）

区 分	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	粗付加価値額
合 計	67	2,414	636,011	3,904,815	5,482,790	1,465,840
食 料 品	18	976	225,035	1,858,719	2,618,383	706,745
飲 料・飼 料	3	36	12,014	14,811	31,421	14,635
織 維	11	438	76,732	72,853	194,474	112,861
木 材	12	149	37,794	166,621	270,658	96,330
家 具	1	7	X	X	X	X
パ ル プ・紙	-	-	-	-	-	-
印 刷	3	28	8,572	6,976	26,663	18,228
化 学	-	-	-	-	-	-
石 油	1	10	X	X	X	X
プ ラ ス チ ッ ク	-	-	-	-	-	-
ゴ ム	-	-	-	-	-	-
皮 革	-	-	-	-	-	-
窯 業	5	210	77,207	342,960	613,818	251,113
鉄 鋼	-	-	-	-	-	-
非 鉄	-	-	-	-	-	-
金 属	4	31	11,893	10,054	38,233	26,092
は ん 用	-	-	-	-	-	-
生 産 用	-	-	-	-	-	-
業 務 用	-	-	-	-	-	-
電 子	1	145	X	X	X	X
電 気	2	53	X	X	X	X
情 報	1	79	X	X	X	X
輸 送	3	170	81,056	1,260,521	1,336,457	X
そ の 他	2	82	X	X	X	68,261
4～9人	19	126	36,947	328,259	457,825	119,223
10～19人	17	233	59,918	201,151	338,847	127,494
20～29人	11	272	66,588	227,794	420,066	178,030
30～49人	9	340	59,171	121,290	235,207	105,954
50～99人	8	616	167,787	1,331,050	1,568,554	218,336
100～199人	2	278	X	X	X	X
200～299人	-	-	-	-	-	-
300～499人	-	-	-	-	-	-
500～999人	1	549	X	X	X	X
1,000人以上	-	-	-	-	-	-

資料：岩手県「岩手県の工業」

第1章
序 論

第2章
基本構想

序 章
SDGsの取組

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

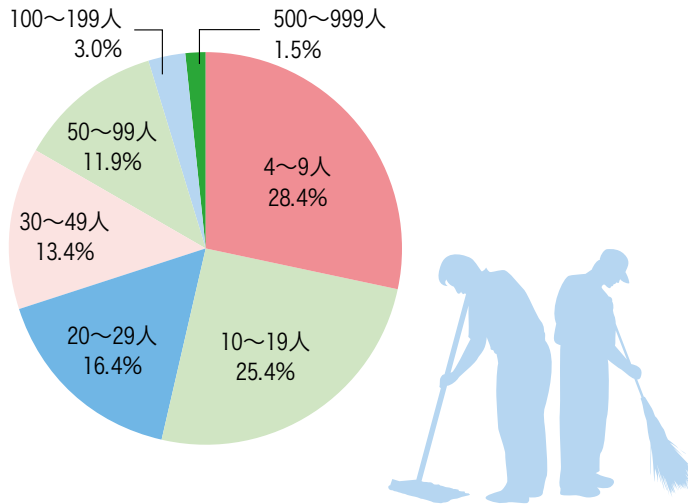
第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付 属 資 料



従業者規模別事業所数構成比
(平成30年)



●工業用地及び工業用水の推移（従業員30人以上の事業所）

（各年6月1日現在 単位：事業所・㎡・㎥）

区 分				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
事業所数（従業員30人以上）				21	22	21	20	
工業用地(㎡)	事業所敷地面積			373,653	391,017	415,845	400,031	
工業用水 (㎡)	1日 当たり 水源別 用水量	淡水	公共水道	工業用水道	－	－	－	－
				上水道	218	X	X	X
			井戸水	2,200	X	X	X	
			その他の淡水	－	－	－	－	
			計	2,418	2,515	3,264	3,253	

資料：岩手県「岩手県の工業」

●卸売、小売業の商店数・従業者数・年間販売額等の推移

区 分		平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
合 計	事 業 所 数 (店)	601	595	442	458	508
	従 業 者 数 (人)	3,034	3,158	2,371	2,365	2,777
	年間商品販売額 (万円)	5,981,880	(未調査)	4,675,800	5,715,900	6,161,600
卸売業	事 業 所 数 (店)	89	89	68	74	97
	従 業 者 数 (人)	456	440	320	511	434
	年間商品販売額 (万円)	1,884,332	(未調査)	1,177,000	2,295,100	2,045,100
小売業	事 業 所 数 (店)	512	506	374	384	411
	従 業 者 数 (人)	2,578	2,718	2,051	1,854	2,343
	年間商品販売額 (万円)	4,097,548	(未調査)	3,498,800	3,420,700	4,116,500

資料：「岩手県 商業統計調査報告書」、「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」

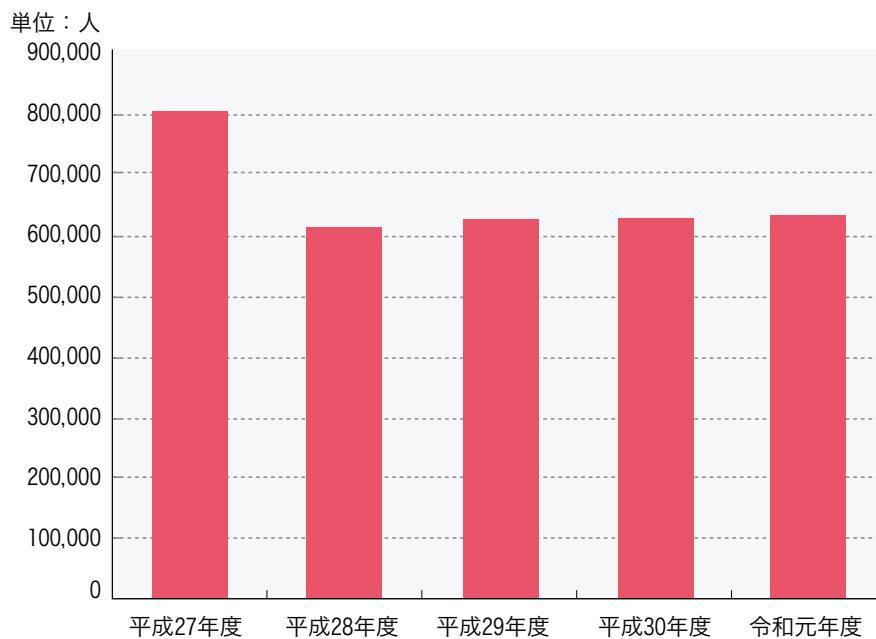
注 1 平成19年及び平成28年は6月1日現在、平成21年及び平成26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在

注 2 「X」表記は事業所の秘密保護のための秘匿措置です。なお、秘匿した数値は合計値に含まれています。



●観光客入込客数

観光客入込数の推移



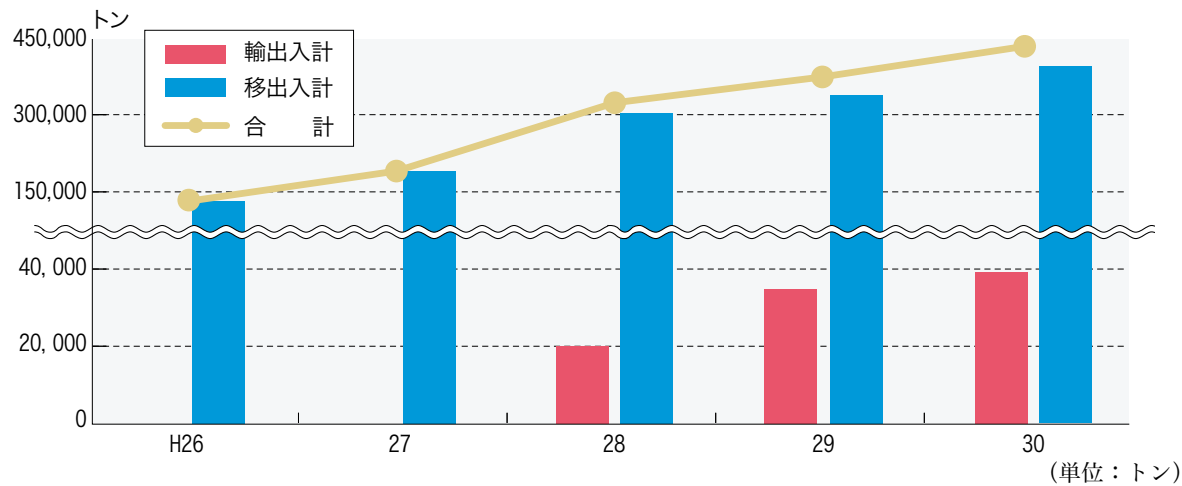
(単位：人・回)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
802,109	611,467	624,465	626,659	630,769

資料：岩手県「岩手県観光統計概要」



●久慈港品目別輸移出入の推移



区 分			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
輸出入	輸 出	水					149
		輸 出 計	0	0	0	0	149
	輸 入	そ の 他 林 産 品			20,010	30,599	39,318
		電 気 機 械			260	4,486	0
		輸 入 計	0	0	20,270	35,085	39,318
	輸 出 入 計		0	0	20,270	35,085	39,467
移出入	移 出	原 木	4,695	10,574	18,015	23,539	28,833
		木 材 チ ッ プ	23,871	17,466	12,554	12,063	10,285
		砂 利 ・ 砂				5,290	1,100
		非 金 属 鉱 物	14,150	55,484	93,067	96,225	127,853
		鋼 材			556		
		その他輸送機械	27,331	36,256	37,490	33,199	39,170
		窯 業 品			15,766	45,502	32,819
		重 油	1,500	794	846	893	708
		水	2,799	1,967	3,009	2,428	3,354
		移 出 計	74,346	122,541	181,303	219,139	244,122
	移 入	水 産 品	9,249	6,310	4,845	4,390	7,254
		木 材 チ ッ プ			5,217	3,452	
		そ の 他 木 材			9,691		1,071
		砂 利 ・ 砂	11,532	9,065	9,465	35,960	63,945
		石 材			46,271	41,764	25,213
		非 金 属 鉱 物					11,060
		鋼 材	26,067	43,025	40,133	29,231	37,937
		その他輸送用車両			58		
		電 気 機 械		474			
		窯 業 品			310		
		重 油	150				
		移 入 計	46,998	58,874	115,990	114,797	146,480
		移 出 入 計		121,344	181,415	297,293	333,936
合 計		121,344	181,415	317,563	369,021	430,069	

資料：岩手県「岩手県港湾統計年報」



市民の経済



●市民所得主要統計

(単位：人・千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 口	35,506	35,642	35,147	34,544
市民1人あたり市民所得	2,636	2,689	2,696	2,805

資料：岩手県「平成29年度 岩手県市町村民経済計算年報」

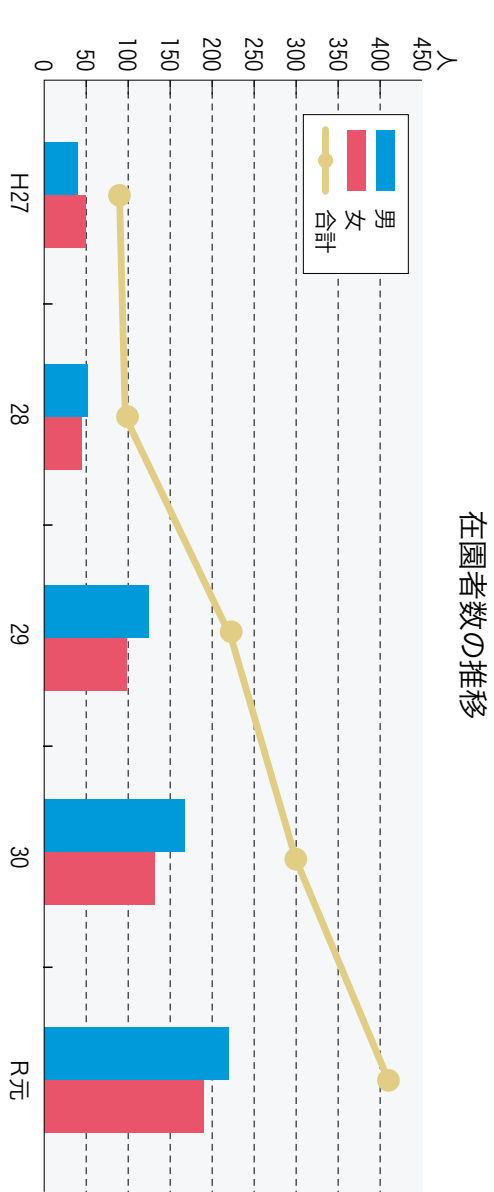
●産業別市内総生産

(単位：百万円・%)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対前年度 増加率		対前年度 増加率		対前年度 増加率		対前年度 増加率
市 内 総生産	124,972	7.8%	127,118	1.7%	128,151	0.8%	128,956	0.6%
第1次 産 業	5,013	9.9%	5,867	17.0%	5,937	1.2%	5,922	-0.3%
第2次 産 業	36,872	23.1%	37,564	1.9%	39,364	4.8%	39,561	0.5%
第3次 産 業	81,850	1.6%	82,718	1.1%	82,263	-0.6%	82,715	0.5%
輸入品に 課される 税・関税	2,108	43.6%	2,091	-0.8%	1,837	-12.1%	2,027	10.3%
(控除) 総資本形 成に係る 消費税	871	28.5%	1,122	28.8%	1,251	11.5%	1,268	1.4%

資料：岩手県「平成29年度 岩手県市町村民経済計算年報」

● 幼保連携型認定こども園の概況

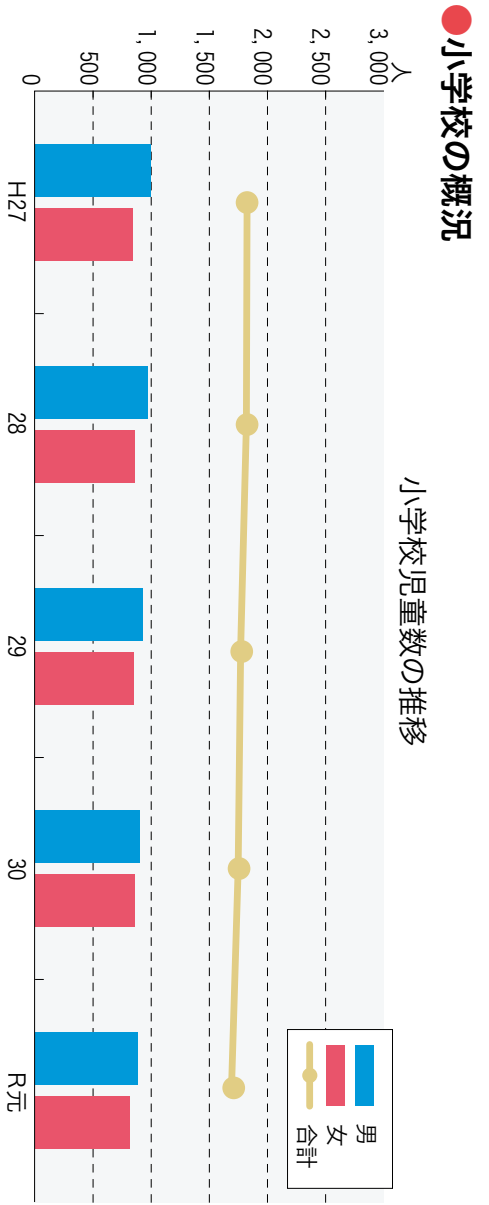


(各年5月1日現在 単位：園・人)

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
園数	計	1	1	3	4	5
	合計	91	98	226	304	416
	男	41	53	126	170	223
	女	50	45	100	134	193
0歳児	男	-	5	11	6	4
	女	-	1	6	6	8
1歳児	男	-	4	15	23	32
	女	-	4	9	19	23
2歳児	男	-	5	15	27	37
	女	-	3	18	21	26
3歳児	男	12	14	29	36	55
	女	19	10	22	37	50
4歳児	男	9	12	30	35	47
	女	12	16	20	25	53
5歳児	男	20	13	26	43	48
	女	19	11	25	26	33
教員数 (本務者)	男	-	-	3	6	6
	女	10	14	43	46	64
職員数 (本務者)	男	-	-	1	2	6
	女	2	1	7	10	17

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

※平成27年度分は、幼稚園の概況の値（平成27年度まで市内のこども園は0件、平成28年度以降市内の幼稚園は0件）

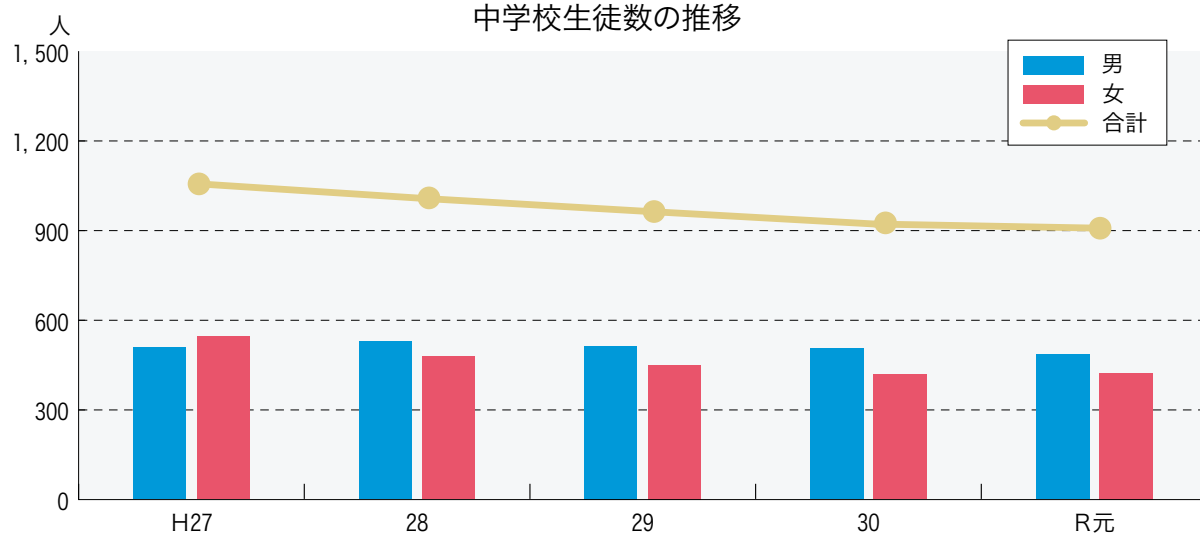


区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数	計	15	15	15	14	14
	本 校	15	15	15	14	14
学級数	分 校	-	-	-	-	-
	計	111	109	105	109	112
	単 式 学 級	82	79	76	77	77
	複 式 学 級	14	15	15	14	13
	特別支援学級	15	15	14	18	22
児童数	合 計	1,837	1,831	1,782	1,760	1,702
	男	999	971	932	905	886
	女	838	860	850	855	816
	1 学年	142	149	148	132	154
	女	136	158	139	157	109
	男	178	142	146	147	132
児童数	2 学年	127	137	158	137	154
	女	168	176	140	146	146
	男	146	125	141	157	135
	3 学年	154	172	173	139	146
	女	146	144	124	138	156
	男	178	155	170	175	137
児童数	5 学年	150	146	143	124	137
	女	179	177	155	166	171
	男	133	150	145	142	125
児童数	6 学年	3	73	71	72	68
	女	2	115	107	105	115
	男	19	20	19	17	17
児童数	職 (本 務 者)	12	10	9	11	9
	女					
	男					
児童数	教 員 数 (本 務 者)	3	73	71	72	68
	女					
	男					
児童数	職 (本 務 者)	19	20	19	17	17
	女					
	男					

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

●中学校の概況

中学校生徒数の推移

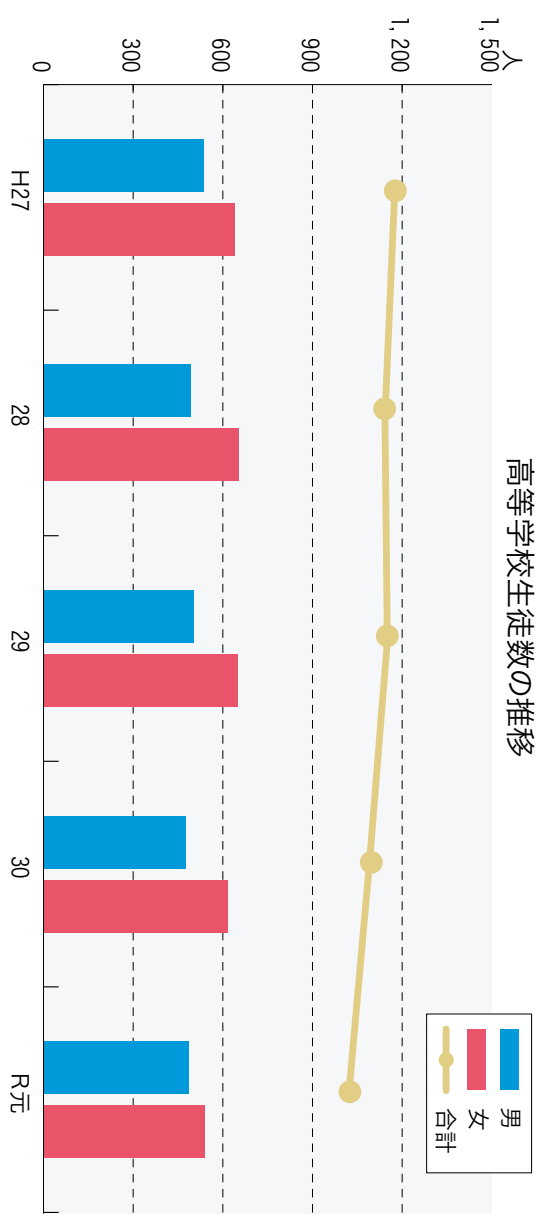


(各年5月1日現在 単位：校・学級・人)

区 分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学 校 数	計		8	8	8	8	8
	本	校	8	8	8	8	8
	分	校	－	－	－	－	－
学 級 数	計		46	49	50	52	49
	単 式 学 級		40	40	39	40	40
	複 式 学 級		－	－	－	－	－
	特別支援学級		6	9	11	12	9
生 徒 数	合 計	計	1,059	1,010	966	924	910
		男	511	529	515	506	486
		女	548	481	451	418	424
	1 学 年	男	158	180	179	152	160
		女	175	132	144	145	139
	2 学 年	男	189	158	179	175	151
		女	173	175	132	143	143
	3 学 年	男	164	191	157	179	175
		女	200	174	175	130	142
	教 員 数 (本 務 者)	男	75	72	71	71	70
女		57	58	55	54	53	
職 員 数 (本 務 者)	男	12	11	10	12	11	
	女	7	8	10	7	8	

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

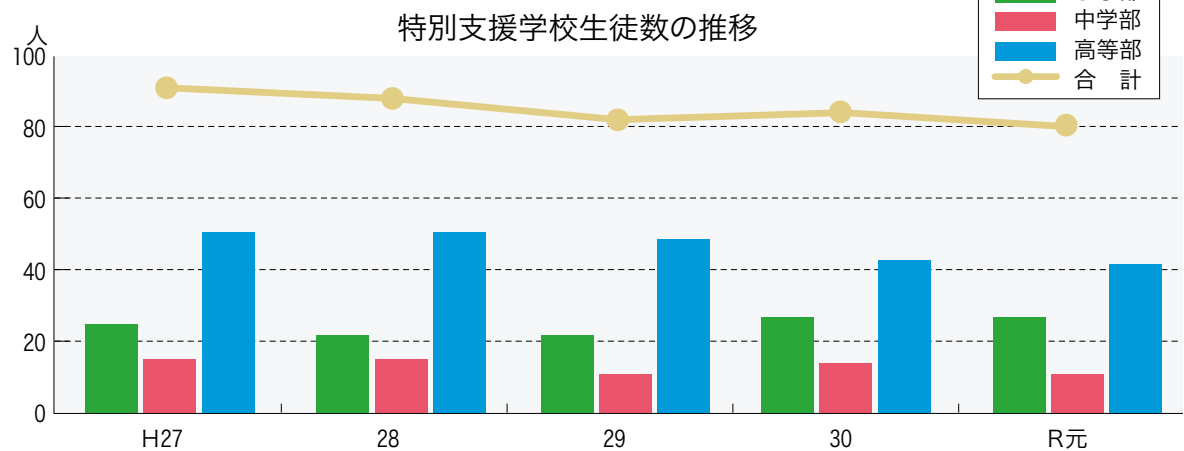
●高等学校の概況



区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数	計	3	3	3	3	3
	全 日 時 制	2	2	2	2	2
生徒数	合 計	1	1	1	1	1
		1,179	1,146	1,154	1,093	1,025
		538	492	503	475	485
		641	654	651	618	540
		1,122	1,097	1,102	1,047	978
		165	153	169	140	162
	全日制 (本科)	212	221	196	185	142
		157	164	151	165	140
		196	210	217	191	182
		184	154	161	149	162
		208	195	208	217	190
		57	49	52	46	47
生徒数	定時制 (本科)	10	3	5	5	6
		12	9	7	7	15
		7	10	6	7	7
		6	12	10	7	5
		14	6	9	6	7
		5	6	12	9	6
生徒数	4 学年	1	2	2	3	1
		2	1	1	2	0
		76	72	74	68	70
		36	36	36	39	36
		14	15	14	13	13
		7	6	7	8	8

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

●特別支援学校の概況



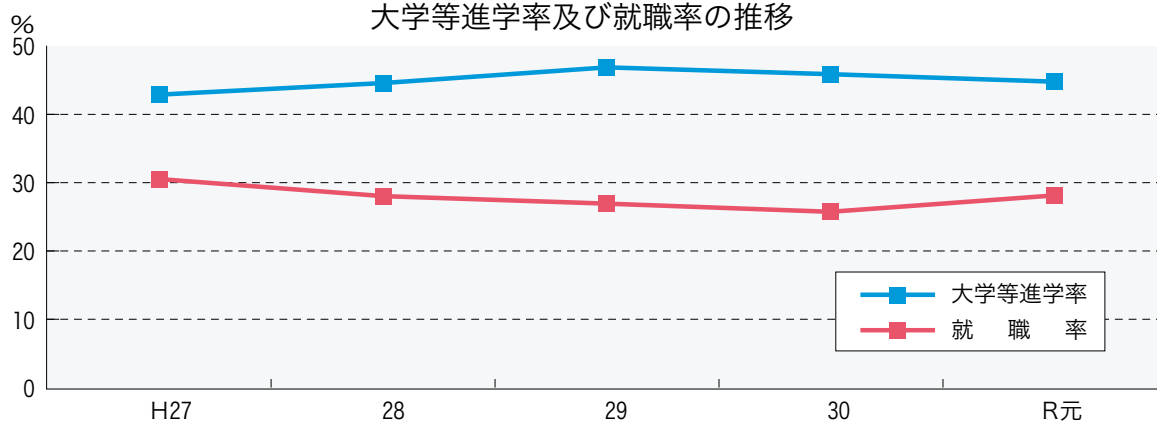
(各年5月1日現在 単位：校・学級・人)

区分				平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学 校 数				1	1	1	1	1
学 級 数	計			19	22	20	22	21
	小 学 部	単 式		5	7	5	7	7
		複 式		2	1	2	2	2
	中 学 部	単 式		4	5	4	3	4
		複 式		-	-	-	1	-
	高 等 部	単 式		7	8	7	7	7
		複 式		1	1	2	2	1
児 童 ・ 生 徒 数	計			91	88	82	84	80
	小 学 部 (学 年)	計		25	22	22	27	27
		1		9	1	2	9	3
		2		2	9	1	2	9
		3		2	3	8	1	2
		4		5	2	3	9	1
		5		2	5	3	3	9
		6		5	2	5	3	3
	中 学 部 (学 年)	計		15	15	11	14	11
		1		3	6	2	6	3
		2		6	3	6	2	6
		3		6	6	3	6	2
	高 等 部 (学 年)	計		51	51	49	43	42
		1		16	17	18	9	15
		2		18	16	16	18	9
		3		17	18	15	16	18
教 員 数 (本 務 者)	男			16	17	20	16	16
	女			36	39	38	39	37
職 員 数 (本 務 者)	男			14	12	13	16	15
	女			13	15	13	11	11

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

●高等学校卒業者の卒業後の状況

大学等進学率及び就職率の推移

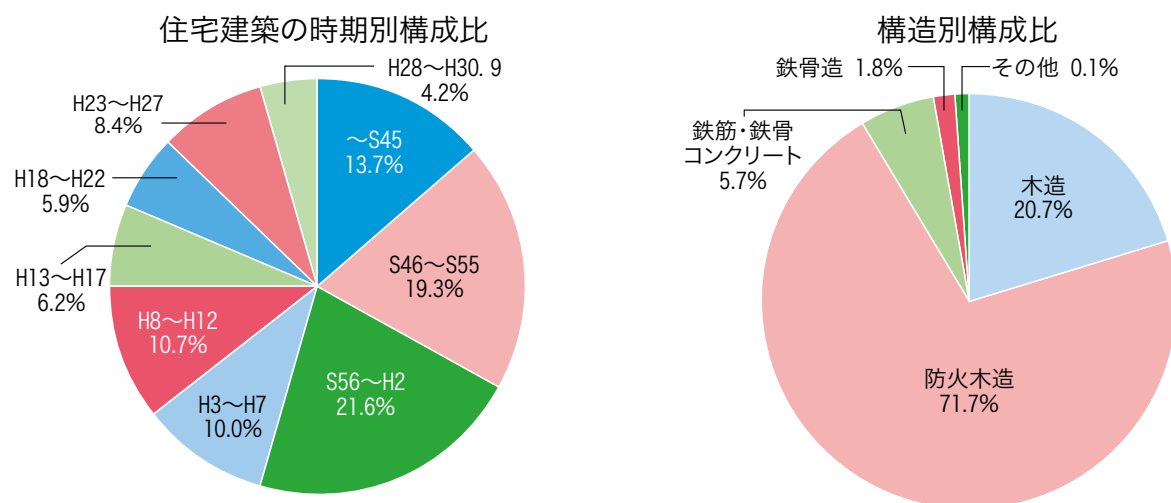


(各年5月1日現在 単位:人・%)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
合 計 (卒業者総数)	計	386	405	355	387	379
	男	180	194	157	169	156
	女	206	211	198	218	223
大 学 等 進 学 者	計	166	181	167	178	170
	男	78	84	75	86	60
	女	88	97	92	92	110
専 修 学 校 (専門課程) 進 学 者	計	82	95	73	98	86
	男	31	41	25	34	32
	女	51	54	48	64	54
専修学校（一般過程） 等入学者・公共職業能力 開発施設等入学者	計	14	12	18	8	11
	男	10	12	15	6	10
	女	4	0	3	2	1
就 職 者	計	118	114	96	100	107
	男	59	55	42	41	51
	女	59	59	54	59	56
一 時 的 な 仕 事 に 就 い た 者	計	2	0	1	1	0
	男	0	0	0	0	0
	女	2	0	1	1	0
上記以外のもの	計	4	3	0	2	5
	男	2	2	0	2	3
	女	2	1	0	0	2
大学等進学率	計	43.0	44.7	47.0	46.0	44.9
	男	43.3	43.3	47.8	50.9	38.5
	女	42.7	46.0	46.5	42.2	49.3
就 職 率	計	30.6	28.1	27.0	25.8	28.2
	男	32.8	28.4	26.8	24.3	32.7
	女	28.6	28.0	27.3	27.1	25.1

資料：岩手県「学校基本調査報告書」

●住宅建築の時期、建て方、構造別住宅数



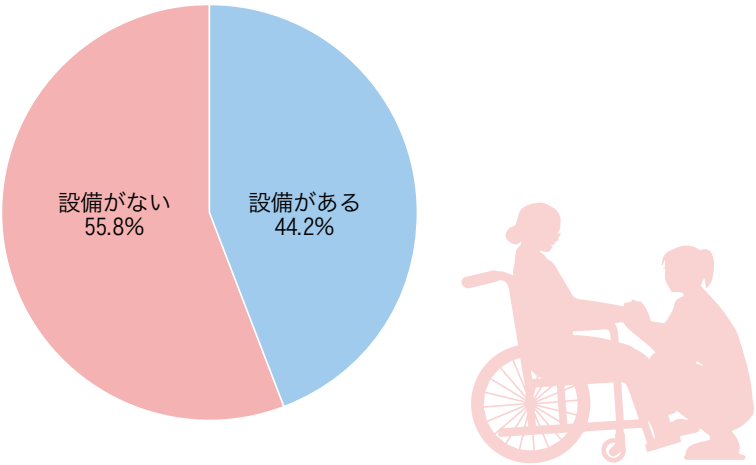
(平成30年10月1日現在 単位：戸)

区 分		総 数	構 造				
			木 造	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他
住 宅 総 数		14,070	2,910	10,090	800	260	20
建築の 時期	昭和45年前	1,660	660	970	20	10	－
	昭和46年～55年	2,340	490	1,800	30	20	－
	昭和56年～ 平成2年	2,610	510	1,850	220	40	－
	平成3年～7年	1,200	200	870	110	20	－
	平成8年～12年	1,290	200	960	100	30	－
	平成13年～17年	750	160	500	40	50	10
	平成18年～22年	720	90	460	120	50	10
	平成23年～27年	1,020	80	940	－	－	－
平成28年～ 30年9月	510	50	450	10	10	－	
建て方	一戸建	11,380	2,650	8,640	50	30	20
	長屋建	190	40	150	－	－	－
	共同住宅	2,440	230	1,240	740	230	－
	その他	60	－	50	10	－	－

資料：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

●高齢者等のための設備状況別住宅数

高齢者等のための設備の有無



(平成30年10月1日現在 単位：戸)

総数	高齢者等のための設備がある						高齢者等のための設備がない
	総数	手すりがある	またぎやすい高さの浴槽	廊下などの幅が車椅子で通行可能	段差のない屋内	道路から住宅まで車椅子で通行可能	
14,070	6,040	5,050	2,480	1,970	2,150	1,150	7,620

資料：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」



第1章
序論

第2章
基本構想

第3章
SDGsの取組

第4章
重点戦略

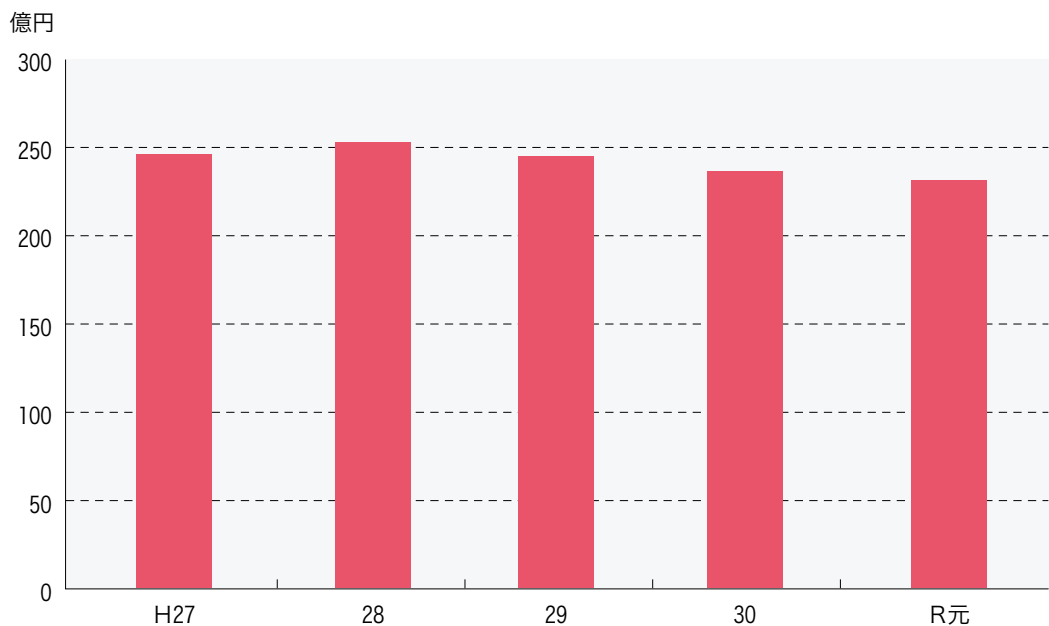
第5章
基礎戦略1

第6章
基礎戦略2

第7章
基礎戦略3

第8章
付属資料

●一般会計歳出決算額の推移



(単位：円)

年 度	歳 入		歳 出	
	予 算	決 算	予 算	決 算
平成 27	29,796,440,492	26,510,963,506	29,796,440,492	24,717,035,302
平成 28	40,517,236,104	29,149,338,856	40,517,236,104	25,401,194,821
平成 29	33,236,205,575	27,016,641,057	33,236,205,575	24,630,052,771
平成 30	28,570,945,919	25,793,476,248	28,570,945,919	23,744,478,614
令和元	29,613,783,927	25,182,666,542	29,613,783,927	23,228,454,948

※予算は補正後の最終予算額

財政計画 (普通会計)

(単位：百万円、%)

区 分		年 度		令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度			
		計画額		うち 一般財源	構 成 比	計画額	うち 一般財源	対前年 度伸率	構 成 比	計画額	うち 一般財源	対前年 度伸率	構 成 比	計画額	うち 一般財源	対前年 度伸率	構 成 比	計画額	うち 一般財源	対前年 度伸率	構 成 比		
歳	1 地 方 税	3,835	3,835	18.1	3,720	3,720	△ 3.0	19.5	3,608	3,608	△ 3.0	19.7	3,500	3,500	△ 3.0	19.7	3,395	3,395	△ 3.0	19.6			
	2 地 方 譲 与 税	264	264	1.2	239	239	△ 9.5	1.3	252	252	5.4	1.4	252	252	0.0	1.4	252	252	0.0	1.5			
	3 交 付 金	887	887	4.2	803	803	△ 9.5	4.2	803	803	0.0	4.4	803	803	0.0	4.5	803	803	0.0	4.6			
	4 地 方 特 例 交 付 金	20	20	0.1	10	10	△ 50.0	0.1	10	10	0.0	0.1	10	10	0.0	0.1	10	10	0.0	0.1			
	5 地 方 交 付 税	7,746	7,746	36.6	6,370	6,370	△ 17.8	33.4	6,052	6,052	△ 5.0	33.0	5,998	5,998	△ 0.9	33.7	5,945	5,945	△ 0.9	34.3			
	6 交通安全対策特別交付金	3	3	0.0	3	3	0.0	0.0	3	3	0.0	0.0	3	3	0.0	0.0	3	3	0.0	0.0			
入	7 分 担 金 及 び 負 担 金	71	0	0.3	13	0	△ 81.7	0.1	13	0	0.0	0.1	13	0	0.0	0.1	13	0	0.0	0.1			
	8 使 用 料 及 び 手 数 料	79	4	0.4	95	5	20.3	0.5	95	5	0.0	0.5	95	5	0.0	0.5	95	5	0.0	0.5			
	9 国 庫 支 出 金	2,633	79	12.4	2,772	83	5.3	14.6	2,778	83	0.2	15.1	2,797	84	0.7	15.7	2,818	85	0.8	16.3			
	10 県 支 出 金	1,648	16	7.8	1,438	14	△ 12.7	7.6	1,322	13	△ 8.1	7.2	1,332	13	0.8	7.5	1,343	13	0.8	7.8			
	11 財 産 収 入	31	14	0.1	71	31	129.0	0.4	71	31	0.0	0.4	71	31	0.0	0.4	71	31	0.0	0.4			
	12 寄 付 金	306	306	1.4	200	200	△ 34.6	1.1	200	200	0.0	1.1	200	200	0.0	1.1	200	200	0.0	1.2			
歳	13 繰 入 金	893	822	4.2	800	736	△ 10.4	4.2	800	736	0.0	4.4	500	460	△ 37.5	2.8	300	276	△ 40.0	1.7			
	14 繰 越 金	100	100	0.5	200	200	100.0	1.1	200	200	0.0	1.1	200	200	0.0	1.1	200	200	0.0	1.2			
	15 諸 収 入	670	60	3.2	676	61	0.9	3.5	676	61	0.0	3.7	676	61	0.0	3.8	676	61	0.0	3.9			
	16 地 方 債	1,977	534	9.3	1,636	442	△ 17.2	8.6	1,472	398	△ 10.0	8.0	1,325	358	△ 10.0	7.5	1,193	322	△ 10.0	6.9			
	計	21,163	14,690	99.8	19,046	12,917	△ 10.0	100.0	18,355	12,455	△ 3.6	100.0	17,775	11,978	△ 3.2	100.0	17,317	11,601	△ 2.6	100.0			
	1 人 件 費	3,462	3,116	16.4	2,787	2,508	△ 19.5	14.6	2,731	2,458	△ 2.0	14.9	2,676	2,408	△ 2.0	15.1	2,622	2,360	△ 2.0	15.1			
出	2 物 件 費	2,954	2,068	14.0	2,523	1,761	△ 14.6	13.2	2,447	1,750	△ 3.0	13.3	2,374	1,660	△ 3.0	13.4	2,303	1,607	△ 3.0	13.3			
	3 維 持 補 修 費	97	87	0.5	150	135	54.6	0.8	155	140	3.3	0.8	160	144	3.2	0.9	165	149	3.1	1.0			
	4 扶 助 費	4,072	1,222	19.2	4,109	1,233	0.9	21.6	4,150	1,245	1.0	22.6	4,191	1,257	1.0	23.6	4,233	1,270	1.0	24.4			
	5 補 助 費 等	5,107	4,308	24.1	2,266	2,039	△ 55.6	11.9	2,243	2,019	△ 1.0	12.2	2,221	1,999	△ 1.0	12.5	2,199	1,979	△ 1.0	12.7			
	6 公 債 費	2,751	2,751	13.0	2,916	2,916	6.0	15.3	2,828	2,828	△ 3.0	15.4	2,537	2,537	△ 10.3	14.3	2,297	2,297	△ 9.5	13.3			
	7 積 立 金	98	78	0.5	189	151	92.9	1.0	110	88	△ 41.8	0.6	6	5	△ 94.5	0.0	63	50	950.0	0.4			
出	8 投 資、出 資、貸 付 金	416	125	2.0	239	72	△ 42.5	1.3	239	72	0.0	1.3	239	72	0.0	1.3	239	72	0.0	1.4			
	9 繰 出 金	630	504	3.0	1,924	1,539	205.4	10.1	1,677	1,342	△ 12.8	9.1	1,810	1,448	7.9	10.2	1,756	1,405	△ 3.0	10.1			
	10 前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0		0	0			0	0			0	0			0	0					
	11 普 通 建 設 事 業 費	1,367	410	6.5	1,843	553	34.8	9.7	1,675	503	△ 9.1	9.1	1,461	438	△ 12.8	8.2	1,340	402	△ 8.3	7.7			
	うち 単 独 事 業 費	664	332	3.3	700	350	19.9	4.4	746	373	10.2	5.1	701	351	△ 18.2	4.3	643	322	△ 8.3	4.0			
	12 災 害 等 事 業 費	209	21	1.0	100	10	△ 52.2	0.5	100	10	0.0	0.5	100	10	0.0	0.6	100	10	0.0	0.6			
計	21,163	14,690	100.0	19,046	12,917	△ 10.0	100.0	18,355	12,455	△ 3.6	100.0	17,775	11,978	△ 3.2	100.0	17,317	11,601	△ 2.6	100.0				

久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画 策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 久慈市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という）及び久慈市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という）を策定するにあたり、地域の振興と活性化施策のあり方及び強靱なまちづくり施策について調査・検討し、市長に対し提言を行うことを目的として、久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

(組織)

第2 委員会は、委員17人以内をもって組織し、委員は、識見を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、後期基本計画及び地域計画の策定が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第3 委員会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画 策定検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 組 織（職 名）等
会 長	ヒ 日 ナタ ミツ オ 一 田 アキ ヒコ	学識経験者（元八戸大学教授）
副 会 長	イシ バ ネ タダ シ 石羽根 忠 志	久慈商工会議所（専務理事）
	カド マエ マサ キ 門 前 雅 紀	新岩手農業協同組合久慈中央支所（久慈営農経済センター長）
	カワ ダイ カズ エ 川 代 一 枝	久慈市校長会（会長）
	ク ジ タダ ヒロ 久 慈 匡 弘	久慈市保健推進委員連絡協議会（会長）
	ケンネンダイ ヒトミ 見年代 瞳	社会福祉法人 久慈市社会福祉協議会（副会長）
	サワ グチ ケイ シ 澤 口 敬 志	特定非営利活動法人 やませデザイン会議（理事）
	シモ ダテ ミツ ヨシ 下 館 満 吉	久慈地方森林組合（参事）
	ショウジガミ フミ ヨシ 障子上 文 義	平庭観光開発株式会社（代表取締役）
	スズ キ トオル 壽松木 亨	一般社団法人 久慈青年会議所（理事長）
	タカ ハシ ル ミ 高 橋 留 美	久慈市 PTA 連合会（会長）
	タカ ハタ トシ コ 高 畑 利 子	一般社団法人 久慈市観光物産協会（事務局次長）
	マス モリ エイ キ 舩 森 英 貴	久慈市男女共同参画推進委員会（前委員長）
	ムカ イ ケイ エキ 向 井 啓 益	一般社団法人 久慈市体育協会（事務局職員）
	ヤマ ザキ よしえ 山 崎 よしえ	久慈市漁業協同組合（参事）
	ワカ バヤシ ハル オ 若 林 治 男	久慈市地域女性団体連合会（副会長）
		久慈地域エネルギー株式会社（代表取締役）

久慈市総合計画後期基本計画策定経過の概要

年月日	策定経過
令和2年4月6日	策定方針の決定
5月29日	「久慈市総合計画後期基本計画」策定に係るスタートアップ説明会・SDGs研修会
6月4日～7月下旬	基礎調査、各課ヒアリング（基本計画調書、実施計画調書）
6月11日	久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱策定
7月3日	第2回久慈市総合計画策定に係るSDGs研修会
7月8日	第1回久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会（委員会の構成、策定概要、スケジュールの説明）
7月10日	第3回久慈市総合計画策定に係るSDGs研修会
8月11日	第4回久慈市総合計画策定に係るSDGs研修会
9月10日	第2回久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会（後期基本計画の素案について協議）
10月12日～11月10日	後期基本計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施
10月15日	第3回久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会（後期基本計画の素案について協議）
11月16日	第4回久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会（パブリックコメントへの対応説明、後期基本計画案まとめ）
11月17日	久慈市総合計画後期基本計画案の市長への提言
11月20日	庁議における協議
11月27日	市議会議員全員協議会における協議
12月24日	久慈市総合計画後期基本計画策定

第1章
序論

第2章
基本構想

序章
SDGsの取組

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付属資料

令和2年11月17日

久慈市長 遠 藤 譲 一 様

久慈市総合計画後期基本計画・
久慈市国土強靱化地域計画策定検討委員会
会 長 日 當 光 男

久慈市総合計画後期基本計画・久慈市国土強靱化地域計画策定に
関する検討結果について（提言）

令和2年7月8日、当委員会に対し依頼のあった「久慈市総合計画後期基本計画案」
及び「久慈市国土強靱化地域計画案」の検討について、4回にわたり慎重に協議した結果、
委員会として別添のとおり成案を得ましたので、ここに提出いたします。

つきましては、本計画に掲げる各施策の実現に向け、鋭意努力いただくようお願い申し
上げます

第1章
序 論

第2章
基本構想

序 章
SDGsの取組

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付
属
資
料

